資料 7

令和7年度

普　通　交　付　税(市町村分)調査表記載要領

地方特例交付金(市町村分)調査表記載要領

総務省自治財政局交付税課

基礎数値調査表記載要領
－普通交付税・地方特例交付金等共通－

１．項目の配列

(1)　調査表に記入する項目は、市町村マスター項目、共通項目及び個別項目に区分しています。
(2)　各項目は、基準財政需要額は各行政費目ごとに、基準財政収入額は各税目ごとに記載しています。

２．項目の配列

（例）

データ区分	一連番号	項目番号	提出区分	性格	項目名称	小数点桁数	単位	基礎数値	備考
下水道費	1	B0169	A	公	公共下水道排水人口		人		
	2	B0170	A	公	公共下水道排水面積		千㎡		
	3	B0171	A	公	農業集落排水施設排水人口　うち公営企業分		人		
	4	B0172	A	公	農業集落排水施設排水面積　うち公営企業分		千㎡		
	5	B0173	A	公	漁業集落排水施設排水人口　うち公営企業分		人		
	6	B0174	A	公	漁業集落排水施設排水面積　うち公営企業分		千㎡		
	7	B3209	A	公	林業集落排水施設排水人口　うち公営企業分		人		
	8	B3210	A	公	林業集落排水施設排水面積　うち公営企業分		千㎡		
	9	B3211	A	公	簡易排水施設排水人口　うち公営企業分		人		

(1)　「**一連番号**」は、便宜上データ区分ごとに１から昇順に付されている番号であり、データの増減等により毎年度異動するものとなります。
(2)　「**項目番号**」は、アルファベット１文字＋数字４桁で構成されていますが、頭のアルファベットは提出区分のＡ区分、Ｂ区分等とは関係のない記号であるので注意すること。
　また、項目番号は項目の順に設定されていないものがあるので注意すること。
(3)　「提出区分」については次のとおり。
　①　Ａ～Ｄの区分により、データ入力済市町村基礎数値を提出するものとします。
　②　Ａ～Ｄの各提出日は以下としますので、期限厳守でお願いします。

	１回	２回	３回	４回
	[4/16(水)]	[5/16(金)]	[5/27(火)]	[6/3(火)]
固定・シフトデータ	修正			
Ａ区分データ	提出 ⟶	修正		
Ｂ区分データ		提出 ⟶	修正	
Ｃ区分データ			提出 ⟶	修正
Ｄ区分データ				提出

　③　提出後にデータ修正の必要が生じた場合は、次回区分のデータ提出日に限り修正を可能とします。データ修正にあたっては、必ず、事前に総務省費(税)目担当者へ連絡を行った上で、「令和７年度普通交付税等電算基礎数値修正表」（６頁参照）を**総務省費(税)目担当者**及び**電算担当者**へ送付ください。
　④　固定・シフトデータは毎年異動しない数値ですが、もしＡ区分の固定・シフトデータの修正が必要となった場合には、Ａ区分データの提出日に限り、③の方法による修正を可能とします。
　⑤　基礎数値対前年度比較表及びエラーリストにおいて、前年度に比し大きく変動することとなる場合は、各提出区分Ａ～Ｄ（１回～４回）の提出日までに総務省費(税)目担当者にその理由を報告してください。

(4)　「性格」の記号は次の意味を表していること。

コ　…　固定データ（国調人口、農林業センサス等の毎年異動しないデータ）

シ　…　シフトデータをいい、電算上で前年度データをシフトすることにより本年度データとなるもの。なお、シフトデータであっても、前年度データが異動することがあるので、必ず確認をすること。

公　…　公共施設状況調査（総務省財務調査課調）のデータ

概　…　固定資産税概要調書（総務省固定資産税課調）のデータ

課　…　市町村税課税状況等調（総務省市町村税課調）のデータ

決　…　地方財政状況調査（総務省財務調査課調）のデータ

保　…　国民健康保険に関する調（総務省市町村税課調）のデータ

ラ　…　地方公務員給与実態調査（総務省給与能率推進室）に基づくラスパイレス指数

※各性格区分の注意点については「６．基礎数値の入力前作業について」を参照のこと。

(5)　「小数点桁数」に記載がある場合は、小数点以下の桁数を当該欄の数値分の桁数未満の端数を処理して記入すること。（基礎数値が整数である場合は空欄。）

（例）			「小数点桁数」欄	「基礎数値」欄
①　面積	124.70㎢	→	2	124.70（小数点の記入必要）
②　R2年国調人口	347,862人		空欄	347,862

３．記載上の留意事項

(1)　数値は明瞭に記入すること。（特に小数点を含む数値）

(2)　単位誤りや桁誤りのないように注意すること。

(3)　記入する数値が負数の時は、「－（マイナス）」を付し、負数で入力すること。

(4)　令和７年度は「n」で、令和６年度は「n－1」で表示されていること。

下記の例では、次の年月日を示していること。

①　n－4．5．1…令和３年５月１日

②　n－3．5．1…令和４年　〃

③　n－2．5．1…令和５年　〃

４．公的資金補償金免除繰上償還に係る留意事項

平成19年度～平成25年度に公的資金補償金免除繰上償還を行った地方債に係る基礎数値については、①繰上償還の財源として借換債を発行した場合は、借換後の各地方債の元利償還金(理論償還除く。)に基づき算入する。②繰上償還の財源として自己資金を充てた場合は、繰上償還前の各地方債の元金（理論償還除く。）に基づき算入する。（平成24年８月17日付事務連絡「公的資金補償金免除繰上償還に係る地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入方法について」参照）

なお、理論償還方式により算入している地方債の元利償還においては、借換前の償還表に基づき算入する。

５．地方債届出制により発行された地方債について

記載要領中、起債の同意等額には、地方財政法第５条の３第６項の規定に基づく届出により同意相当と認められたものを含むので、基礎数値報告の際は留意すること。

６．基礎数値の入力前作業について

基礎数値の収集及びチェックは、固定データ、シフトデータ、統計データ、公債費関係データ等、性格区分等を基本として行うことが適当である。

(1)「固定データ」（Ａ区分）は、国調人口等のデータで毎年異動しないデータを表し、Ａ区分データ入力前にチェックを完了することとする。「固定データ」（Ｂ区分）は、前年度数値又は統計数値が入力されているが、数値に異動がないか確認を行うこと。

(2)「シフトデータ」は、電算上で前年度データをシフトすることにより本年度データとなるものを表す。前年度数値であっても、確定数値とのチェックにより数値が異動することがあるので、市町村に照会し前年度数値を再確認することが適当である。

(3)各種統計データには、前年度までに確定したものと算定年度に確定するものとがある。

ア 「前年度までに確定したもの」については、固定データと同様なるべく早い時期に収集及びチェックを完了しておくことが適当である。

イ 「算定年度中に確定するもの」については、統計事務と交付税事務が並行するので、統計担当課と協議して、データの異動を把握する必要がある。また、最終入力日前には、統計担当課と必ずデータの突合を行うこと。

(4)市町村照会データについて

ア 市町村照会データについては、できるだけ検収を行うことが望ましい。
特に、「道路」、「港湾」等のように前年度数値を用いるものについては、早い時期に検収を行っておくことが必要である。

イ 市町村照会データであっても、都市計画区域人口、市町村たばこ税等のように県庁各課において確認できるデータについてはそれぞれの担当課と連携のうえ確認を行うこと。

ウ 検収を行わないデータについては、市町村報告の基礎となる資料や確認できる資料を添付させること。

エ 基礎数値の中にはその性格上最終入力前まで異動するもの（軽自動車税、生活扶助人員、養護老人ホーム被措置者数、法人税割、固定資産税等）があるので、定期的に市町村や県庁担当課と連絡する等の方法を取り、次年度以降の錯誤が生じることがないよう留意する必要がある。

(5)公債費関係データについて

ア 公債費は入力前に検収を行う必要があること。

イ 検収に用いる様式は、総務省様式をそのまま市町村に通知するのではなく、事業費補正に用いる元利償還金と公債費とを併せたものにする方が望ましい。

ウ 基礎数値として、元利償還金を用いるものについては、
① 前年度基礎数値と比較した表とすること。
② 検査による異動分をチェックすること。
③ 公債台帳を持参させ、検収等を行うことが必要であること。

特に18年度以降の同意等債については、
④ 起債同意書等、起債充当表、工事完了が確認できる書類等を提出させ確認すること。
⑤ 借り入れ予定日、繰越事業不用額を確認すること。
⑥ 利息計算について統一様式を示すこと等を行うこと。

エ 基礎数値として理論償還となり同意等額を用いるものについては
① 前年度基礎数値と比較した表とすること。
② 検査による異動分をチェックすること。
③ 公債台帳を持参させ、検収等を行うことが必要であること。
④ 起債同意書等を提出させ確認すること。
⑤ 繰越事業・不用額を確認すること。

オ 報告後に繰越や不用額等により数値が異動したものについては市町村から報告を求めること。

カ 最終入力前には、市町村から再度報告させ、借入日利率等について再確認を行うこと。
政府資金にあっては、財務局資料と突合を行うこと。

(参考)

市区町村コードについて

１．先頭６桁は総務省設定の「市区町村コード」を入力している。
２．７及び８桁目は、合併関係市町村以外の市町村であれば「00」（ゼロ）を、合併関係市町村であれば「00」以外の数字を入力している。
３．９及び10桁目は「00」を入力している。

（例）

(1)　合併関係市町村以外の市町村

［例］札幌市　　総務省設定市区町村コード…０１１０００２

市区町村コード									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0	1	1	0	0	2	0	0	0	0

(2)　合併関係市町村

［例］新宇都宮市　　総務省設定市区町村コード…０９２０１１
旧上河内町　　〃　　…０９３０３３（合併前市区町村コード）
旧河内町　　〃　　…０９３０４１（　　〃　　）

市区町村コード										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
0	9	2	0	1	1	0	0	0	0	…宇都宮市
0	9	2	0	1	1	0	1	0	0	…旧宇都宮市
0	9	2	0	1	1	0	2	0	0	…旧上河内町
0	9	2	0	1	1	0	3	0	0	…旧河内町

（注）上記のように合併関係市町村は、新市町村の「市区町村コード」を入力し、７及び８桁目に「00」以外の数字を入力している。

(3)　二度以上合併関係市町村

①　政令市である団体が二度以上の合併を行う場合

［例］新さいたま市　　総務省設定市区町村コード…１１１００７
旧岩槻市　　〃　　…１１２１３５（合併前市区町村コード）
旧浦和市　　〃　　…１１２０４６（　　〃　　）
旧大宮市　　〃　　…１１２０５４（　　〃　　）
旧与野市　　〃　　…１１２２０８（　　〃　　）

市区町村コード										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	1	1	0	0	7	0	0	0	0	…さいたま市
1	1	1	0	0	7	0	1	0	0	…旧さいたま市
1	1	1	0	0	7	0	2	0	0	…旧岩槻市
1	1	1	0	9	7	0	0	0	0	…新１さいたま市
1	1	1	0	9	7	0	1	0	0	…旧１浦和市
1	1	1	0	9	7	0	2	0	0	…旧１大宮市
1	1	1	0	9	7	0	3	0	0	…旧１与野市

※現在
※二度目の合併
※一度目の合併

（注）上記のように政令市における二度以上合併関係市町村は、団体コード上５桁目を「９」としている。また、３度目、４度目と合併を行う毎に５桁目の数字は「９」→「８」、「８」→「７」、…となる。

② 政令市以外の団体が二度以上の合併を行う場合

［例］新呉市　　総務省設定市区町村コード…３４２０２５

旧音戸町　〃　…３４３１１１（合併前市区町村コード）

旧倉橋町　〃　…３４３１２９（　〃　）

旧蒲刈町　〃　…３４３１４５（　〃　）

旧安浦町　〃　…３４４２３１（　〃　）

旧豊浜町　〃　…３４４２５７（　〃　）

旧豊町　〃　…３４４２６５（　〃　）

旧川尻町　〃　…３４４２４９（　〃　）

旧下蒲刈町　〃　…３４３１３７（　〃　）

市区町村コード										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
3	4	2	0	2	5	0	0	0	0	…呉市
3	4	2	0	2	5	0	1	0	0	…旧呉市
3	4	2	0	2	5	0	2	0	0	…旧音戸町
3	4	2	0	2	5	0	3	0	0	…旧倉橋町
3	4	2	0	2	5	0	4	0	0	…旧蒲刈町
3	4	2	0	2	5	0	5	0	0	…旧安浦町
3	4	2	0	2	5	0	6	0	0	…旧豊浜町
3	4	2	0	2	5	0	7	0	0	…旧豊町
3	4	2	0	2	6	0	0	0	0	…新２呉市
3	4	2	0	2	6	0	1	0	0	…旧２呉市
3	4	2	0	2	6	0	2	0	0	…旧２川尻町
3	4	2	0	2	7	0	0	0	0	…新１呉市
3	4	2	0	2	7	0	1	0	0	…旧１呉市
3	4	2	0	2	7	0	2	0	0	…旧１下蒲刈町

※現在

※三度目の合併（最新）

※二度目の合併　５，６桁目　25＋1=26

※一度目の合併　５，６桁目　26＋1=27

記 載 例

別紙

令和７年度普通交付税等電算基礎数値修正表

都道府県
番　　号

（ 5 ／ 16 ）（Ｂデータ修正分）

都道府県名　**〇〇県**　担当者名　〇〇

送付先　総務省　費(税)目担当及び交付税課電算担当

団 体 名	団体コード（10 桁）	費（税）目	項目番号	項　目　名	修正前データ	修正後データ	修　正　理　由
△△△市	C0000012000	〇〇費	Ｂ××××	〇〇債　元同意等額	300	300,000	担当の確認ミスにより、千円単位で報告すべきところを百万円単位で報告したため。

※項目ごとの都道府県計の数値は記載不要。

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ ー タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市町村マスタ</td><td>市町村コード
団体名</td><td>※記入不要
市区町村コードについては４頁参照。</td><td>1頁</td><td>―</td></tr>
<tr><td>団体区分コード</td><td>※記入不要
団体の区分は次のとおり。
<table><tr><th>団体区分</th><th>コード</th></tr><tr><td>特 別 区</td><td>1</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>2</td></tr><tr><td>中 核 市</td><td>3</td></tr><tr><td>施行時特例市</td><td>4</td></tr><tr><td>都　　市</td><td>5</td></tr><tr><td>町　　村</td><td>6</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>―</td></tr>
<tr><td>指定都市コード</td><td>指定都市とそれ以外の市町村を区別するものであること。
コードは次のとおり。
<table><tr><th>区　　分</th><th>コ　ー　ド</th></tr><tr><td>指定都市以外</td><td>0</td></tr><tr><td>指 定 都 市</td><td>同一県内の指定都市を１～９で指定</td></tr></table>
記載例
神奈川県　　愛知県　　福岡県
横浜市…1　　名古屋市…1　　北九州市…1
川崎市…2　　福岡市　…2</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>財源過不足コード</td><td>前年度の当初算定結果に基づく財源超過団体、財源不足団体の区分によること。（新たに合併した団体においては、合併前市町村の需要額・収入額を単純合算して算出すること。）
<table><tr><th>過不足の別</th><th>コード</th></tr><tr><td>財源不足団体</td><td>1</td></tr><tr><td>財源超過団体</td><td>2</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>種地区分コード
・地域区分
・種地
・評点数</td><td>「令和７年度算定に用いる普通態容補正に係る評点の確認について」（令和７年２月13日付事務連絡）において確認した種地及び評点数を記入すること。

(1) 地域区分コード
<table><tr><th>地域区分</th><th>コード</th></tr><tr><td>Ⅰ の 地 域</td><td>1</td></tr><tr><td>Ⅱ の 地 域</td><td>2</td></tr></table>(2) 種地区分コード
<table><tr><th>種地区分
地域区分</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>Ⅰ の 地 域</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>Ⅱ の 地 域</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ ー タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村マスタ</td><td>種地区分コード
（反対種地）</td><td>昨年度の算定において市町村長が選択していない種地（反対種地）がある場合には、「令和７年度算定に用いる普通態容補正に係る評点の確認について」（令和７年２月13日付事務連絡）において確認した種地及び評点数を記入すること。（該当がない場合は「０」（ゼロ）を記入。）
コードは種地区分コードと同じ。</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>寒冷補正の級地区分

コード
・給与差
・寒冷度
・積雪度（旧）
・積雪度（新）</td><td>給与差については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号、以下「寒冷地手当法」という。）別表に基づく級地区分によること。
なお、令和７年度より、寒冷地手当法の改正に伴い当該級地区分が改訂されているが、改訂後の級地区分が4級地の団体については「4」を、改訂前は4級地であったが改訂により無級地となった団体については「42」を記入すること。

<table><tr><th>区分＼級地</th><th>無</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>改訂前：4級地
改訂後：無級地</th></tr><tr><td>給　与　差</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>42</td></tr><tr><td>寒　冷　度</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>－</td></tr><tr><td>積　雪　度</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>－</td></tr></table>
なお、寒冷度及び積雪度に係る合併関係市町村の級地について、新市町村の級地又は合併前の級地のいずれか高い方の級地を適用する。</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>隔遠地に係る区分コード</td><td>(1) 隔遠地区分
<table><tr><th>区　　分</th><th>コード</th></tr><tr><td>非 該 当</td><td>0</td></tr><tr><td>本　　土</td><td>1</td></tr><tr><td>離　　島</td><td>2</td></tr></table>
(2) 隔遠地級地コード
普通交付税に関する省令第11条第1項第4号に基づく級地区分によること。
なお、隔遠地級地については、平成20年度において、級地決定基準の見直しを行ったところであるが、見直し後の級地が見直し前の級地を下回る団体は、当分の間、見直し前の級地を適用することとしていること。（省令附則第6条の2）
また、平成19年度から、合併算定替の取扱いを次のとおり変更しているので留意すること。
合併関係市町村の級地について、合併後の新市町村の級地を適用する。ただし、当該新市町村の級地が合併前の級地より低くなる場合にあっては、合併前の級地を適用する。

<table><tr><td rowspan="2">遠隔地に該当しない団体</td><td colspan="6">遠隔地に該当する団体</td></tr><tr><td>1級地</td><td>2級地</td><td>3級地</td><td>4級地</td><td>5級地</td><td>6級地</td></tr><tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>
なお、沖縄県の各市町村は、以下に示すコードを記入すること。
<table><tr><th>市町村名</th><th>コード</th><th>市町村名</th><th>コード</th><th>市町村名</th><th>コード</th></tr><tr><td>沖 縄 市</td><td>0</td><td>北 谷 町</td><td>0</td><td>伊是名村</td><td>3</td></tr><tr><td>浦 添 市</td><td>0</td><td>西 原 町</td><td>0</td><td>与那国町</td><td>6</td></tr><tr><td>宜野湾市</td><td>0</td><td>与那原町</td><td>0</td><td>多良間村</td><td>5</td></tr><tr><td>名 護 市</td><td>0</td><td>今帰仁村</td><td>2</td><td>南大東村</td><td>6</td></tr><tr><td>糸 満 市</td><td>0</td><td>北中城村</td><td>0</td><td>伊平屋村</td><td>3</td></tr><tr><td>石 垣 市</td><td>5</td><td>中 城 村</td><td>0</td><td>粟 国 村</td><td>3</td></tr><tr><td>豊見城市</td><td>0</td><td>恩 納 村</td><td>0</td><td>座間味村</td><td>3</td></tr><tr><td>うるま市</td><td>0</td><td>金 武 町</td><td>0</td><td>渡嘉敷村</td><td>3</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ ー タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市町村マスタ</td><td>隔遠地に係る区分コード
（つづき）</td><td>
<table>
<tr><td>宮古島市</td><td>4</td><td>国 頭 村</td><td>3</td><td>渡名喜村</td><td>3</td></tr>
<tr><td>南 城 市</td><td>0</td><td>伊 江 村</td><td>3</td><td>北大東村</td><td>6</td></tr>
<tr><td>読 谷 村</td><td>0</td><td>大宜味村</td><td>2</td><td>久米島町</td><td>3</td></tr>
<tr><td>本 部 町</td><td>2</td><td>宜野座村</td><td>0</td><td>八重瀬町</td><td>0</td></tr>
<tr><td>南風原町</td><td>0</td><td>竹 富 町</td><td>6</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>嘉手納町</td><td>0</td><td>東　　村</td><td>2</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>普通態容補正Ⅱの級地区分コード
・農業行政費
・林野水産行政費</td><td>
農業行政費にあっては、普通交付税に関する省令第11条第１項第２号、林野水産行政費にあっては、同省令第11条第１項第３号に基づく級地区分によること。
<table>
<tr><th>級地
費目</th><th>無級地</th><th>1級地</th><th>2級地</th><th>3級地</th><th>4級地</th><th>5級地</th></tr>
<tr><td>農業行政費</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr>
<tr><td>林野水産行政費</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr>
</table>
評点の算出にあたっては普通交付税に関する省令第11条第１項第２号及び第３号によること。
なお、国勢調査の数値を用いるものは令和２年国勢調査、固定資産税に係る概要調書の数値を用いるものは令和２年度概要調書、農林業センサスの数値を用いるものは2020農林業センサスによること。
</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>生活保護費に係る寒冷補正Ⅱの区分コード</td><td>
地域区分は、普通交付税に関する省令第13条第５項に基づく、別表第四(2)生活保護費に係る寒冷の差による地域区分によること。
<table>
<tr><th>地域区分</th><th>1区</th><th>2区</th><th>3区</th><th>4区</th><th>5区</th><th>6区</th></tr>
<tr><td>コード</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr>
</table>
</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>消防費の区域指定指数に係るコード</td><td>
密度補正に係る区域指定指数の有無により区分すること
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>コード</th></tr>
<tr><td rowspan="2">区域指定指数のある市町村</td><td>特定事業所のある市町村</td><td>2</td></tr>
<tr><td>上記以外の市町村</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の市町村</td><td>0</td></tr>
</table>
(1) 区域指定指数の有無は各都道府県の消防防災担当課に確認すること。

(2) 区域指定指数のある市町村
① 区域指定指数が小数点以下２位未満を四捨五入して数値が０となる場合であっても「区域指定指数のある市町村」となるものであること。

② 区域指定指数のある市町村のうち、石油コンビナート等災害防止法施行令第８条により大型化学消防車等を備え付けなければならない特定事業所がある市町村については「２」を記入し、それ以外の市町村については「１」を記入すること。

(3) その他の市町村
上記(2)以外の市町村は、「区域指定指数の有無」の欄に「０」を記入すること。なお、石油コンビナート等特別防災区域が所在する市町村であっても、区域指定指数の算出基礎となる石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量が０であるために区域指定指数が０となる場合には「区域指定指数の有無」の欄には「０」を記入すること。
</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ ー タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村マスタ</td><td>保健所設置市コード</td><td>地域区分は普通交付税に関する省令第11条第１項第５号に定める地域区分によること。
<table><tr><th>地 域 区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>該当地域</td><td>1</td></tr><tr><td>非該当地域</td><td>0</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>計量市コード</td><td>地域区分は普通交付税に関する省令第11条第１項第５号に定める地域区分によること。
<table><tr><th>地 域 区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>計量市</td><td>1</td></tr><tr><td>中小企業支援市</td><td>2</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>その他の土木費に係る普通態容補正の区分コード</td><td>地域区分は以下によること。
<table><tr><th>地　　域　　区　　分</th><th>コード</th></tr><tr><td>宅地造成等規制又は特定盛土等規制指定都市</td><td>1</td></tr><tr><td>特別区、その他の指定都市</td><td>2</td></tr><tr><td>宅地造成等規制又は特定盛土等規制中核市</td><td>3</td></tr><tr><td>その他の中核市</td><td>4</td></tr><tr><td>施行時特例市</td><td>5</td></tr><tr><td>上記１～５以外の建築主事設置市</td><td>6</td></tr><tr><td>上記１～６以外の限定特定行政庁設置市町村</td><td>7</td></tr><tr><td>その他の市町村</td><td>0</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
市町村マスタ	地域手当に係る級地区分コード（級地） 地域手当に係る級地区分コード（区分）	次の表の「地域手当支給割合」欄から「経過措置加算割合」欄のいずれにも該当する級地・区分によること。	1頁	A

見直し後の級地（支給割合）①	見直し前の級地（支給割合）②	改定幅 ①-②	令和７年度の地域手当の支給割合	コード 級地	コード 区分
１級地（20%）	１級地（20%）	+0	20%	1	1
２級地（16%）	２級地（16%）	+0	16%	2	1
	３級地（15%）	+1	15%	2	2
	４級地（12%）	+4	14%	2	3
	５級地（10%）	+6	14%	2	4
	６級地（6%）	+10	10%	2	5
	７級地（3%）	+13	7%	2	6
	非支給地（0%）	+16	4%	2	7
３級地（12%）	２級地（16%）	-4	15%	3	1
	３級地（15%）	-3	14%	3	2
	４級地（12%）	+0	12%	3	3
	５級地（10%）	+2	11%	3	4
	６級地（6%）	+6	10%	3	5
	非支給地（0%）	+12	4%	3	6
４級地（8%）	４級地（12%）	-4	11%	4	1
	５級地（10%）	-2	9%	4	2
	６級地（6%）	+2	7%	4	3
	７級地（3%）	+5	6%	4	4
	非支給地（0%）	+8	4%	4	5
５級地（4%）	６級地（6%）	-2	5%	5	1
	７級地（3%）	+1	3%	5	2
	非支給地（0%）	+4	2%	5	3
非支給地（0%）	７級地（3%）	-3	2%	0	1
	非支給地（0%）	+0	0%	0	0

（注）地域手当の級地区分は、令和６年９月６日付け給与情報第８号（総務省給与能率推進室）に基づく地域手当支給割合に基づき、上表の通り区分する。

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ ー タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村マスタ</td><td>福祉事務所設置町村コード
（n. 4. 1現在）</td><td>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第３項又は第４項に基づく福祉に関する事務所の有無により町村を次のとおり区分すること。
<table><tr><th>区　　分</th><th>コード</th></tr><tr><td>無</td><td>0</td></tr><tr><td>有</td><td>1</td></tr></table></td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>振興局コード
振興局名</td><td>※記入不可（北海道のみ該当）</td><td>1頁</td><td>―</td></tr>
<tr><td>合併後の新団体の区分</td><td>※記入不可</td><td>1頁</td><td>A</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
共通項目	面積	国土交通省国土地理院が公表した令和７年１月１日現在における当該市町村の面積を記入すること（小数点以下第２位まで）。記入に当たっては、次の点に注意すること。 ア　入会地、錯雑地等で市町村の境界が未定となっているものについては、関係市町村の面積の合計値の範囲内で関係市町村長が協議して定めた面積値を各市町村面積として記入すること。この場合、都道府県において、関係市町村長間の協議を証する書類の写しを保管しておくとともに、必ず事前に面積担当に連絡すること。 イ　市町村の区域に２以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池、又は潟があるときは、当該湖沼、池又は潟に係る境界が確定しているときに限り、その面積を含めること。 ウ　令和７年１月２日から令和７年４月１日までに廃置分合又は境界変更等が行われた場合にあっては、当該区域の面積を増減した後の面積を記入すること。この場合、必ず事前に面積担当に連絡をすること。	2頁	A
	住民基本台帳人口	指定年月日現在における住民基本台帳登載人口を記入すること。	2頁	A
	国調人口（R2年）	国調人口（R2年）は、令和３年12月１日付け官報により公示された確定値を記入のこと。なお、調査年月日以降令和７年４月１日までに廃置分合又は境界変更が行われたことにより人口が異動する場合にあっては、地方自治法施行令第177条第１項の規定によって都道府県知事の告示した人口を記入すること。	2頁	A
	人口集中地区人口 (R2年国調、H27年国調、H22年国調、H17年国調及びH12年国調)	令和２年、平成27年、平成22年、平成17年及び平成12年国勢調査によって調査した人口集中地区人口を記入すること。	2頁	A
	田面積、畑面積、宅地面積 （n-1概要調書）	令和６年度固定資産価格等の概要調書による田面積、畑面積、宅地面積を記入すること。 ただし、田面積、畑面積、宅地面積及び森林面積の合計数が総面積を超えるときは、その合計数が総面積となるようにそれぞれ按分した面積とすること。	2頁	A
	森林面積 （R2.2.1現在）	農林業センサス規則に基づいて調査された令和２年２月１日現在における森林面積（現況面積）のうち公有及び私有の森林の合計面積を記入すること。	2頁	A
	その他の面積	総面積から「宅地面積」、「田面積」、「畑面積」及び「森林面積」を除いた面積を記入すること。	2頁	A
	２以上の市町村にまたがる湖沼等の面積	市町村の区域に２以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が確定しているときに限り、その面積を記入するものであること。当該面積については、国土交通省国土地理院が公表した最近の市町村の面積の中に、境界未定等の理由で含まれていない湖沼、池又は潟については記入しないこと。	3頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
共通項目	公有及び私有の林野面積（2020農林業センサス）	農林業センサス規則に基づいて調査された令和２年２月１日現在における林野面積（所有形態別）のうち、公有及び私有の合計面積を記入すること。	3頁	A
	第１次、第２次、第３次産業就業者数（R2年国調）	令和２年国勢調査就業状態等基本集計第６－３表「男女，年齢（5歳階級），産業（大分類）別就業者数及び平均年齢（15歳以上就業者）－全国，都道府県，市区町村」表頭【「就業者数」「00_総数」】表側【「男女 0_総数」「産業」】についてそれぞれ下記の合算値を記入すること。 第１次産業就業者数：Ａ農業、林業～Ｂ漁業 第２次産業就業者数：Ｃ鉱業、採石業、砂利採取業～Ｅ製造業 第３次産業就業者数：Ｆ電気・ガス・熱供給・水道業～Ｔ分類不能の産業	3頁	A
	第１次、第２次、第３次産業就業者数（H27年国調）	平成27年国勢調査報告第３巻就業状態等基本集計結果その２都道府県・市区町村編第３表における産業分類別就業者数（以下「国調産業分類表」という。）を記入すること。 第１次産業就業者数：Ａ農業、林業～Ｂ漁業 第２次産業就業者数：Ｃ鉱業、採石業、砂利採取業～Ｅ製造業 第３次産業就業者数：Ｆ電気・ガス・熱供給・水道業～Ｔ分類不能の産業	3頁	A
	第１次、第２次、第３次産業就業者数（H22年国調）	平成22年国勢調査報告第３巻人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）その２都道府県・市区町村編第３表における産業分類別就業者数（以下「国調産業分類表」という。）を記入すること。 第１次産業就業者数：Ａ農業、林業～Ｂ漁業 第２次産業就業者数：Ｃ鉱業、採石業、砂利採取業～Ｅ製造業 第３次産業就業者数：Ｆ電気・ガス・熱供給・水道業～Ｔ分類不能の産業	3頁	A
	予算区分 (n.5.1現在)	5月1日現在において、予算が骨格予算である場合は「1」、暫定予算である場合は「2」、それ以外の場合は「0」を記入すること。 （合併関係市町村（旧団体）においては、入力を要しない） （参考） 骨格予算：団体の長等の選挙時期等の関係から政策的経費等の予算計上を避け、人件費等義務的経費等必要最小限度の経費を計上する予算 暫定予算：なんらかの事由により予算が成立しない場合に調製する一会計年度の中の一定期間について最小限度必要とされる経費の支出を可能ならしめるための予算	3頁	A
	普通交付税予算額 (n.5.1現在)	5月1日時点における普通交付税の予算計上額を記入すること。（特別交付税は含まないこと） （合併関係市町村（旧団体）においては、入力を要しない）	3頁	A
	臨時財政対策債予算額(n.5.1現在)	5月1日時点における臨時財政対策債の予算計上額を記入すること。 （合併関係市町村（旧団体）においては、入力を要しない）	3頁	A
	特定被災地方公共団体	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に基づき指定された特定被災地方公共団体にあっては、「１」を入力し、その他の団体にあっては「０」を入力すること。	3頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
種地	R7年度評点基礎	(1) Ⅰ－Ａ：人口集中地区人口に係る評点 ア　令和６年度算定においてⅠの地域に該当した市町村 イ　令和６年度算定においてⅠの地域に該当するがⅡの地域を選択した市町村 について、令和６年度算定において、当該Ⅰの地域の評点の基礎となったもののうち、人口集中地区人口に係る評点を記入すること。 (2) Ⅰ－Ｂ：経済構造に係る評点 前記(1)の例により記入すること。 (3) Ⅰ－Ｃ：宅地平均価格指数に係る評点 前記(1)の例により記入すること。 (4) Ⅰ－Ｄ：昼間流入人口に係る評点 前記(1)の例により記入すること。 (5) Ⅰ－計 前記(1)～(4)の合計評点を記入すること。 (6) Ⅱ－Ａ：Ⅰの地域からの距離に係る評点 令和６年度算定において、Ⅱの地域の評点の基礎となったもののうち、Ⅰの地域からの距離に係る評点を記入すること。 (7) Ⅱ－Ｂ：昼間流出人口比率に係る評点 前記(6)の例により記入すること。 (8) Ⅱ－Ｃ：経済構造に係る評点 前記(6)の例により記入すること。 (9) Ⅱ－Ｄ：宅地平均価格指数に係る評点 前記(6)の例により記入すること。 (10) Ⅱ－計 前記(6)～(9)の合計評点を記入すること。 （注）　１　Ⅱの地域にあっては、政令指定都市及び特別区以外の市町村はすべて記入され、Ⅰの地域にあっては、令和６年度算定において、選択した、選択しないにかかわらず、Ⅰの地域の資格を有する市町村にあっては必ず記入するものであること。（Ⅰの地域の資格を有しない市町村にあっては、（１）～（５）を記入しないこと。） ２　政令指定都市及び特別区については、上記(6)～(10)を記入しないこと。 ３　令和６年度において、基点となるべきⅠの地域のない市町村（上位にあるⅠの地域の市町村からの距離に基づき、省令第11条第１項第１号（二）の（１）の規定による計算方法により算出した評点が零点となる市町村）については、前記(6)を記入しないこと。	3～4頁	Ａ
	その他の項目	令和4年9月30日付け総財交第97号等の記載要領を参照すること。		

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
消防費	区域指定指数	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の所在する市町村における特別防災区域の石油の貯蔵・取扱量を100で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と特別防災区域の高圧ガスの処理量を200で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）との合計数値を記入すること。（石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、その年の１月１日現在において消防庁長官が調査した数値とし、表示単位は石油の貯蔵・取扱量にあっては千k□ 高圧ガスの処理量にあっては十万N‰とする。） 具体的には、総務省消防庁特殊災害室調「石油コンビナート等特別防災区域の所在する市町村に係る区域指定指数について(照会)」（令和７年１月１７日付消防特第１１号）による数値を記入すること。 なお、この数値が小数点以下２位未満を四捨五入して０となる場合であっても、市町村マスターの「区域指定指数の有無」の欄には、「１」又は「２」を記入すること。 （注）　区域指定指数の有無とその数値は各都道府県の消防防災担当課に確認すること。	5頁	A
	特別の地方債（消防防災設備整備費補助金一般財源化分）同意等額	平成18年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た特別の地方債（従来の消防防災設備整備費補助金の国庫補助負担金相当額分）の当該年度における同意又は許可額を記入すること。	5頁	A C
	標準額支払団員数	令和６年度において、市町村が年額報酬の標準額を支払った場合の「団員」階級の消防団員数を記入すること。 具体的には、総務省消防庁地域防災室調「令和７年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和７年３月１１日付消防地第１５５号）による数値を記入すること。 （注）　標準額支払団員数の数値は各都道府県の消防防災担当課に確認すること。	5頁	C
道路橋りょう費	道路の面積及び道路の延長 (n-1)年４月１日現在	道路の面積の国道（指定区間）以外は原則として、令和６年10月11日付け総財交第９４号総務省交付税課調「令和７年度普通交付税の算定に用いる道路橋りょう費の基礎数値について（照会）」（以下道路橋りょう費において「照会」という。）の第５表道路橋りょう費の測定単位の数値等に関する調に記載された市町村ごとの数値を記入すること。 なお、調査後に検査等により修正があった場合には修正後の数値を記入すること。この場合、必ず事前に道路橋りょう費担当に連絡すること。 ただし、道路の面積の国道（指定区間）は、平成23年度より測定単位から控除することとなっており、調査表の該当項目を削除しているので注意すること。 また、備考欄に「指定市及び道路法第17条２項適用市のみ」、「指定市及び道路法第17条２項又は３項適用市町村のみ」と記載されているものについては、指定市及び道路法第17条第２項又は第３項適用市町村が管理する国県道のみ記入すること。	5～6頁	A
	交通事故発生件数 (n-3)年 (n-2)年	「照会」の第５表道路橋りょう費の測定単位の数値等に関する調に記載された市町村ごとの数値を記入すること。 なお、調査後に検査等により修正があった場合には修正後の数値を記入すること。この場合、必ず事前に道路橋りょう費担当に連絡すること。	6頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
道路橋りょう費	地方道路等整備事業債（通常事業分）	平成21年度及び平成22年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうち通常事業分に係る同意等額（資金手当分及び農道・林道分を除く。平成22年度分は継続事業分※に限る。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。 ※以下のものを「継続事業」という（以下道路橋りょう費において同じ。）。 ・社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について平成21年度末までに①用地取得の一部②補償の一部③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの （事業単位は平成21年度までに国土交通省に提出した事業計画にある事業単位。） ・地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業（平成20年度～平成24年度）	6頁	A
	公共事業等債（旧地方道路・通常事業充当率）	平成23年度から平成26年度において発行を同意又は許可された公共事業等債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものとして平成23年度から公共事業等債に統合されたもの）に係る分で旧通常事業量分の充当率を用いているものの同意等額（資金手当分及び農道・林道分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	6頁	A
	臨時地方道整備事業債同意等額(一般分)	平成17年度から平成20年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債のうち一般分に係る同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	6頁	A
	地方道路等整備事業債（臨時事業分／一般事業）	平成21年度及び平成22年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうち臨時事業分（一般事業）に係る同意等額（資金手当分を除く。平成22年度分は継続事業分に限る。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	6頁	A
	公共事業等債（旧地方道路・臨時一般事業充当率）	平成23年度から平成26年度において発行を同意又は許可された公共事業等債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものとして平成23年度から公共事業等債に統合されたもの）に係る分で旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものの同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	6頁	A
	臨時地方道整備事業債同意等額（特定分）	平成17年度から平成20年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債のうち地方特定道路整備事業に係る同意等額（資金手当分及び財源対策債分※を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	6～7頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
道路橋りょう費	地方道路等整備事業債（臨時事業分／特定事業）	平成21年度から平成24年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうち臨時事業分（地方特定道路整備事業）に係る同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。平成22年度以降分は継続事業分に限る。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	7頁	A
	臨時地方道整備事業債同意等額（特定・財対債分）	平成17年度から平成20年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債のうち地方特定道路整備事業の財源対策債分※に係る同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。 ※臨時地方道整備事業債同意等額（特定分）参照	7頁	A
	地方道路等整備事業債（臨時事業分／特定事業（財対債分））	平成21年度から平成24年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうち臨時事業分（地方特定道路整備事業）の財源対策債分に係る同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	7頁	A
	臨時地方道整備事業債同意等額（復興特別分）	平成20年度において被災市街地復興特別事業の財源に充てるため発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債に係る同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし。）。	7頁	A
	地方道路等整備事業債（臨時事業分／復興特別事業）	平成21年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうち臨時事業分（被災市街地復興特別事業）の同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし。）。	7頁	A
	一般単独事業債（一般事業（一般分（復興特別事業）））	平成22年度において発行を同意又は許可された一般単独事業債のうち一般事業（一般分（被災市街地復興特別事業））の同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし）。	7頁	A
	公共事業等債（復興特別分）	平成23年度から令和６年度において発行を同意又は許可された公共事業等債のうち被災市街地復興特別事業の同意等額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。） ※平成21年度に地方道路整備事業債、平成22年度に一般単独事業債の起債対象となっていた被災市街地復興特別事業に限る。	7～8頁	A C
	一般公共事業債（高規格幹線道路建設事業（高速自動車国道建設事業分を除く）分）	平成21年度及び平成22年度において発行を同意又は許可された一般公共事業債のうち高規格幹線道路建設事業（高速自動車国道建設事業分を除く）分の同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし。）。	8頁	A
	公共事業等債（高規格幹線道路建設事業（高速自動車国道建設事業分を除く）分）	平成23年度から令和６年度において発行を同意又は許可された公共事業等債のうち高規格幹線道路建設事業（高速自動車国道建設事業分を除く）分の同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	8頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
道路橋りょう費	公共事業等債（各種災害関連（離島の防災機能強化・道路）分）	平成26年度から令和６年度において発行を同意又は許可された公共事業等債のうち各種災害関連（離島の防災機能強化・道路）分の同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること（資金別に区分する必要なし。）。	8頁	A C
港湾費	係留施設の延長及び外郭施設の延長	令和６年10月11日付け総財交第93号総務省交付税課調「令和７年度普通交付税の算定に用いる基礎数値について（照会）」における市町村分の「係留施設の延長」又は「外郭施設の延長」の「測定単位の数値」欄に記載された市町村ごとの数値を記入のこと。 なお、調査後に検査等により修正があった場合には修正後の数値を記入すること。	8～9頁	A
	港湾分地方債元利償還金	港湾事業に係る地方債（公債費等で算定されるもの（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財源対策債（平成７～11年度臨時公共事業債分を含む。）、昭和50～53、61、62、平成４～11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債）、財政健全化債、枠外債は除く。（普通交付税に関する省令（昭和37年８月20日自治省令第17号）第12条第５項市町村分港湾費参照））の令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、測定単位のない市町村で「その他の土木費」に算入されることとなる港湾分地方債元利償還金についても本欄に記入すること。	9頁	C
	漁港分地方債元利償還金	漁港事業に係る地方債（公債費等で算定されるもの（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財源対策債（平成７～11年度臨時公共事業債分を含む。）、昭和50～53、61、62、平成４～11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債）、財政健全化債、枠外債は除く。（普通交付税に関する省令（昭和37年８月20日自治省令第17号）第12条第５項市町村分港湾費参照））の令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、測定単位のない市町村で「その他の土木費」に算入されることとなる漁港分地方債元利償還金についても本欄に記入すること。	9頁	C
	港湾事業に係る地方債同意等額	平成17年度以降に発行を同意又は許可された港湾事業に充てた地方債に係る同意又は許可額を記入すること。 臨時措置分は除かれるので留意すること。 平成22年度～令和６年度同意又は許可分において、いわゆる事業費補正の見直し対象となっている事業については災害関連及び継続事業に限るので注意すること。	9～10頁	A C
	漁港事業に係る地方債同意等額	平成17年度以降に発行を同意又は許可された漁港事業に充てた地方債に係る同意又は許可額を記入すること。 臨時措置分は除かれるので留意すること。 平成22年度～令和６年度同意又は許可分において、いわゆる事業費補正の見直し対象となっている事業については災害関連及び継続事業に限るので注意すること。	9～10頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
都市計画費	都市計画区域人口	都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第２項の規定による令和６年４月１日現在の都市計画区域における令和２年国勢調査人口を記入すること。なお、市町村の区域の一部が都市計画区域である場合においては、その区域における令和２年国勢調査に係る「小地域集計第１表（基本単位区別集計結果）」により基本単位区の人口を積算し、都市計画区域人口とすること。 （注）基本単位区の一部が都市計画区域となる場合は、基本単位区内の全人口を都市計画区域人口とみなすものであること。	11頁	B
	総務大臣通知額（地下鉄補助金債（13～R6同意等額））	別途通知される地下高速鉄道建設事業等総務大臣通知予定額を記入すること。 平成23年度以降の同意等債については、平成22年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業に限るので、注意すること。	11頁	C
	総務大臣通知額（地下鉄続特例債（元金））	別途通知される地下鉄事業特例債（元金）総務大臣通知予定額を記入すること。	11頁	C
	総務大臣通知額（地下鉄再特例債（26同意等分まで））	別途通知される地下鉄事業再特例債総務大臣通知予定額を記入すること。	11頁	C
	総務大臣通知額（地下鉄再特例債（27～R4同意等額））	別途通知される地下鉄事業再特例債総務大臣通知予定額を記入すること。	11頁	C
	総務大臣通知額（地下鉄再々特例債（R5～6同意等額））	別途通知される地下鉄事業再々特例債総務大臣通知予定額を記入すること。	12頁	C
	総務大臣通知額（地下鉄続特例債（利息））	別途通知される地下鉄事業続特例債（利息）総務大臣通知予定額を記入すること。	12頁	C
	元利償還金（地下鉄出資債（11許可分まで））	昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金を記入すること。但し、地下鉄緊急整備事業（単独分）、地下鉄輸送力増強等事業に係る地方債を除く。	12頁	C
	地下鉄出資債 同意等額	昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため平成12年度から令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（平成23年度以降の同意等債については、平成22年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業に限る。）の額を記入すること。但し、地下鉄緊急整備事業（単独分)、地下鉄輸送力増強等事業、地下鉄緊急改良事業、地下鉄安全性向上対策事業及び地下鉄等防災・安全対策事業に係る地方債を除く。	12頁	A C
	総務大臣通知額（地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)(11許可分まで)）	別途通知される地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）の当該年度における元利償還金に対する一般会計繰出金に係る総務大臣通知予定額を記入すること。	12頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
都市計画費	地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）同意等額	地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）の平成12年度から平成22年度同意又は許可額の2/3に相当する額を記入すること。	12～13頁	A
	元利償還金（地下鉄緊急整備事業出資債（単独分）（11許可分まで））	地下鉄緊急整備事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金を記入すること。	13頁	C
	地下鉄緊急整備事業出資債（単独分）同意等額	地下鉄緊急整備事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため平成12年度から平成22年度において発行を同意又は許可された地方債の額を記入すること。	13頁	A
	元利償還金（地下鉄輸送力増強等事業出資債（11許可分まで））	地下鉄輸送力増強等事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金を記入すること。	13頁	C
	地下鉄輸送力増強等事業出資債　許可額	地下鉄輸送力増強等事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため平成12年度及び平成13年度において発行を許可された地方債の額を記入すること。	13頁	A
	地下鉄緊急改良事業出資債　許可額	地下鉄緊急改良事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため平成13年度から平成17年度において発行を許可された地方債の額を記入すること。	13頁	A
	地下鉄安全性向上対策事業出資債　許可額	地下鉄安全性向上対策事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため平成16年度及び平成17年度において発行を許可された地方債の額を記入すること。	13頁	A
	地下鉄等防災・安全対策事業出資債　同意等額	地下鉄等防災・安全対策事業に係る事業費の20%を出資する財源に充てるため平成18年度から令和６年度において発行を同意又は許可された地方債の額を記入すること。	13～14頁	A C
	元利償還金（ニュータウン鉄道出資債（11許可分まで））	昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10%を出資する財源に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金を記入すること。	14頁	C
	ニュータウン鉄道出資債　同意等額	昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10%を出資する財源に充てるため平成12年度から平成22年度において発行を同意又は許可された地方債の額を記入すること。	14頁	A
	総務大臣通知額（ニュータウン鉄道等補助金債（14～22同意等額））	別途通知されるニュータウン鉄道等補助金債総務大臣通知予定額を記入すること。	14頁	C
	元利償還金（地下鉄緊急整備事業出資債（３セク））	地下鉄緊急整備事業出資債（３セク）に係る当該年度における元利償還金を記入すること。（単独分のみ）	14頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
都市計画費	都市高速鉄道事業債（３セク地下鉄）（モノレール等）（３セクニュータウン鉄道等）	別途通知される「都市高速鉄道事業債（３セク地下鉄・モノレール等・３セクニュータウン鉄道等）について」により算出された数値を下記の区分により記入すること。 都市高速鉄道事業債（地下鉄・３セク） 都市高速鉄道事業債（モノレール等・公営） 都市高速鉄道事業債（モノレール等・３セク） 都市高速鉄道事業債（ﾆｭｰﾀｳﾝ鉄道等・３セク）	14～15頁	C
	一般公共事業債（公共事業等債）同意等額（復興特別分・土地区画整理事業及び市街地再開発事業）	平成17年度から令和６年度において被災市街地復興推進事業地域内における地方公共団体が実施する被災市街地復興特別事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）の財源に充てるため発行を同意又は許可された一般公共事業債（公共事業等債）に係る同意又は許可額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし）。	15頁	A C
	公共事業等債同意等額（復興特別分・小規模住宅地区改良事業及び都市防災総合推進事業）	令和元年度から令和６年度において被災市街地復興推進事業地域内における地方公共団体が実施する被災市街地復興特別事業（小規模住宅地区改良事業及び都市防災総合推進事業）の財源に充てるため発行を同意又は許可された公共事業等債に係る同意又は許可額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし）。	15頁	A C
	公共事業等債同意等額（復興特別分・街路事業）	令和元年度から令和６年度において被災市街地復興推進事業地域内における地方公共団体が実施する被災市街地復興特別事業（街路事業）の財源に充てるため発行を同意又は許可された公共事業等債に係る同意又は許可額（資金手当分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記載すること（資金別に区分する必要なし）。	15～16頁	A C
公園費	都市公園の面積	都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項の規定により市町村が設置している都市公園で同法第２条の２の規定による公告をし、令和６年４月１日現在において同法第17条第１項に規定する都市公園台帳（都市公園法施行規則第10条の要件をすべて満たしているものに限る。）に記載されている面積を記入すること。したがって、市町村が設置している都市公園にあっても、公告のないもの及び都市公園台帳に記載されていないものは対象外となるものであること（表示単位未満は四捨五入すること。）。 なお、市町村の組織する一部事務組合が設置している都市公園で上記に該当するものがある場合には、当該都市公園の所在する市町村の都市公園面積に加えること。 また、特定地区公園（カントリーパーク）の面積は、都市公園の面積に含まないこと。	16頁	A
	元利償還金（公園緑地事業債）（11許可分まで）	昭和63年度～平成11年度までに発行を許可された公園緑地事業（補助）に係る地方債（平成４～11年度補正予算債を除く。）の令和７年度の元利償還金を記入すること。 なお、特定地区公園（カントリーパーク）事業費補助に係るものは対象に含め、国営公園、古都、緑地保全事業に係るもの又は都道府県事業の負担金に充てるために発行を許可されたものについては対象外とすること。	16頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	公共下水道 排水人口 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の公共下水道の現在排水人口を記入すること。	17頁	A
	同 排水面積 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の公共下水道の現在排水区域面積（千㎡未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）を記入すること。	17頁	A
	農業集落排水施設 排水人口うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の農業集落排水施設の現在排水人口（うち汚水に係るもの）を記入すること。	17頁	A
	同 排水面積うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の農業集落排水施設の現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（千㎡未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）を記入すること。	17頁	A
	漁業集落排水施設 排水人口うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の漁業集落排水施設の現在排水人口（うち汚水に係るもの）を記入すること。	17頁	A
	同 排水面積うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の漁業集落排水施設の現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（千㎡未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）を記入すること。	17頁	A
	林業集落排水施設 排水人口うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の林業集落排水施設の現在排水人口（うち汚水に係るもの）を記入すること。	17頁	A
	同 排水面積うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の林業集落排水施設の現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（千㎡未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）を記入すること。	17頁	A
	簡易排水施設 排水人口うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の簡易排水施設の現在排水人口（うち汚水に係るもの）を記入すること。	17頁	A
	同 排水面積うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の簡易排水施設の現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（千㎡未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）を記入すること。	17頁	A
	小規模集合排水処理施設 排水人口うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の小規模集合排水処理施設の現在排水人口（うち汚水に係るもの）を記入すること。	17頁	A
	同 排水面積うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の小規模集合排水処理施設の現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（千㎡未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）を記入すること。	17頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	合併処理浄化槽 処理人口うち特定地域生活排水処理施設に係るもの うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の合併処理浄化槽処理人口のうち特定地域生活排水処理施設に係るものを記入すること。	17頁	A
	合併処理浄化槽 処理人口うち個別排水処理施設に係るもの　うち公営企業分 （ｎ－1.3.31現在）	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調査」による令和６年３月31日現在の合併処理浄化槽処理人口のうち個別排水処理施設に係るものを記入すること。	17頁	A
	公共下水道 下水管布設延長 （ｎ－1.3.31現在）	「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「9.管渠(1)下水管布設延長」（10表01行(31)列)で公共下水道事業（事業コード171）に係るものを記入すること。 また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。 なお、下水道事業債に係る未償還金がない組合にあっては、当該基礎数値に含めないこと。 ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。	17頁	A
	15のうち 合流管延長 （ｎ－1.3.31現在）	「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「9.管渠(1)ウ合流管」（10表01行(34)列)で、公共下水道事業（事業コード171）に係るものを記入すること。 また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。 なお、下水道事業債に係る未償還金がない組合にあっては、当該基礎数値に含めないこと。 ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。	17頁	A
	合流管比率	合流管比率＝ $\dfrac{\text{15のうち合流管延長}}{\text{公共下水道　下水管布設延長}}$ （小数点第３位未満四捨五入）	17頁	A
	公共下水道 処理区域内人口 （ｎ－1.3.31現在）	「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「7.普及状況(5)現在処理区域内人口」（10表01行(11)列)で、公共下水道事業（事業コード171）に係るものを記入すること。 また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。 なお、下水道事業債に係る未償還金がない組合にあっては、当該基礎数値に含めないこと。 ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。	17頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	公共下水道 処理区域内面積 （ｎ－1.3.31現在）	「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「7.普及状況(11)現在処理区域面積」（10表01行(17)列)で、公共下水道事業（事業コード171）に係るものを記入すること。 また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。 なお、下水道事業債に係る未償還金がない組合にあっては、当該基礎数値に含めないこと。 ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。	17頁	A
	処理区域内人口密度	処理区域内人口密度＝$\frac{\text{公共下水道　処理区域内人口}}{\text{公共下水道　処理区域内面積}}$ （小数点第１位未満四捨五入）	17頁	A
	流域下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、流域下水道に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、「流域下水道事業債元利償還金＝流域下水道事業として起債した流域関連公共下水道（狭義の公共下水道分）の元利償還金＋流域下水道事業として起債した流域関連公共下水道（狭義の公共下水道以外分）の元利償還金」となるので留意すること。	17頁	C
	公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。（平成８年度以降の下水道普及特別対策事業に係る元利償還金は除かれるので留意すること。） なお、「公共下水道事業債元利償還金＝公共下水道事業債（一般分）元利償還金＋公共下水道事業債（特別分）元利償還金」となるので留意すること。	17頁	C
	23のうち 公共下水道事業債（一般分）元利償還金	上記「公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」のうち、一般分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、臨時措置分は除かれるので留意すること。	17頁	C
	23のうち 公共下水道事業債（特別分）元利償還金	上記「公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」のうち、国庫補助金の分割交付制度の創設に伴い、昭和50年度から当分の間発行を許可されることとされた公共下水道事業債（特別分）の令和７年度における元利償還金を記入すること。（「公共下水道事業に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」の内書きとなるものである。）	17頁	C
	特定公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、特定公共下水道に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	17頁	C
	特定環境保全公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、特定環境保全公共下水道に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、平成８年度以降の下水道普及特別対策事業分及び臨時措置分は除かれるので留意すること。	17頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	農業集落排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、農業集落排水施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、臨時措置分は除かれるので留意すること。	17頁	C
	漁業集落排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、漁業集落排水施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	17頁	C
	林業集落排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、林業集落排水施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	17頁	C
	簡易排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、簡易排水施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	17頁	C
	小規模集合排水処理施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、小規模集合排水処理施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、臨時措置分は除かれるので留意すること。	17頁	C
	特定地域生活排水処理施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、特定地域生活排水処理施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	17頁	C
	個別排水処理施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、個別排水処理施設に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、臨時措置分は除かれるので留意すること。	17頁	C
	下水道事業債元利償還金　合計（11年度以前許可債に係るもの）	「流域下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「特定公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「特定環境保全公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「農業集落排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「漁業集落排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「林業集落排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「簡易排水施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「小規模集合排水処理施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」、「特定地域生活排水処理施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」及び「個別排水処理施設に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）」の各項目欄の額の合算額を記入すること。なお、この項目欄は、エラーチェックのために用いるものであること。	17頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	下水道普及特別対策事業（Ｈ８以降分）元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付自治準企第93号自治事務次官通知）に基づき実施される事業）に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 (注)１　この欄に記入するのは、上記要綱に基づき元利償還金の55％を交付税算入するもののみであり、平成３年４月30日付自治準企第90号自治事務次官通知に基づき実施した下水道普及特別対策事業に係る元利償還金は、「公共下水道に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）(23)」または「特定環境保全公共下水道事業に係る地方債元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）(27)」に記入すること。 ２　公害防止計画に基づいて実施される事業に係る元利償還金(下水道普及特別対策事業に係るものに限る。)についてもこの欄に記入すること。 ３　下水道普及特別対策の実施期間の終了に伴い、要件を達成できなかった場合など「下水道普及特別対策実施要領」(平成８年４月１日付自治準企第94号)の２（３）⑤により通常債として取り扱う必要のある場合には、公共下水道事業債（一般分）、特定環境保全公共下水道の欄に通常分として記載すること。	18頁	C
	下水道事業債特例措置分元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債特例措置分に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	18頁	C
	下水道事業債臨時措置分元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	平成11年度以前に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業に係るものであり、一般会計繰出金に代えて、平成９年度以降臨時的に措置されたものに係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	18頁	C
	流域下水道に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、流域下水道に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、臨時措置分は除かれるので留意すること。 (注)後述の「下水道事業債（旧公害防止事業分）」、「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	うち流域関連公共下水道（狭義の公共下水道分）	上記「流域下水道に係る地方債」のうち、流域関連下水道（狭義の公共下水道分）に係るものの平成18～令和６年度における同意又は許可額を記入すること。	22～37頁	A C
	うち流域関連公共下水道（狭義の公共下水道以外分）	上記「流域下水道に係る地方債」のうち、流域関連下水道（狭義の公共下水道以外分）に係るものの平成18～令和６年度における同意又は許可額を記入すること。	22～37頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	公共下水道に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること（平成８年度以降の下水道普及特別対策事業に係る許可額は除かれるので留意すること。）。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、「公共下水道事業債許可額＝公共下水道事業債（一般分）許可額＋公共下水道事業債（特別分）許可額」となるので留意すること。 (注)後述の「下水道事業債（旧公害防止事業分）」、「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	うち公共下水道事業債（一般分）	上記「公共下水道に係る地方債」のうち、一般分に係るものの平成12年度～平成17年度の許可額を許可年度ごとに記入すること。 なお、臨時措置分は除かれるので留意すること。	18～21頁	A
	うち公共下水道事業債（特別分）	上記「公共下水道に係る地方債」のうち、国庫補助金の分割交付制度の創設に伴い、昭和50年度から当分の間発行を許可されることとされた公共下水道事業債（特別分）の平成12年度～平成17年度の許可額を許可年度ごとに記入すること。（「公共下水道に係る地方債」の内書きとなるものである。）	18～21頁	A
	特定公共下水道に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、特定公共下水道に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 (注)後述の「下水道事業債（旧公害防止事業分）」、「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	特定環境保全公共下水道に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、特定環境保全公共下水道に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、平成８年度以降の下水道普及特別対策事業分及び臨時措置分は除かれるので留意すること。 (注)後述の「下水道事業債（旧公害防止事業分）」、「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	農業集落排水施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、農業集落排水施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、臨時措置分は除かれるので留意すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	漁業集落排水施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、漁業集落排水施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	林業集落排水施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、林業集落排水施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	簡易排水施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、簡易排水施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	小規模集合排水処理施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、小規模集合排水処理施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び平成17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、臨時措置分は除かれるので留意すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	特定地域生活排水処理施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、特定地域生活排水処理施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C
	個別排水処理施設に係る地方債	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、個別排水処理施設に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、臨時措置分は除かれるので留意すること。 (注)後述の「公営企業復興事業（下水道）に係る地方債」及び「公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る地方債」は含まないこと。	18～37頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	下水道事業債 合計	「流域下水道に係る地方債」、「公共下水道に係る地方債」、「特定公共下水道に係る地方債」、「特定環境保全公共下水道に係る地方債」、「農業集落排水施設に係る地方債」、「漁業集落排水施設に係る地方債」、「林業集落排水施設に係る地方債」、「簡易排水施設に係る地方債」、「小規模集合排水処理施設に係る地方債」、「特定地域生活排水処理施設に係る地方債」及び「個別排水処理施設に係る地方債」の各項目欄の額の合算額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 なお、平成16年度及び17年度許可債については、新設事業分と更新事業分とを分けて記入すること。 また、この項目欄は、エラーチェックのために用いるものであること。	18～37頁	A C
	下水道普及特別対策事業（Ｈ８以降分）	平成12年度～平成14年度に発行を許可された下水道事業に充てた地方債のうち、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付自治準企第93号自治事務次官通知）に基づき実施される事業）に係る許可額を許可年度ごとに記入すること。 （注）　１　この欄に記入するのは、上記要綱に基づき元利償還金の55％を交付税算入するもののみであり、平成３年４月30日付自治準企第90号自治事務次官通知に基づき実施した下水道普及特別対策事業に係るものは含めないこと。 ２　公害防止計画に基づいて実施される事業に係る許可額（下水道普及特別対策事業に係るものに限る。）についてもこの欄に記入すること。 ３　下水道普及特別対策の実施期間の終了に伴い、要件を達成できなかった場合など「下水道普及特別対策実施要領」（平成８年４月１日付自治準企第94号)の２（３）⑤により通常債として取り扱う必要のある場合には、公共下水道事業債（一般分）、特定環境保全公共下水道の欄に通常分として記載すること。	18～19頁	A
	下水道事業債臨時措置分	平成12年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業に係るものであり、一般会計繰出金に代えて、平成９年度以降臨時的に措置されたものに係る同意又は許可額及び流域下水道（地方単独事業に係るものを除く。）に係るものであり、一般会計繰出金に代えて、平成12年度以降臨時的に措置されたものに係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。	18～37頁	A C
	下水道事業債広域化・共同化分	平成12年度～令和元年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち、下水道事業広域化・共同化計画に基づく施設の整備（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成12年４月１日付自治準企第72号自治省財政局準公営企業室長通知））に係る同意又は許可額を同意又は許可年度ごとに記入すること。 また、令和２年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業に充てた地方債のうち「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（令和６年４月１日総財準第37号総務省自治財政局準公営企業室長通知）に係る同意又は許可額を公共下水道と特定環境保全公共下水道等について同意等年度ごとに記入すること。なお、令和４年度～令和６年度分については、「流域下水道への接続分」を「下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分）」に記載すること。	18～38頁	A C

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ　ー　タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">下水道費</td><td>下水道事業債特別措置分の乗数</td><td>εn：特別措置分の乗数（n年度分。n+1年度の算定に用いる又は用いた乗数）
n：18～6
εn＝ζn×1.143＋（1-ζn）×ηn
（小数点以下3位未満四捨五入）

ζn：平成又は令和n年度の算定に用いた合流管比率
（平成又は令和n年度の算定において合併算定替を行った団体については一本算定における合流管比率）
ηn：平成又は令和n年度の算定に用いた処理区域内人口密度に応じる以下の係数

（平成又は令和n年度の算定において合併算定替を行った団体については一本算定における合流管比率）
<table><tr><th>n年度の算定に用いた処理区域内人口密度</th><th>ηn</th></tr><tr><td>25人未満</td><td>0</td></tr><tr><td>25人以上50人未満</td><td>1.143</td></tr><tr><td>50人以上75人未満</td><td>1.071</td></tr><tr><td>75人以上100人未満</td><td>1.048</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>1.036</td></tr></table></td><td>22～38頁</td><td>A
C</td></tr>
<tr><td>下水道事業債特別措置分
発行可能額</td><td>平成18年度～令和６年度の発行可能額を記入すること。
なお、令和６年度分については「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（令和７年４月４日付け）（４月照会）第３表（３）「AY令和６年度発行可能額」の欄の額を記入すること。</td><td>22～38頁</td><td>A
C</td></tr>
<tr><td>下水道事業債（旧公害防止事業分）</td><td>令和３年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画について環境大臣の同意を得たもののうち、「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する下水道事業（公共下水道及び流域下水道における設置及び改築の事業に限る）に係る同意又は許可額を記入すること。</td><td>34～38頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>下水道事業債（脱炭素化事業分）</td><td>令和４年度に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第百十七号）第21条第１項に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づき実施した下水道事業（太陽光発電設備の設置、ＺＥＢ基準相当への適合、省エネルギー改修、ＬＥＤ照明の導入）に係る同意又は許可額を記入すること。</td><td>35頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>下水道事業債（脱炭素化推進事業分）</td><td>令和５年度及び令和６年度に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第百十七号）第21条第１項に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づき実施した下水道事業に係る同意又は許可額を記入すること。
①～⑨の区分については、「脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて（周知）」（令和６年４月１日付け事務連絡）2.(1)を参照の上、各調査項目への計上を行うこと。（令和６年度算定における基礎数値を確認したい場合は、L8帳票を参照すること。）</td><td>36～38頁</td><td>C</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	下水道資本費平準化債（下水道事業債分）	平成17年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業資本費平準化債のうち、下水道事業分に係る同意又は許可額として総務大臣通知された額を記入すること。 なお、大臣通知の修正が行われた場合は、修正された後の額を記入すること。 また、公害防止計画に基づき実施された事業に係る元利償還金を対象として要望された資本費平準化債については、この欄に含めず公害防止事業債分の項目欄に記載すること。 なお、特定流域下水道事業分は除かれるので留意すること。	21～38頁	A C
	下水道資本費平準化債(公害防止事業債分)	平成17年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち、公害防止計画に基づき実施された下水道事業に係る元利償還金を対象とした分に係る同意又は許可額を記入すること。	21～38頁	A C
	下水道資本費平準化債（下水道事業債分）令和７年度同意等見込額	「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（令和７年４月４日付け）（４月照会）第２表（３）「BD令和７年度同意等見込額」の欄の額を記入すること。 なお、同意等見込額は、総務省準公営企業室において令和７年４月上旬実施予定の起債協議等額調査（５月下旬期限予定）で報告される額及び令和７年度において地方財政法第５条の３第６項による届出をして発行する見込みである額の合計額となること。 （注）　１　公害防止計画に基づき実施された事業に係る元利償還金を対象として要望された資本費平準化債については、この欄に含めず公害防止事業債分又は下水道事業債（旧公害防止対策事業分）分の項目欄に記載すること。公害防止対策事業分があるにも関わらず、この欄に全額記入することがないように留意すること。 ２　令和７年度同意又は許可（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する地方債のうち同意相当と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む）に係る資本費平準化債については、令和７年度の資本費平準化債同意等見込額として総務大臣から通知された額に0.5を乗じた額が令和７年度の下水道費事業費補正の総額から控除されること。 なお、控除した結果が負数となる場合には、令和７年度事業費補正係数を0とすること。 また、翌年度には上記の控除した結果が0となる額に同意等見込額が大臣修正されること。 ３　令和７年度同意等見込額(令和８年度に大臣修正された団体においては修正後の額）の元利償還金の50％については、令和８年度以降下水道費の事業費補正において措置されること。	38頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	下水道資本費平準化債（公害防止事業債分） 令和７年度同意等見込額	令和２年度までに発行について同意又は許可を得た地方債で、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第五条の規定により総務大臣が指定したものに係る元利償還金を対象とした令和７年度資本費平準化債同意等見込額を記入するものであること。 （注）　１　令和７年度同意又は許可（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する地方債のうち同意相当と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む）に係る資本費平準化債については、同意等見込額を令和７年度の公害防止事 業債元利償還金の額から控除すること。 （公害防止事業債の算入率は0.5であることから、下水道費と同様の措置となること。） ２　この項目欄は、今年度の下水道費事業費補正の基礎数値として用いるものではないこと。 ３　なお、発行見込額の元利償還金の50％については、翌年度以降下水道費の事業費補正において措置されること。	38頁	C
	下水道資本費平準化債（下水道事業債（旧公害防止対策事業分）分） 令和７年度同意等見込額	旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画について、「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する下水道事業（公共下水道及び流域下水道における設置及び改築の事業に限る）に係る、令和６年度に発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を対象とした令和７年度資本費平準化債同意等見込額を記入するものであること。 （注）　１　令和７年度同意又は許可（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する地方債のうち同意相当と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む）に係る資本費平準化債については、令和７年度の資本費平準化債同意等見込額として総務大臣から通知された額に0.5を乗じた額が令和７年度の下水道費事業費補正の総額から控除されること。 なお、控除した結果が負数となる場合には令和７年度事業費補正係数を0とすること。 また、翌年度には上記の控除した結果が0となる額に同意等見込額が大臣修正されること。 ２　令和７年度同意等見込額(令和８年度に大臣修正された団体においては修正後の額）の元利償還金の50％については、令和８年度以降下水道費の事業費補正において措置されること。	38頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	（参考）　下水道事業において、平成４、５、７、８、９、10、11年度補正予算債とは、通常の率を超えて公営企業債が充当された流域下水道に係る一般会計の建設費補助相当分に係る部分のみをいうものであり、国の補正予算に伴い発行を許可された地方債全部を指すものではないことに注意すること。 　また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合の経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。 (1) 昭和34年度以降に発行を同意又は許可された政府資金及び公営企業金融公庫資金に係る地方債 (2) 昭和47年度以降に発行を同意又は許可された市場公募資金に係る地方債 (3) 昭和51年度以降に発行を同意又は許可された枠内縁故(銀行等引受)資金に係る地方債 (4) 平成20年度以降に発行を同意又は許可された地方公共団体金融機構資金（地方公営企業等金融機構資金）に係る地方債		
	流域下水道に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、流域下水道に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含めない。 なお、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定の適用を受けて実施する下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に係る流域下水道の事業において同意又は許可を得た公営企業会計適用債を含む。	28～38頁	A C
	うち流域関連公共下水道（狭義の下水道分）	上記「流域下水道に係る公営企業会計適用債」のうち、流域関連下水道（狭義の公共下水道分）に係るものの平成27年度～令和６年度における同意等額を記入すること。	28～38頁	A C
	うち流域関連公共下水道（上記以外分）	上記「流域下水道に係る公営企業会計適用債」のうち、流域関連下水道（上記以外分）に係るものの平成27年度～令和６年度における同意等額を記入すること。	28～38頁	A C
	公共下水道に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、公共下水道に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含めない。 なお、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定の適用を受けて実施する下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に係る流域下水道の事業において同意又は許可を得た公営企業会計適用債を含む。	28～38頁	A C
	特定公共下水道に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、特定公共下水道に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	特定環境保全公共下水道に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、特定環境保全公共下水道に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	農業集落排水施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、農業集落排水施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	漁業集落排水施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、漁業集落排水施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	林業集落排水施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、林業集落排水施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	簡易排水施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、簡易排水施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	小規模集合排水処理施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、小規模集合排水処理施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	特定地域生活排水処理施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、特定地域生活排水処理施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	個別排水処理施設に係る公営企業会計適用債	平成27年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た公営企業会計適用債のうち、個別排水処理施設に係る同意等額を同意等年度ごとに記入すること。※上記の建設改良費に係る下水道事業債に含まないこと。	28～38頁	A C
	合併に伴う都道府県から市町村へ移行した公共下水道に係る措置分	合併特例法第２条第１項の市町村の合併又は合併新法第２条第１項の市町村の合併に伴い、都道府県が管理する流域下水道から移行した市町村が管理する公共下水道（合併特例法第１４条第１項又は合併新法第２０条第１項の規定により流域下水道とみなすこととされた公共下水道を含む。）の整備のために充てた当該都道府県が発行した同意又は許可を得た地方債の額に基づき算定した額として総務大臣が定めて通知した額を記入すること。	38頁	C
	（各下水道事業） 統合の有無	令和７年４月上旬に準公営企業室から照会予定の「令和７年度下水道事業高資本費対策における激変緩和措置の追加調査について」において報告した、複数の下水道事業が事業統合した下水道事業（以下「統合下水道」という。）であって、統合下水道として平成30年４月２日から令和６年３月31日の間に汚水処理又は供用を開始したものにあっては１、それ以外のものにあっては２を記入すること。	39～43頁	C
	（各下水道事業） 統合年度	「統合の有無」欄で「１」を記入したものについて、令和７年４月上旬に準公営企業室から照会予定の「令和７年度下水道事業高資本費対策における激変緩和措置の追加調査について」において報告した、統合下水道として汚水処理又は供用を開始した日の属する年度を西暦で記入すること。	39～43頁	C
	（各下水道事業） 統合対象事業 公共下水道～個別排水処理施設	「統合の有無」欄で「１」を記入したものについて、令和７年４月上旬に準公営企業室から照会予定の「令和７年度下水道事業高資本費対策における激変緩和措置の追加調査について」において報告した、統合下水道に統合した事業すべてに「１」を記入すること。 （例） 公共下水道と農業集落排水施設が統合し、平成30年４月２日から公共下水道として汚水処理を開始した場合 ⇒「公共下水道」欄及び「農業集落排水施設」欄にそれぞれ「１」を記入。	39～43頁	C
	（公共及び特環下水道事業） 汚水処理開始年度 （上記以外の事業） 供用開始年度	「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「処理開始年月日」（10表02行(8)列）又は「供用開始年月日」(10表01行(2)列)の属する年度を下記の①及び②ともに該当する市町村（一部事務組合の場合は、当該組合を構成する全市町村）のみ記入するものであること。 ①　当該下水道事業が平成８年度以降に汚水処理又は供用を開始しているものであること。ただし、統合下水道に統合した事業のいずれかが平成８年度以降に汚水処理又は供用を開始している場合は、この限りではない。 ②　算定対象資本費又は算定対象資本費（統合前）が記入される市町村であること。 ※年度は西暦で記入すること。	39～43頁	C

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ ー タ
提出区分</th></tr>
<tr><td>下水道費</td><td>（各下水道事業）
算定対象資本費</td><td>「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づいて算出した数値が下記の①、②、③、④全てに該当する市町村のみ記入するものであること。
　また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。
　ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。

①　「令和５年度地方公営企業決算状況調査」の数値に基づき次式で算定した当該下水道事業の有収水量１㎥当たりの算定対象資本費単価が、46円／㎥以上であること。

資本費単価＝ $\frac{\text{算定対象資本費}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$

年間有収水量：10表01行52列

算定対象資本費 ＝ 52表01行35列－（52表01行36列
＋37列＋38列＋39列＋40列＋41列）
＋52表01行43列－（52表01行44列
＋45列＋46列＋47列）－汚水公費負担分
－（52表01行02列-15列＋17列
－30列－31列）×0.3

汚水公費負担分：（52表01行01列－（52表01行02列～14列）
＋52表01行16列－（52表01行17列～27列）
－32列－33列）
×（1－合流管比率）×汚水公費負担比率

汚水公費負担比率：処理区域内人口密度に応じた以下の乗率
<table><tr><td>処理区域内人口密度（人/ha）</td><td>乗率</td></tr><tr><td>25未満</td><td>0.6</td></tr><tr><td>25以上50未満</td><td>0.5</td></tr><tr><td>50以上75未満</td><td>0.4</td></tr><tr><td>75以上100未満</td><td>0.3</td></tr><tr><td>100以上</td><td>0.2</td></tr><tr><td>特定環境保全公共下水道等※</td><td>0.6</td></tr></table>※　特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

算定対象資本費、汚水公費負担分の算出にあたっては、52表（共通様式）の数値を用いること。ただし、令和５年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって、未払金となった地方債元利償還金が発生した事業においては、52表（法非適事業）の数値を用いること。</td><td>39～43頁</td><td>C</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	（各下水道事業） 算定対象資本費 （つづき）	②　「令和５年度地方公営企業決算状況調査」の数値に基づき次式で算定した当該下水道事業の有収水量１㎥当たりの使用料単価が150.00円／㎥以上であること。 $$使用料単価＝\frac{下水道使用料（法適用事業）+下水道使用料（法非適用事業）}{年間有収水量}\times 1,000$$ 下水道使用料(法適用事業)：20表１行３列 下水道使用料(法非適用事業)：26表１行３列※ 年間有収水量：10表１行52列 ※　当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって、未収分となった料金収入が発生した事業については、26表２行70列の数値を用いること。 ③　当該下水道事業が平成８年度以降に汚水処理又は供用を開始しているものであること。 ④　「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年８月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づく経営戦略のうち、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31 年３月29 日付け総財公第45 号、総財営第34 号、総財準第52 号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たすものを策定していること。 ただし、人口３万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が３万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。	39～43頁	C
	（各下水道事業） 有収水量	（この欄は、上記資本費が記入される市町村においてのみ記入するものであること。） 「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「10. 処理場」欄中、「(7)年間有収水量（㎥）」（10表01行52列）を記入するものであること。 また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合の経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。 ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。	39～43頁	C
	（各下水道事業） 使用料等	（この欄は、上記資本費が記入される市町村においてのみ記入するものであること。） 「令和５年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された、法適用事業にあっては「20損益計算書」の「1.総収益(1)営業収益ア下水道使用料」（20表01行３列）、法非適用事業にあっては「26歳入歳出決算に関する調」の「1.収益的収支」欄中、(1)総収益ア営業収益（ｱ）下水道使用料」（26表01行３列、ただし打切決算の場合は26表２行70列）の数値を記入すること。 また、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合の経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。 ただし、総務大臣が認める場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること。	39～43頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
下水道費	（各下水道事業） 法適用事業・法非適用事業の区分	（この欄は、上記資本費が記入される市町村（一部事務組合の場合は、当該組合を構成する全市町村）においてのみ記入するものであること。） 令和６年３月31日時点において地方公営企業法の一部又は全部を適用している市町村にあっては１、適用していない市町村にあっては２を記入すること。 なお、市町村において同法を適用している事業と適用していない事業の両方を行っている場合は２とするものであること。	39～43頁	C
	（公共及び特環下水道事業） 汚水処理開始年度 （上記以外の事業） 供用開始年度 （統合前）	（この欄は、平成30年４月２日から令和６年３月31日までの間に汚水処理又は供用を開始した統合下水道事業に統合した事業について、記入するものであること。） 統合前年度の「地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された「10施設及び業務概況に関する調」の「処理開始年月日」（10表02行(8)列）又は「供用開始年月日」(10表01行(2)列)の属する年度を下記の①及び②ともに該当する市町村 （一部事務組合の場合は、当該組合を構成する全市町村）のみ記入するものであること。 ①　当該下水道事業が平成８年度以降に汚水処理又は供用を開始しているものであること。 ②　算定対象資本費（統合前）が記入される市町村であること。 ※年度は西暦で記入すること。	44～45頁	C
	（各下水道事業） 算定対象資本費 （統合前）	（この欄は、平成30年４月２日から令和６年３月31日までの間に汚水処理又は供用を開始した統合下水道事業に統合した事業について、記入するものであること。） 「（各下水道事業）算定対象資本費」欄の「令和５年度地方公営企業決算状況調査」を「統合前年度の『地方公営企業決算状況調査』」と読み替えるものとする。	44～45頁	C
	（各下水道事業） 有収水量 （統合前）	（この欄は、平成30年４月２日から令和６年３月31日までの間に汚水処理又は供用を開始した統合下水道事業に統合した事業について、記入するものであること。） 「（各下水道事業）有収水量」欄の「令和５年度地方公営企業決算状況調査」を「統合前年度の『地方公営企業決算状況調査』」と読み替えるものとする。	44～45頁	C
	（各下水道事業） 使用料等 （統合前）	（この欄は、平成30年４月２日から令和６年３月31日までの間に汚水処理又は供用を開始した統合下水道事業に統合した事業について、記入するものであること。） 「（各下水道事業）使用料等」欄の「令和５年度地方公営企業決算状況調査」を「統合前年度の『地方公営企業決算状況調査』」と読み替えるものとする。	44～45頁	C
	（各下水道事業） 法適用事業・法非適用事業の区分 （統合前）	（この欄は、平成30年４月２日から令和６年３月31日までの間に汚水処理又は供用を開始した統合下水道事業に統合した事業について、記入するものであること。） 「（各下水道事業）法適用事業・法非適用事業の区分」欄の「令和５年度地方公営企業決算状況調査」を「統合前年度の『地方公営企業決算状況調査』」と読み替えるものとする。	44～45頁	C
その他の土木費	自然災害防止事業債元利償還金	自然災害防止事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の令和７年度における元利償還金を記入すること。	46頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の土木費	旧まちづくり交付金事業に充てた地方債の同意等額	旧まちづくり交付金事業に係る経費に充てるため平成17年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（施設整備事業を除く。）の同意等額を記入すること。 ※平成22年度新規事業分は除く。	46頁	A
	旧地域住宅交付金事業に充てた地方債の同意等額	旧地域住宅交付金事業に係る経費に充てるため平成17年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（施設整備事業を除く。）の同意等額を記入すること。 ※平成22年度新規事業分は除く。	46頁	A
	地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げ分が行われる事業（小・中学校の施設整備事業を除く。）に充てた地方債の同意等額	地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる事業（小・中学校の施設整備事業を除く。）に係る経費に充てるため平成18年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。 （注）　平成21年度算定より、小・中学校の施設整備事業についてはそれぞれ小学校費、中学校費において措置することとしたので留意すること。	46～47頁	A C
	建築基準法施行令に基づく非構造部材の補強事業（特定天井分）（幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）に充てた地方債の同意等額	建築基準法施行令に基づく非構造部材の補強事業（特定天井分）（幼稚園又は特別支援学校（幼稚部、小・中学部）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	47頁	A
	建築基準法施行令に基づく非構造部材の補強事業（特定天井以外分）（幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）に充てた地方債の同意等額	建築基準法施行令に基づく非構造部材の補強事業（特定天井以外分）（幼稚園又は特別支援学校（幼稚部、小・中学部）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	47頁	A
	特別支援学校に係る学校教育施設等整備事業（大規模改造等（単独）分）に充てた地方債の同意等額	特別支援学校（小・中学部）に係る学校教育施設等整備事業（大規模改造等（単独）分）に係る経費に充てるため平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	47頁	A C
	特別支援学校に係る学校教育施設等整備事業（大規模改造等（補助）分）に充てた地方債の同意等額	特別支援学校（小・中学部）に係る学校教育施設等整備事業（大規模改造等（補助）分）に係る経費に充てるため平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。 （注）令和５年度算定より、特別防犯対策施設整備工事分を除くこと。	47頁	A C
	特別支援学校に係る学校教育施設等整備事業等（大規模改造等（補助）（特別防犯対策整備工事分））に充てた地方債の同意等額	幼稚園、特別支援学校（幼稚部、小・中学部、高等部）に係る学校教育施設等整備事業（大規模改造等（補助）（特別防犯対策施設整備工事））に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業（大規模改造等（補助）（特別防犯対策施設整備工事））に係る経費に充てるため令和５年度から令和６年度の発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	47頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の土木費	特別支援学校に係る学校教育施設等整備事業（長寿命化改良事業（補助）分）に充てた地方債の同意等額	特別支援学校（小・中学部）に係る学校教育施設等整備事業（長寿命化改良事業（補助）分）に係る経費に充てるため平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	48頁	A C
	特別支援学校等に係る学校教育施設等整備事業（補強事業（補助）分）に充てた地方債の同意等額	学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業のうち、特別支援学校等（幼稚園又は特別支援学校（幼稚部、小・中学部）に係るものに限る。）に係る学校教育施設等整備事業（補強事業分）に係る経費又は就学前教育・保育施設整備交付金を受けて実施する事業のうち公立認定こども園の補強事業に係る経費に充てるため平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	48頁	A C
	特別支援学校等に係る学校教育施設等整備事業（防災機能強化事業（補助）分）に充てた地方債の同意等額	学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業のうち、特別支援学校等（幼稚園又は特別支援学校（幼稚部、小・中学部）に係るものに限る。）に係る学校教育施設等整備事業（防災機能強化事業分）に係る経費又は就学前教育・保育施設整備交付金を受けて実施する事業のうち公立認定こども園の補強事業に係る経費に充てるため平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	48頁	A C
	特別支援学校等に係る学校教育施設等整備事業債（情報通信ネットワーク事業分）	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を受けて実施する事業のうち、特別支援学校（小・中学部及び高等部に限る）に係る学校教育施設等整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	48頁	A
	住宅市街地総合整備促進事業債同意等額	住宅市街地総合整備促進事業（住宅宅地関連公共施設整備促進事業費を含む。）に係る経費に充てるため平成17年度から平成18年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営企業債を除く。）の同意等額を記入すること。 また、平成17年度までの各年度において発行を許可された地方債については、一般単独（一般）事業債、平成18年度において発行について同意又は許可を得た地方債については、一般補助施設整備等事業債（一般分）に限る。 なお、当該事業の交付税措置は、平成18年度同意等債までとなっているので注意すること。	48頁	A
	新幹線鉄道整備事業に充てた地方債の同意等額	全国新幹線鉄道整備法（昭和45年５月16日法律第71号）第７条の整備計画に基づき施行される新幹線鉄道の建設事業に係る経費に充てるため平成７年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、補正予算債、減収補填債、健全化債、財源対策債及び地域財政特例対策債に係るものを除く。）の同意等額を記入すること。	48～49頁	A C
	地域鉄道に係る補助金に充てた地方債の同意等額	地域鉄道事業者が行う施設・設備整備（並行在来線に係るものを除く）に要する経費のうち、地方公共団体が補助した経費に充てるため、平成25年度から令和６年度までの各年度において発行について同意または許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	49～50頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の土木費	並行在来線に係る補助金等に充てた地方債の同意等額	地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費（旅客分のみとし、貨物分を含めないこと）のうち、地方公共団体が補助した経費（上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・設備整備に係る経費）に充てるため、平成17年度から令和６年度までの各年度において発行について同意または許可を得た地方債の同意等額を記入すること。 ※ＪＲからの譲渡資産分と新たな設備投資分に分けて記入すること。	50～51頁	A C
	地域公共交通再構築事業（鉄道事業再構築事業）に充てた地方債の同意等額	地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため、令和５年度から令和６年度の発行について同意または許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	51頁	C
	産炭就労事業等地方債元利償還金	産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の令和６年度における元利償還金（ただし、災害復旧事業債、補正予算債、減収補塡債、健全化債、財源対策債及び地域財政特例対策債並びに当該年度の６月１日以降において借入れた地方債に係るものを除く。）を記入すること。	51頁	C
	公営住宅家賃収入補助基本額（第１種）	平成17年度家賃収入補助金交付申請書に添付された別記様式第４（以下、その他の土木費において「様式」という。）中、表頭「家賃収入補助基本額」「第１種」欄の平成７年度における額を記入すること。 この場合の「年度」については、次に留意して記入すること（以下、「収入超過者入居戸数(第２種)」まで同じ。）。 ・「平成７年度」においては、「様式」における建設事業年度が平成７年度以前であり、かつ、管理開始年度が平成７年度以降の公営住宅に係る数値を合算すること。	51頁	A
	公営住宅家賃収入補助基本額（第２種）	「様式」中、表頭「家賃収入補助基本額」「第２種」欄の平成７年度における額を記入すること。	51頁	A
	戸数（第１種）	「様式」中、表頭「戸数等」「第１種」「戸数」欄の平成７年度における戸数（上段（　）書きがある場合は、（　）書きの戸数）を記入すること。	51頁	A
	戸数（第２種）	「様式」中、表頭「戸数等」「第２種」「戸数」欄の平成７年度における戸数（上段（　）書きがある場合は、（　）書きの戸数）を記入すること。	51頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の土木費	収入超過者入居戸数（第１種）	「様式」中、表頭「戸数等」「第１種」「収入超過者入居戸数」欄の平成７年度における戸数を記入すること。	52頁	A
	収入超過者入居戸数（第２種）	「様式」中、表頭「戸数等」「第２種」「収入超過者入居戸数」欄の平成７年度における戸数を記入すること。	52頁	A
	公営住宅家賃対策等補助「新法公営住宅」補助基本額	「新法公営住宅」とは、平成８年改正後の公営住宅法に基づき整備され、平成17年度以前に管理開始された公営住宅をいうものであること。 国土交通省による「税源移譲対象事業に係る所要額等調査」（以下、その他の土木費において「調査」という。）における令和６年度末時点の補助率区分ごとの所要額（事業費）を記入すること。	52頁	B
	公営住宅家賃対策等補助「旧法公営住宅」補助基本額	「旧法公営住宅」とは、平成８年改正前の公営住宅法に基づき整備された公営住宅をいうものであること。 「調査」における令和６年度末時点の補助率区分ごとの所要額（事業費）を記入すること。	52頁	B
	公営住宅家賃対策等補助「特定借上・買取賃貸住宅」補助基	「調査」における令和６年度末時点の補助率区分ごとの所要額（事業費）を記入すること。	52頁	B
	公営住宅家賃対策等補助「特定目的借上公共賃貸住宅」補助基本額	「調査」における令和６年度末時点の補助率区分ごとの所要額（事業費）を記入すること。	52頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
小学校費及び中学校費	児童数(n.5.1現在) 生徒数(n.5.1現在)	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程〕に在学する児童〔生徒〕の数を記入すること。 学校教育法の規定によって委託した児童〔生徒〕があるときは、当該委託児童〔生徒〕の数は、当該委託された市町村の児童〔生徒〕の数とみなすこと。	53、58頁	C
	震災特例加算後の児童数・生徒数	普通交付税に関する省令附則第21条第１第１号表中第３～第６に規定されている団体のみ入力すること。なお、算出方法等については岩手県・宮城県・福島県にのみ別途通知する。	53、58頁	C
	学級数 (n.5.1現在) ～(n-3.5.1現在)	各年度の５月１日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程〕について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令に規定する学級編制の標準によって算定した学級数を記入すること。 学校基本調査規則によって調査した実学級数ではないことに注意すること。 学級編制の弾力化（国の標準を下回る一般的な学級編制基準の設定）を実施している都道府県内の市町村にあっては、数値の把握にあたって十分注意すること。	53、58頁	A C
	学校数 (n.5.1現在) ～(n-5.5.1現在)	学校基本調査規則によって調査した各年度の５月１日現在における市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程〕の数を記入すること。ただし、在学児童〔生徒〕を有しない学校の数は除くこと。 市町村が組織する組合立の小学校又は義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程〕は、当該小学校又は義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程〕の所在する市町村立の小学校又は義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程〕とみなすこと。 学校教育法施行令の規定によって分校として当該都道府県の教育委員会に届出のあったものは独立の学校とみなすこと。	53、58頁	A C
	スクールバス・ スクールボート数	児童〔生徒〕の通学の用に供するため令和７年５月１日現在において当該市町村が運行しているスクールバス及びスクールボートの合計数を記入すること。 当該市町村が児童〔生徒〕の通学の用に供するため他の者（バス会社等）に運行を委託したもの（市町村が所有しないもの。）も含むこと。この場合において、２以上の市町村が共同で委託している場合には、経費負担の大きい市町村が委託しているものとみなすこと。 特別支援学校の児童〔生徒〕の通学の用に供するためのものは除くこと。 ２以上の市町村が共同で所有し、又は設置したスクールバス等（市町村が組織する組合立の小学校又は義務教育学校の前期課程〔中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程〕に係るものを除く。）は、当該スクールバス等の定置場所在地の市町村が所有しているものとみなすこと。 年間を通じて登校及び下校のため運行されるものとし、季節的に運行されるものや、登校又は下校時のみに運行されるものは除くこと。 バス（定員10人以上。なお、運転手は除く）に限ることとし、ハイヤー・ジープ等は除くこと。 スクールバス・ボートを児童生徒の通学以外の目的で運行し、又は便乗により利用している場合（有償での利用も含む。）でも児童生徒の登・下校に支障がない限り、当該スクールバス・ボートを基礎数値に含めること。 特別交付税や震災復興特別交付税との重複を避けるよう注意すること。	53、58頁	C

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ　ー　タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="3">小学校費及び中学校費</td><td>教育扶助受給児童数
(n-1.7.31現在)
教育扶助受給生徒数
(n-1.7.31現在)</td><td>厚生労働省が実施する被保護者調査において、令和６年７月31日現在において教育扶助を受けた児童〔生徒〕の数として報告した数を記入すること。
町村に係る教育扶助受給児童〔生徒〕数については、当該都道府県が当該調査において当該町村に係る数として報告した数を記入すること。</td><td>53、58頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>学校給食実施児童数
(n-2.5.1現在)
学校給食実施生徒数
(n-2.5.1現在)</td><td>文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、令和５年５月１日現在において完全給食実施校の在籍者数（児童〔生徒〕数）、補食給食実施校の在籍者数（児童〔生徒〕数）及びミルク給食実施校の在籍者数（児童〔生徒〕数）として報告した数をそれぞれ記入すること。</td><td>53、58頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>事業費補正分</td><td>次の表に掲げる項目ごとに、それぞれに対応する４月照会様式第9-1「小・中学校費　事業費補正に関する調」の該当欄の数値を記入すること。
<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">様式第9-1該当欄</th></tr>
<tr><td>立替金償還額
（本年度分）</td><td>様式1</td><td>(A)欄</td></tr>
<tr><td>立替金償還額
（過大過少分）</td><td>〃</td><td>(B)欄</td></tr>
<tr><td>義務教債元利償還金（建物分・3以前及び6～11分）</td><td>様式2-1</td><td>(D)欄</td></tr>
<tr><td>義務教債元利償還金
（建物分・4及び5分）</td><td>〃</td><td>(E)欄</td></tr>
<tr><td>義務教債元利償還金（大規模改造等分・11以前分）</td><td>様式2-2</td><td>(B)欄</td></tr>
<tr><td>義務教債元利償還金（プール分・3以前及び6～11分）</td><td>様式2-3</td><td>(B)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額
（建物分・12～R6分）</td><td>様式3</td><td>(D)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（大規模改造等（単独）分・15～R6分）</td><td>〃</td><td>(E)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額
（プール分・15～28分）</td><td>〃</td><td>(F)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（学校給食施設分・15～28分）</td><td>〃</td><td>(G)欄</td></tr>
<tr><td>施設整備事業債同意等額
（一般財源化分・18～22分）</td><td>〃</td><td>(H)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額
（武道場分・21～28分）</td><td>〃</td><td>(I)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額
（地デジ分・21～23分）</td><td>〃</td><td>(J)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（大規模改造等（補助・障害児等対策施設整備工事・特別防犯対策施設整備工事以外）分・29～R6分）</td><td>〃</td><td>(K)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（大規模改造等（補助・障害児等対策施設整備工事）分・R3～R6分）</td><td>〃</td><td>(L)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（大規模改造等（補助・特別防犯対策施設整備工事）分・R5～R6分）</td><td>〃</td><td>(M)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額
（地防法分・18～R6分）</td><td>様式4</td><td>(A)～(AD)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（非構造部材分・28～29分）</td><td>様式5</td><td>(A)～(D)欄</td></tr>
<tr><td>義務教債元利償還金
（用地分・46～10分）</td><td>様式6</td><td>(F)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（補強・防災機能強化事業分・30～R6分）</td><td>様式7</td><td>(A)～(H)欄</td></tr>
<tr><td>学教債等同意等額（情報通信ネットワーク分・R2分）</td><td>様式8</td><td>(A)欄</td></tr>
</table>
（注）
・水泳プール（地震防災対策特別措置法第４条の規定の適用を受けるものを除く。）及び武道場の新改築事業並びに給食施設の新増改築事業に係るものについては、平成22年度債から継続事業分に限り事業費補正の対象となること。</td><td>53～58頁
58～63頁</td><td>A
C</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
高等学校費	教職員数	「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）」及び「同法施行令」等に基づいて算定される令和７年５月１日現在の教職員の定数の標準となる数を記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．通信制の課程に係る定数も記入すること。 イ．指定都市以外の市町村にあっては、「市町村立学校職員給与負担法」第２条の規定の適用を受けるものに相当する定数を除くこと。 ウ．市町村が組織する組合が設置する高等学校の教職員については、当該高等学校の所在する市町村（分校にあっては、分校の所在する市町村とする。）の数値とすること。 エ．研修等定数及び初任者研修定数については、項目番号Ｂ3768、Ｂ3769、B3089の数値の内数であること。 オ．中等教育学校の後期課程に係る教職員の定数の標準となる数を含むこと。	64頁	C
	生徒数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における市町村立の高等学校に在学する生徒数（通信制課程の生徒数を除く。）を記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．学科の生徒数の分別について、特殊なものは、次のとおりとすること。 (ｱ) 理数科、情報処理科…商業・家庭科 (ｲ) 体育科、音楽科、美術科…普通学科 (ｳ) 上記以外の学科で学校基本調査票のその他の学科として取扱われている学科…普通学科 イ．単位制の高等学校については、定時制とは別に区分しているので注意すること。（定時制課程の欄には含めないこと。） ウ．別科及び専攻科に在学する生徒については、学校基本調査の学科区分により次のとおり区分し、記入すること。 （全日制及び定時制） (ｱ) 職業科……教科内容が衛生看護・福祉学科、農業学科、工業・情報学科及び水産学科に類するもの。 (ｲ) その他……職業科以外のもの。 エ．組合立の場合の取扱いは、教職員と同じであること。	64～65頁	C
	臨高債 大規模改造事業単独事業分に係る同意等額	平成17年度以降に発行を同意又は許可された臨時高等学校整備事業債のうち大規模改造事業単独事業分に係る同意又は許可額を記入すること。	65頁	A
	臨高債 老朽単独事業分に係る同意等額	平成11年度以降(平成15年度及び平成16年度は除く。)に発行を同意又は許可された臨時高等学校整備事業債のうち老朽単独事業分に係る同意又は許可額を記入すること。	65頁	A
	高等学校に係る学校教育施設等整備事業（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金分）に充てた地方債の同意等額	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を受けて実施する事業のうち、高等学校に係る学校教育施設等整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額を記入すること。	65頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の教育費	市町村立大学在学生数(医学部にあっては専攻科を含み、その他学部にあっては専攻科を含み学士（専門職課程）を除く。）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の大学（単科大学を含む。）に在学する学生数（大学院に在学する学生数及び専攻科の学生数を含む。）を記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．学部の学生数の分別について、次のとおりとすること。 (ｱ) 医学部（医学科に限る。） (ｲ) 理科系学部（学士（専門職）課程を除く。以下(ｲ)から(ｷ)までにおいて同じ。） (ｳ) 保健系学部 (ｴ) 社会科学系学部 (ｵ) 人文科学系学部 (ｶ) 家政系学部 (ｷ) 芸術系学部 イ．大学の開設(設置者の変更並びに学部及び学科の新増設は除く。)をした場合においては、当該学生数に、開設初年度目にあっては2.0を、開設２年度目にあっては1.5を、 開設３年度目にあっては1.25を乗じて得た数（整数未満の 端数があるときはその端数を四捨五入する。）を記入すること。 ウ．市町村が組織する組合立の大学は、当該大学の所在する市町村立の大学とみなして記入すること。	65頁	C
	市町村立専門職大学在学生数（専攻科及び市町村立大学のうち学士（専門職）課程を含む。）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の専門職大学（単科大学を含む。）に在学する学生数（専攻科及び市町村立大学のうち学士（専門職）課程を含む。）を記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．専門職大学の開設（設置者の変更並びに学部及び学科の新増設は除く。）をした場合においては、当該学生数に、開設初年度目にあっては2.0を、開設２年度目にあっては1.5を、開設3年度目にあっては1.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を記入すること。 イ．市町村が組織する組合立の専門職大学は、当該専門職大学の所在する市町村立の専門職大学とみなして記入すること。	66頁	C
	市町村立短期大学在学生数（専攻科を含み、短期大学士（専門職）課程を除く。）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の短期大学に在学する学生数（専攻科の学生数を含む。）を記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．学科の学生数の分別について、次のとおりとすること。 (ｱ) 理科系学科（短期大学士（専門職）課程を除く。以下(ｲ)から(ｶ) までにおいて同じ。） (ｲ) 保健系学科 (ｳ) 社会系学科 (ｴ) 人文系学科 (ｵ) 家政系学科 (ｶ) 芸術系学科 イ．３年制短期大学の開設（設置者の変更並びに学部及び学科の新増設は除く。）をした場合においては、当該学生 数に、開設初年度目にあっては3.0を、開設２年度目にあっては1.5を乗じて得た数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を、２年制短期大学の開設（学科の開設を除く。）をした場合においては、当該学 生数に、開設初年度目にあっては2.0を乗じて得た数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を記入すること。 ウ．市町村が組織する組合立の短期大学は、当該短期大学の所在する市町村立の短期大学とみなして記入すること。	66頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の教育費	市町村立専門職短期大学在学生数（専攻科及び市町村立短期大学のうち短期大学士（専門職）課程を含む。）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の専門職短期大学に在学する学生数（専攻科及び市町村立短期大学のうち短期大学士（専門職）課程を含む。）を記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．３年制専門職短期大学の開設（設置者の変更並びに学部及び学科の新増設は除く。）をした場合においては、当該学生数に、開設初年度目にあっては3.0を、開設２年度目にあっては1.5を乗じて得た数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を、２年制専門職短期大学の開設（学科の開設を除く。）をした場合においては、当該学生数に、開設初年度目にあっては2.0を乗じて得た数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を記入すること。 イ．市町村が組織する組合立の専門職短期大学は、当該専門職短期大学の所在する市町村立の専門職短期大学とみなして記入すること。	66頁	C
	市町村立高等専門学校在学生数（専攻科を含む。）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の高等専門学校に在学する学生数（専攻科の学生数を含む。）を記入すること。	66頁	C
	市町村立特別支援学校（幼稚部）幼児数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児数を記入すること。	66頁	C
	市町村立特別支援学校（小・中学部）児童・生徒数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童数及び生徒数を記入すること。	66頁	C
	市町村立特別支援学校〔高等部(本科)〕生徒数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の高等部（本科）に在学する生徒数を記入すること。	66頁	C
	市町村立特別支援学校〔高等部（別科・専攻科）〕生徒数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒数を記入すること。	66頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の教育費	指定都市立小学校教職員数 指定都市立中学校教職員数	令和７年５月１日現在における指定都市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下本費目において同じ。）〔中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下本費目において同じ。）〕について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第３条第１項及び第４条第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号）第１条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第６条の規定によって算定した教職員の総数の標準となる数及び指定都市の設置する特定公立国際教育学校の教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数の合計数を記入すること。 なお、同法については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第14号）附則第２条の規定により読み替えたものとする。	66頁	C
	指定都市立特別支援学校（小・中学部）教職員数	令和７年５月１日現在における指定都市立の特別支援学校の小学部及び中学部について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第４条第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第10条の規定により算定した教職員定数の標準となる数を記入すること。	66頁	C
	指定都市立特別支援学校〔高等部（別科・専攻科を除く。）〕教職員数	令和７年５月１日現在における指定都市立の特別支援学校の高等部について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第15条の規定により算定した教職員定数の標準となる数を記入すること。 なお、高等部の別科及び専攻科に係る生徒数は、教職員定数の標準となる数を算定する際の基礎には含まれないことに留意すること。	66頁	C
	指定都市立小・中学校教職員平均給与月額	令和６年度における指定都市立の小学校及び中学校の教職員の平均給与月額（義務教育費国庫負担法第２条ただし書及び第３条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（以下「限度政令」という。）による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる各指定都市の教職員の給与総額を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の定数で除して得た額を12で除して得た額。ただし、地域手当及び寒冷地手当として算定した額を除く。）を記入すること。 （注）別途事務連絡を発出予定	66頁	C
	指定都市立特別支援学校教職員平均給与月額	令和６年度における指定都市立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額（限度政令による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる各指定都市の教職員の給与総額を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の定数で除して得た額を12で除して得た額。ただし、地域手当及び寒冷地手当として算定した額を除く。）を記入すること。 （注）別途事務連絡を発出予定	66頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
その他の教育費	市町村立特別支援学校（幼稚部）学級数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の幼稚部の実学級数（多学年学級は、１学級とみなす。）を記入すること。	66頁	C
	市町村立特別支援学校（小・中学部）学級数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の小学部及び中学部の実学級数（多学年学級は、１学級とみなす。）を記入すること。	66頁	C
	市町村立特別支援学校〔高等部（別科・専攻科を含む。）〕学級数	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を含む。）の実学級数（多学年学級は、１学級とみなす。）を記入すること。	66頁	C
	市町村立小学校、中学校、特別支援学校 体育館空調設備設置済学校数 武道場空調設備設置済学校数	「公立学校の体育館等における空調設備設置状況調査について（依頼）」（令和７年３月３日付け６施施助第42号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課通知）に基づいて文部科学省に報告された体育館（武道場）に空調設備を設置している学校数を記入すること。	66頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
その他の教育費	市町村立大学授業料等減免対象学生数（実績）	「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和７年４月●日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下「授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された令和６年度の市町村立大学の授業料等減免対象学生数の実績を記入すること。 実績の考え方については、文部科学省が参考資料として共有した「授業料・入学金に係る交付金の「計算・申請」にあたっての留意点」を参照すること。また、支援区分（満額・2/3区分・1/3区分・多子世帯支援）ごとの学生数は延べ人数（当該期間に一度でも当該支援区分で支援を受ければカウントする）を記入すること。 なお、合計については、令和６年度の実績の合計人数を記入すること。 ※市町村が組織する組合立の大学に係る授業料等減免対象学生数は、当該大学の所在する市町村立の大学に係る授業料等減免対象学生数とみなして記入すること。以下組合立の短期大学、高等専門学校及び専門学校について同じ。	66頁	C
	市町村立短期大学授業料等減免対象学生数（実績）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和６年度の市町村立短期大学の授業料等減免対象学生数の実績を記入すること。 ※実績の考え方等については、市町村立大学授業料等減免対象学生数に同じ。	67頁	C
	市町村立高等専門学校授業料等減免対象学生数（実績）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和６年度の市町村立高等専門学校の授業料等減免対象学生数の実績を記入すること。 ※実績の考え方等については、市町村立大学授業料等減免対象学生数に同じ。	67頁	C
	市町村立専門学校授業料等減免対象学生数等（実績）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和６年度の市町村立専門学校の授業料等減免対象学生数及び授業料等減免額の実績を記入すること。 ※実績の考え方等については、市町村立大学授業料等減免対象学生数に同じ。	67頁	C
	市町村立大学支援拡充分対象学生数（見込み）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和７年度の市町村立大学の授業料等減免対象学生数の見込みを記入すること。	68頁	C
	市町村立短期大学支援拡充分対象学生数（見込み）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和７年度の市町村立短期大学の授業料等減免対象学生数の見込みを記入すること。	68頁	C
	市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数（見込み）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和７年度の市町村立高等専門学校の授業料等減免対象学生数の見込みを記入すること。	68頁	C
	市町村立専門学校支援拡充分対象学生数（見込み）	授業料等減免対象学生数Ｒ６実績調査に基づいて文部科学省に報告された令和７年度の市町村立専門学校の授業料等減免対象学生数の見込みを記入すること。	68頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
生活保護費	（n-1年度）年間延人員	令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に当該市町村（町村については、福祉事務所設置町村に限る。以下同じ。）の区域内において、生活保護法に基づく「生活扶助」、「住宅扶助」、「教育扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「生業扶助」及び「葬祭扶助」を受けた者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく「生活支援給付」、「住宅支援給付」、「医療支援給付」、「介護支援給付」、「出産支援給付」、「生業支援給付」及び「葬祭支援給付」を受けた者として、被保護者調査（月別概要）第１表又は福祉行政報告例第66における既報告数値の月ごとの実人員をそれぞれ合計した数を記入すること（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付については、それぞれ生活保護における扶助区分に合わせて記入すること）。また、出産、生業及び葬祭扶助者数は、「その他の扶助」として一括記入すること。 ただし、生活保護法第73条の規定により都道府県が最終的に経費を負担するとされている保護費（居住地不明者等の保護費）に係る被生活保護者数は、実質的な当該市町村の財政負担がないため、当該市町村分に含めず都道府県分に加算すること。また、生活保護法第72条の規定により繰替支弁を行った保護費に係る被生活保護者数についても、当該市町村分には含めないこと。 なお、指定都市及び中核市において生活保護法第73条の規定により経費を負担した保護費(居住地不明者等の保護費)に係る被生活保護者数は、当該指定都市分及び中核市分に含めること。 令和６年４月２日から令和７年４月１日までの間に町村が市となり、若しくは福祉事務所を設置し、又は市町村の区域の変更があった場合の被生活保護者数については、当該市町村が令和６年度中に令和７年４月１日現在の区域をもって福祉事務所を設置していたものとみなした場合において、当該市町村がその経費負担をすべきであった月ごとの実人員について加算した数値を記入すること。 令和７年４月１日から中核市となる市については、当該市が令和６年度において中核市であったと仮定して算出した数値を記入すること。 また、「居住地不明者分を含む生活扶助」については、生活保護法第73条の規定により都道府県が最終的に経費を負担するとされている保護費に係る被保護者数は、当該市分に含めること。 なお、基礎数値に用いている被保護者調査の数値については記入要領に基づき正しく計上されている場合にあっても、繰替支弁等による増減を行う際に「生活扶助」と「医療扶助」の両区分に重複計上をしている等、誤ったケースがあるので確認のこと。 （参考） 被保護者調査月別概要の第１表において、扶助の種類のうち、「生活扶助」については、第２表「医療扶助人員」中で医療扶助単給の取扱いになるものは、「本表」の「生活扶助」欄には計上しないで、「医療扶助」欄のみ計上すること。 また、基礎数値については、データ提出後異動する場合があるので、最終入力時には再確認を行い異動分を必ず修正報告すること。	69頁	C

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ　ー　タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活保護費</td><td>（n-2年度）年間延人員</td><td>令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に当該市町村（町村については、福祉事務所設置町村に限る。以下同じ。）の区域内において、生活保護法に基づく「生活扶助」、「住宅扶助」、「教育扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「生業扶助」及び「葬祭扶助」を受けた者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく「生活支援給付」、「住宅支援給付」、「医療支援給付」、「介護支援給付」、「出産支援給付」、「生業支援給付」及び「葬祭支援給付」を受けた者で当該市町村が経費を負担したものの月ごとの実人員をそれぞれ合計した数を記入すること。なお、これらは、基本的には前年度マスターからシフトするものである（前年度算定に用いた数が被保護者調査等の修正により異動した場合は、異動後の数を記入すること）。

ただし、令和６年４月２日から令和７年４月１日までの間において町村が市となり、若しくは福祉事務所を設置し、又は市町村の区域の変更があった場合の被生活保護者数については、当該市町村が令和５年度中に令和７年４月１日現在の区域をもって福祉事務所を設置していたものとみなした場合において、当該市町村がその経費負担をすべきであった月ごとの実人員について加算した数値を記入すること。

令和７年度４月１日から中核市となる市については、当該市が令和５年度において中核市であったと仮定して算出した数値を記入すること。

令和６年度普通交付税の算定において、「生活扶助」に関し、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に当該市町村が経費を負担したものの実人員を合計した数に0.9を乗じて得た数を令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間における生活扶助者数として用いた場合にあっては、当該用いた数を記入すること。</td><td>69頁</td><td>A</td></tr>
<tr><td>生活保護級地区分</td><td>「生活保護法による保護の基準」（最終改正令和７年４月（厚生労働省告示））で定められた生活扶助の級地を記入すること。なお、記載例は、次表のとおりである。

<table><tr><td>級　地</td><td>1-1</td><td>1-2</td><td>2-1</td><td>2-2</td><td>3-1</td><td>3-2</td></tr><tr><td>入　力
数　値</td><td>11</td><td>12</td><td>21</td><td>22</td><td>31</td><td>32</td></tr></table></td><td>69頁</td><td>A</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
社会福祉費	特別の地方債（社会福祉施設整備補助金・負担金一般財源化分）平成18年度～令和６年度同意等額	平成18年度から令和６年度までに発行について同意又は許可を得た特別の地方債（従来の社会福祉施設整備補助金・負担金の一般財源化された国庫補助負担相当額等）の当該年度における同意又は許可額を記入すること。	69～70頁	A C
	居住系サービス利用者	市町村単位におけるサービス利用状況【令和６年10月サービス提供分】により通知された「施設入所支援」、「共同生活援助」及び「自立生活援助」の利用者数の総計を記入すること。	70頁	B
	訪問系サービス利用者	市町村単位におけるサービス利用状況【令和６年10月サービス提供分】により通知された「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」及び「同行援護」の利用者数の総計を記入すること。	70頁	B
	日中活動系サービス利用者	市町村単位におけるサービス利用状況【令和６年10月サービス提供分】により通知された「療養介護」、「生活介護」、「短期入所」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援（養成施設含む。）」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」及び「就労定着支援」の利用者数の総計を記入すること。	70頁	B
保健衛生費	診療所数	令和６年７月１日現在における当該市町村立（市町村が設立団体である地方独立行政法人を含む）の診療所（医療法第１条の５第２項に規定する19病床以下のもの及び病床のないもの、へき地診療所、歯科診療所、国民健康保険直営診療施設、開設者が市町村であって診療業務を委託しているもの並びに休日夜間の診療所を含み、同日現在において休診中のもの、老人ホーム内診療所、市町村役場内職員診療所等一般住民対象でないもの、保健所を除く。）の数を記入すること。 なお、巡回診療車（船）を利用して行う巡回診療にあっては、医療法に規定する診療所の開設の許可を得たものであっても、診療所の数には含めないものであること。また、組合立の診療所は、当該診療所の所在する市町村立の診療所（当該市町村が当該組合を構成する市町村以外の市町村である場合で、総務大臣が承認する場合には当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の診療所）として算定すること。（「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（以下この費目において「４月照会」という。）調査表に注意すること。）	70頁	A
	市町村立病院病床数（算定病床数）	「４月照会」の調査表11-1の(L)欄の計を記入すること。 また、市町村が組織する組合の病院については、当該組合を構成する各市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を受けた率により按分した病床数をそれぞれの市町村における病床数として算定すること。ただし、総務大臣が認める場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること（「４月照会」調査表に注意すること。）。	70頁	A
	市町村立病院病床数（特例分）	「４月照会」の調査表11-1の(M)欄の計を記入すること。 また、市町村が組織する組合の病院については、当該組合を構成する各市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を受けた率により按分した病床数をそれぞれの市町村における病床数として算定すること。ただし、総務大臣が認める場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものであること（「４月照会」調査表に注意すること。）。	70頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	公立大学附属病院病床数（算定病床数）	「４月照会」の調査表11-1の(L')欄の計を記入すること。	70頁	A
	リハビリ病院病床数（算定病床数）	「４月照会」の調査表11-1の(L'')欄の計を記入すること。	70頁	A
	市町村立看護師・准看護師養成所生徒数	「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和６年８月６日付け総財公第55号、総財営第24号、総財準第61号）によって報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の令和６年４月１日現在の実生徒数を記入すること。	70頁	A
	市町村立保健師・助産師養成所生徒数（厚生労働大臣等指定分）	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部、厚生省令第１号）の規定により厚生労働大臣または都道府県知事の指定を受けた市町村立の保健師養成所及び助産師養成所の令和６年４月１日現在の実生徒数を記入すること。	70頁	A
	診療所病床数（算定病床数）	「４月照会」の調査表11-1の(H''')欄の計を記入すること。	70頁	A
	救急告示病床数	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第２条の規定により告示された当該団体の救急病院ごとに、令和６年７月１日現在における次の①及び②に掲げる病床数のうち、いずれか大きいもの（当該数が30以上の場合は30とする。）の合計を記入すること。 ①　救急医療を要する傷病者のための専用病床その他救急隊によって搬入される傷病者のために優先的に使用される病床数 ②　「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年７月６日医発第692号)に基づく救命救急センターであって、救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床数	70頁	A
	精神病床数	医療法（昭和23年７月30日法律第205号）に基づき、令和７年３月31日現在で使用許可を受けている病床数を記入すること。	70頁	A
	病院事業債に係る元利償還金 （13許可まで） （14許可）	（13許可まで）「４月照会」の調査表07-1(1)の(E)欄の額を記入すること。 （14許可）「４月照会」の調査表07-1(2)の(E)欄の額を記入すること。	70頁	C
	病院事業債に係る元利償還金（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分） （13許可まで） （14許可）	（13許可まで）「４月照会」の調査表07-1(3)の(E)欄の額を記入すること。 （14許可）「４月照会」の調査表07-1(4)の(E)欄の額を記入すること。	70頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(通常分) 15許可額 16許可額 17許可額 18同意等額 19同意等額 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額 25同意等額 26同意等額 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額 R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	(15許可額)　「４月照会」の調査表07-1(5)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (16許可額)　「４月照会」の調査表07-1(6)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (17許可額)　「４月照会」の調査表07-1(7)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (18同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(8)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (19同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(9)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (20同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(10)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (21同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (22同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (23同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (24同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (25同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(15)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (26同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(16)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-4)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-5)総括表の「あ」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-6)総括表の「あ」欄の額を記入すること。	70～76頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領		調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（通常分）	(15許可額)	「４月照会」の調査表07-1(5)総括表の「え」欄の額を記入すること。	70～76頁	A
		(16許可額)	「４月照会」の調査表07-1(6)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
	15許可額	(17許可額)	「４月照会」の調査表07-1(7)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
	16許可額				
	17許可額	(18同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(8)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
	18同意等額				
	19同意等額	(19同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(9)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
	20同意等額				
	21同意等額	(20同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(10)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
	22同意等額				
	23同意等額	(21同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「え①」欄の額を記入すること。		
	24同意等額				
	25同意等額	(22同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「え①」欄の額を記入すること。		
	26同意等額				
	27同意等額	(23同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「え①」欄の額を記入すること。		
	28同意等額				
	29同意等額	(24同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「え①」欄の額を記入すること。		
	30同意等額				
	R元同意等額	(25同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(15)総括表の「え①」欄の額を記入すること。		
	R２同意等額				
	R３同意等額	(26同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(16)総括表の「え①」欄の額を記入すること。		
		(27同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
		(28同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
		(29同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
		(30同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
		(R元同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
		(R２同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「え」欄の額を記入すること。		
		(R３同意等額) (H15～20)	「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「え」欄の額を記入すること。		

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（通常分（H21以降））	(21同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「え②」欄の額を記入すること。 (22同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「え②」欄の額を記入すること。 (23同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「え②」欄の額を記入すること。 (24同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「え②」欄の額を記入すること。 (25同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(15)総括表の「え②」欄の額を記入すること。 (26同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(16)総括表の「え②」欄の額を記入すること。 (27同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (28同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (29同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (30同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)（H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「う」欄の額を記入すること。 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額 25同意等額 26同意等額 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	72～76頁	A
	病院事業債医療施設整備事業分(～H13)	(15許可額)　「４月照会」の調査表07-1(5)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (16許可額)　「４月照会」の調査表07-1(6)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (17許可額)　「４月照会」の調査表07-1(7)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (18同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(8)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (19同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(9)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (20同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(10)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (21同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (22同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (23同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (24同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「い」欄の額を記入すること。 15許可額 16許可額 17許可額 18同意等額 19同意等額 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額	70～73頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領		調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（～H13） 15許可額 16許可額 17許可額 18同意等額 19同意等額 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額	（ 15許可額 ）	「４月照会」の調査表07-1(5)総括表の「お」欄の額を記入すること。	70～73頁	A
		（ 16許可額 ）	「４月照会」の調査表07-1(6)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		（ 17許可額 ）	「４月照会」の調査表07-1(7)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(18同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(8)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(19同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(9)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(20同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(10)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(21同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(22同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(23同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
		(24同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「お」欄の額を記入すること。		
	病院事業債医療施設整備事業分(H14) 15許可額 16許可額 17許可額 18同意等額 19同意等額 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額	（ 15許可額 ）	「４月照会」の調査表07-1(5)総括表の「う」欄の額を記入すること。	70～73頁	A
		（ 16許可額 ）	「４月照会」の調査表07-1(6)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		（ 17許可額 ）	「４月照会」の調査表07-1(7)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(18同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(8)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(19同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(9)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(20同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(10)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(21同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(22同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(23同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「う」欄の額を記入すること。		
		(24同意等額)	「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「う」欄の額を記入すること。		

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（H14） 15許可額 16許可額 17許可額 18同意等額 19同意等額 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額	（ 15許可額 ）　「４月照会」の調査表07-1(5)総括表の「か」欄の額を記入すること。 （ 16許可額 ）　「４月照会」の調査表07-1(6)総括表の「か」欄の額を記入すること。 （ 17許可額 ）　「４月照会」の調査表07-1(7)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (18同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(8)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (19同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(9)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (20同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(10)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (21同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(11)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (22同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(12)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (23同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(13)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (24同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(14)総括表の「か」欄の額を記入すること。	70～73頁	A
	病院事業債医療施設整備事業分(特別分) 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 Ｒ２同意等額 Ｒ３同意等額 Ｒ４同意等額 Ｒ５同意等額 Ｒ６同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (Ｒ２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (Ｒ３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (Ｒ４同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-4)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (Ｒ５同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-5)総括表の「い」欄の額を記入すること。 (Ｒ６同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-6)総括表の「い」欄の額を記入すること。	74～77頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（特別分） 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「お」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「お」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「お」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「お」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「お」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「お」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「お」欄の額を記入すること。	74～76頁	A
	病院事業債医療施設整備事業分（災害分） R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	(R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-4)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-5)総括表の「う」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-6)総括表の「う」欄の額を記入すること。	76～77頁	C
	病院事業債に係る元利償還金（市町村立大学附属病院分） （H5～14許可まで）	「４月照会」の調査表07-2(1)の(C)欄の額を記入すること。	70頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分（市町村立大学附属病院分）（通常分） 15許可額 16許可額 17許可額 18同意等額 19同意等額 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額 25同意等額 26同意等額 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額 R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	（ 15許可額 ）　「４月照会」の調査表07-2(2)の表頭「企業債（A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （ 16許可額 ）　「４月照会」の調査表07-2(3)の表頭「企業債（A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （ 17許可額 ）　「４月照会」の調査表07-2(4)の表頭「企業債（A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （18同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(5)の表頭「企業債（A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （19同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(6)の表頭「企業債（A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （20同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(7)の表頭「企業債（A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （21同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(8)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （22同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(9)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （23同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(10)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （24同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(11)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （25同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(12)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （26同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(13)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （27同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(14)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （28同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(15)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 （29同意等額）　「４月照会」の調査表07-2(16)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。	70～77頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費		(30同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(17)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(18)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(19)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(20)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 (R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(21)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(22)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(23)の表頭「企業債(A)」、表側「小計③（①＋②）」欄の額を記入すること。		
	病院事業債機械器具整備事業分(通常分) 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額 R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-4)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-5)総括表の「か」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-6)総括表の「か」欄の額を記入すること。	74～77頁	A C
	病院事業債機械器具整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（通常分） 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	(27同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「け」欄の額を記入すること。 (28同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「け」欄の額を記入すること。 (29同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「け」欄の額を記入すること。 (30同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「け」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「け」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「け」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)(H15～20)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「け」欄の額を記入すること。	74～76頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債機械器具整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（通常分（H21以降）） 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	(27同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (28同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (29同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (30同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)(H21以降)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「く」欄の額を記入すること。	74～76頁	A
	病院事業債機械器具整備事業分(特別分) 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額 R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(17)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-4)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-5)総括表の「き」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-6)総括表の「き」欄の額を記入すること。	74～77頁	A C
	病院事業債機械器具整備事業分（災害拠点病院の施設整備事業に係る上乗せ措置分）（特別分） 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査07-1(17)総括表の「こ」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(18)総括表の「こ」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(19)総括表の「こ」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20)総括表の「こ」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-1)総括表の「こ」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-2)総括表の「こ」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-3)総括表の「こ」欄の額を記入すること。	74～76頁	A
	病院事業債機械器具整備事業分（災害分） R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	(R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-4)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-5)総括表の「く」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(20-6)総括表の「く」欄の額を記入すること。	76～77頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業債機械器具整備事業分（市町村立大学附属病院分）（通常分） 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額 R４同意等額 R５同意等額 R６同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(14)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(15)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(16)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(17)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(18)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(19)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(20)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (R４同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(21)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (R５同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(22)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。 (R６同意等額)　「４月照会」の調査表07-2(23)の表頭「企業債(A)」、表側「機械器具④」欄の額を記入すること。	74～77頁	A C
	病院事業再編・ネットワーク化一般会計出資債（割高経費：医療施設整備事業分） 20同意等額 21同意等額 22同意等額 23同意等額 24同意等額 25同意等額 26同意等額 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	(20同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(21)の「ア」欄の額を記入すること。 (21同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(22)の「ア」欄の額を記入すること。 (22同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(23)の「ア」欄の額を記入すること。 (23同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(24)の「ア」欄の額を記入すること。 (24同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(25)の「ア」欄の額を記入すること。 (25同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(26)の「ア」欄の額を記入すること。 (26同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(27)の「ア」欄の額を記入すること。 (27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(28)の「ア」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(29)の「ア」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(30)の「ア」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(31)の「ア」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(32)の「ア」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(33)の「ア」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(34)の「ア」欄の額を記入すること。	77頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	病院事業再編・ネットワーク化一般会計出資債（割高経費：機械器具整備事業分） 27同意等額 28同意等額 29同意等額 30同意等額 R元同意等額 R２同意等額 R３同意等額	(27同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(28)の「イ」欄の額を記入すること。 (28同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(29)の「イ」欄の額を記入すること。 (29同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(30)の「イ」欄の額を記入すること。 (30同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(31)の「イ」欄の額を記入すること。 (R元同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(32)の「イ」欄の額を記入すること。 (R２同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(33)の「イ」欄の額を記入すること。 (R３同意等額)　「４月照会」の調査表07-1(34)の「イ」欄の額を記入すること。	77頁	A
	独立行政法人水資源機構負担金に係る繰出基準額	「４月照会」の調査表08の(1)の（H）欄の額を記入すること。	77頁	C
	上水道事業一般会計出資債に係る元利償還金（水源開発及び広域化分）（11許可まで）	「４月照会」の調査表08の(2)総括表の（ｱ）欄の額を記入すること。	77頁	C
	上水道事業一般会計出資債に係る元利償還金（高度浄水施設整備事業分）（11許可まで）	「４月照会」の調査表08の(2)総括表の（ｲ）欄の額を記入すること。	77頁	C
	上水道事業一般会計出資債に係る元利償還金（老朽管更新対策事業分）(11許可まで)	「４月照会」の調査表08の(2)総括表の（ｳ）欄の額を記入すること。	77頁	C
	上水道事業一般会計出資債に係る元利償還金（上水道未普及地域解消事業分）（11許可まで）	「４月照会」の調査表12の(2)総括表の（ｴ）欄の額を記入すること。	77頁	C
	上水道事業一般会計出資債に係る元利償還金（上水道安全対策事業分）（11許可まで）	「４月照会」の調査表08の(2)総括表の（ｵ）欄の額を記入すること。	78頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
保健衛生費	上水道事業一般会計出資債同意等額	平成12年度から令和６年度までの各年度における水源開発及び広域化対策に係る上水道事業一般会計出資債の同意又は許可額を記入すること。	78～80頁	A C
	上水道事業一般会計出資債（高度浄水施設整備事業分）同意等額	平成12年度から平成18年度までの各年度における高度浄水設備施設整備事業に係る上水道事業一般会計出資債の同意又は許可額を記入すること。	78～80頁	A
	上水道事業一般会計出資債（老朽管更新事業分）同意等額	平成12年度から平成20年度までの各年度における老朽更新事業に係る上水道事業一般会計出資債の同意又は許可額を記入すること。	78～80頁	A
	上水道事業一般会計出資債（上水道未普及地域解消事業分）同意等額	平成12年度から令和６年度までの各年度における上水道未普及地域解消事業に係る一般会計出資債の同意又は許可額を記入すること。	78～80頁	A C
	上水道事業一般会計出資債（上水道災害・安全対策事業分）同意等額	平成12年度から令和６年度までの各年度における上水道災害・安全対策事業に係る一般会計出資債の同意又は許可額を記入すること。	78～80頁	A C
	上水道事業一般会計出資債（広域化推進事業分）同意等額	令和元年度から令和６年度までの各年度における広域化推進事業に係る一般会計出資債の同意又は許可額を記入すること。	80頁	A C
	水道高料金団体の経営する上水道事業に係る有収水量１㎥当たり資本費	「令和７年度水道事業高料金対策に係る資本費等の調査について（照会）」（令和７年４月●日付け総財営第●号。以下この費目において「高料金対策に係る資本費等について」という。）に基づき報告された水道高料金団体が経営する上水道事業の１㎥当たりの資本費を記入すること。（小数点第３位を四捨五入して小数点第２位までの数値を記入すること。） なお、高料金団体が一部事務組合の場合は構成市町村は全て同じ資本費を記入すること。	80頁	C
	水道高料金団体の経営する上水道事業に係る有収水量	「高料金対策に係る資本費等について」に基づき報告された水道高料金団体が経営する上水道事業の有収水量を記入すること。単位は㎥とすること。 なお、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を得た率によって按分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。	80頁	C
	上水道の高料金対策に係る繰出基準額	「４月照会」の調査表08（4）において算出した繰出基準額の数値について記入すること。（千円未満は四捨五入し、千円単で記入すること。）	80頁	C
	簡易水道給水人口	総務省財務調査課調「令和５年度公共施設状況調」の「給水人口」中「簡易水道」及び「飲料水供給施設」の「市町村営」及び「一部事務組合営」に係る給水人口を記入すること。	80頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口	「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和６年10月25日総財営第43号）のＲ～Ｚ合計欄の数値を記入すること。	80頁	A
	簡易水道事業債に係る元利償還金（11許可まで）	「４月照会」の調査表09の総括表の（ｱ）欄の額を記入すること。 なお、この元利償還金については、統合簡易水道事業分及び閉山炭鉱分を除き、簡水未普及解消緊急対策事業通常分を含めること。	80頁	C
	簡易水道事業債に係る元利償還金（統合水道事業分）（11許可まで）	「４月照会」の調査表09の総括表の（ｳ）欄の額を記入すること。	81頁	C
	簡易水道事業債に係る元利償還金（簡水未普及解消緊急対策事業上乗せ分）（11許可まで）	「４月照会」の調査表09の総括表の（ｲ）欄の額を記入すること。	81頁	C
	簡易水道事業債同意等額 水道事業債（簡易水道事業分）同意等額 公営企業会計適用債（簡易水道事業分）同意等額	平成12年度から平成15年度までの各年度における簡易水道事業債、平成16年度から平成22年度までの各年度における水道事業債(簡易水道事業分)及び平成27年度から令和６年度までの各年度における公営企業会計適用債（簡易水道事業分）の同意又は許可額を記入すること。 なお、この同意又は許可額については、統合簡易水道事業分及び閉山炭鉱分を除き、簡水未普及解消緊急対策事業通常分を含めること。 また、平成14年度以降において発行について同意又は許可を得た臨時措置分は除くこと。	81頁	A C
	簡易水道事業債（統合水道事業分）同意等額、水道事業債（統合水道、簡易水道事業分）同意等額	平成12年度から平成22年度までの各年度における統合水道事業に係る簡易水道事業債及び水道事業債（簡易水道事業分）の同意又は許可額を記入すること。 また、平成14年度以降において発行について同意又は許可を得た臨時措置分は除くこと。	81頁	A
	簡易水道事業債（簡水未普及解消緊急対策事業上乗せ分）許可額	平成12年度における簡水未普及解消緊急対策事業債（上乗せ分）の許可額を記入すること。	81頁	A
	簡易水道高料金団体の経営する簡易水道事業に係る有収水量１㎥当たり資本費	「高料金対策に係る資本費等について」に基づき報告された簡易水道高料金団体が経営する簡易水道事業の有収水量１㎥当たりの資本費を記入すること。（小数点第３位を四捨五入して小数点第２位までの数値を記入すること。） なお、高料金団体が一部事務組合の場合は、構成市町村は全て同じ資本費を記入すること。	82頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	簡易水道高料金団体の経営する簡易水道事業に係る有収水量	「高料金対策に係る資本費等について」に基づき報告された簡易水道高料金団体が経営する簡易水道事業等の年間有収水量を記入すること。単位は㎥とすること。 なお、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を得た率によって按分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。	82頁	C
	公営企業債（病院事業・脱炭素化事業分） R4同意等額	(R4同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「４―ア」欄の額を記入すること。	82頁	A
	公営企業債（病院事業・脱炭素化推進事業分） うち①②⑦⑨分 R5同意等額 R6同意等額	(R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―ア」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―ア」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	公営企業債（病院事業・脱炭素化推進事業分） うち③④⑤分 R5同意等額 R6同意等額	(R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―イ」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―イ」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	公営企業債（病院事業・脱炭素化推進事業分） うち⑥⑧分 R5同意等額 R6同意等額	(R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―ウ」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―ウ」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	公営企業債（病院事業・脱炭素化事業の残余分・通常分）又は公営企業債（病院事業・脱炭素化推進事業の残余分・通常分） R4同意等額 R5同意等額 R6同意等額	(R4同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「４―イ」欄の額を記入すること。 (R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―エ」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―エ」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	公営企業債（病院事業・脱炭素化事業の残余分・特別分）又は公営企業債（病院事業・脱炭素化推進事業の残余分・特別分） R4同意等額 R5同意等額 R6同意等額	(R4同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「４―ウ」欄の額を記入すること。 (R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―オ」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―オ」欄の額を記入すること。	82頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	公営企業債（水道事業・脱炭素化事業分） R4同意等額	(R4同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「４―エ」欄の額を記入すること。	82頁	A
	公営企業債（水道事業・脱炭素化推進事業分） うち①②⑦⑨分 R5同意等額 R6同意等額	(R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―カ」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―カ」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	公営企業債（水道事業・脱炭素化推進事業分） うち③④⑤分 R5同意等額 R6同意等額	(R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―キ」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―キ」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	公営企業債（水道事業・脱炭素化推進事業分） うち⑥⑧分 R5同意等額 R6同意等額	(R5同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「５―ク」欄の額を記入すること。 (R6同意等額)　「４月照会」の調査表10(44)の「６―ク」欄の額を記入すること。	82頁	A C
	被保険者世帯等数（n-1.3.31現在）	総務省市町村税課調「令和６年度　市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）」の「第１表　令和５年度国民健康保険の加入者の状況に関する調」の「（その１　基礎課税（賦課）額に係る分）」の表中「被保険者世帯等数」の「計（C）」の数値を記入すること。	82頁	A
	被保険者数（n-1.3.31現在）	同表中「被保険者数（F）」の数値を記入すること。	82頁	A
	減額対象世帯数 (7(6)割軽減世帯数) (5(4)割軽減世帯数) (2割軽減世帯数)	総務省市町村税課調「令和６年度　市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）」の「第２表　令和５年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「(その３　減額対象となった世帯数等)」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「第703条の５第１項により減額した世帯数等（所得区分１～３）」の「世帯数」の欄の数値を以下のとおり記入すること。 (7(6)割軽減世帯数)　所得区分１の世帯数を記載 (5(4)割軽減世帯数)　所得区分２の世帯数を記載 (2割軽減世帯数)　所得区分３の世帯数を記載	82頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
保健衛生費	減額対象被保険者数 (7(6)割軽減被保険者数) (5(4)割軽減被保険者数) (2割軽減被保険者数)	総務省市町村税課調「令和６年度　市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）」の「第２表　令和５年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「(その３　減額対象となった世帯数等)」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「第703条の５第１項により減額した世帯数等（所得区分１～３）」の「被保険者数」の欄の数値を以下のとおり記入すること。 (7(6)割軽減被保険者数)　所得区分１の被保険者数を記載 (5(4)割軽減被保険者数)　所得区分２の被保険者数を記載 (2割軽減被保険者数)　所得区分３の被保険者数を記載	82頁	A
	減額した被保険者均等割額計	同表の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「第703条の５第１項により減額した均等割額」の「計」欄の数値を記入すること。	83頁	A
	減額した世帯別平等割額計	同表の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「第703条の５第１項により減額した平等割額」の「計」欄の数値を記入すること。	83頁	A
	被保険者数（n-1.9.30現在）	「令和６年度国民健康保険実態調査の実施について」により厚生労働大臣に報告した令和６年９月30日現在の当該市町村の国民健康保険の被保険者数。 （同調査の様式１中表頭「被保険者数」のうち表側「計」の数値）	83頁	A
	被保険者数（n-1.9.30現在）のうち60歳以上75歳以下の者の数	「被保険者数（n-1.9.30現在）」のうち60歳以上75歳以下の者の数（「国民健康保険実態調査」の様式１中表側「年齢階級別」のうち「60～64」、「65～69」、「70～75」、表頭「被保険者数」の各欄の数値を合算した数）	83頁	A
	（注）　一部事務組合方式で国民健康保険制度の運営を行っている市町村に係る上記各項目の数値については、当該一部事務組合に係る上記各項目の数値をそれぞれ構成市町村ごとに分別し、その分別した数値を当該市町村に係るものとして取り扱うものであること。			
	救急告示病院数	令和６年７月１日現在における、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令８号）第２条の規定により告示された当該団体の救急病院の数を記入すること。	83頁	A
	救命救急センター数	令和７年３月31日現在における、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年７月６日医発第692号)第３に該当する救命救急センター数を記入すること。	83頁	A
	小児救急医療提供病院	令和７年３月31日現在における、小児救急のために医師等を配置し、国庫補助事業（厚生労働省の旧「救急医療対策事業実施要綱」（平成26年3月20日一部改正医政発第0320第8号による改正前のもの）第4 3. 運営方針（1） イ 小児救急医療支援事業（地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるもの）若しくは（2）小児救急医療拠点病院運営事業（小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるもの）に基づく小児救急事業）又はそれ以外の単独事業に基づき小児救急事業を実施している病院の数を記載すること。	83頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	18歳以下人口（R2年国調）	令和２年国勢調査人口のうち18歳以下の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	84頁	A
	前年度私立保育所等費用額（n-1年10月分）（3歳未満）	「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和７年４月●日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下この費目において「園児数等調査事務連絡」という。）に基づきこども家庭庁に報告すべき私立保育所及び私立認定こども園の3号認定子どもに係る前年度費用額のうち、その費用額の基礎となった市町村ごとの費用額を記入すること。 （千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、千円単位で記入すること。）	84頁	C
	前年度私立保育所等費用額（n-1年10月分）（3歳以上））	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき私立保育所及び私立認定こども園の2号認定子どもに係る前年度費用額のうち、その費用額の基礎となった市町村ごとの費用額を記入すること。 （千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、千円単位で記入すること。）	84頁	C
	前年度私立保育所等利用者負担額（n-1年10月分）	「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年８月21日付け府子本第271号・27初幼教第19号・雇児保発0821第２号通知）に基づき作成された令和６年度子どもの教育・保育給付費支弁台帳（以下この費目において「令和６年度支弁台帳」という。）第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「10月分」の「保育」の「利用者負担額（国基準額）」の欄の数値並びに令和６年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「10月分」の「保育」の「利用者負担額（国基準額）」の欄の数値の合計を記入すること。 （千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、千円単位で記入すること。）	84頁	C
	前年度私立保育所等在籍人員（n-1年10月分）（3歳未満）	令和６年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「10月分」の「保育」の「3歳未満」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値並びに令和６年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「10月分」の「保育」の「3歳未満」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	前年度私立保育所等在籍人員（n-1年10月分）（3歳以上）	令和６年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「10月分」の「教育」及び「保育」の「3歳以上」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値並びに令和６年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「10月分」の「保育」の「3歳以上」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	公立保育所在籍人員（乳児分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち0歳の入所人員を記入すること。	84頁	C
	公立保育所在籍人員（1,2歳児分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち1・2歳の入所人員を記入すること。	84頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立保育所在籍人員（3歳児分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち3歳の入所人員を記入すること。	84頁	C
	公立保育所在籍人員（4歳以上児分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち4歳以上の入所人員を記入すること。	84頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分：乳児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園に在籍する3号認定を受けた乳児の数のうち、その基礎となった市町村ごとの数を記入すること。	84頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分：1,2歳児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園に在籍する3号認定を受けた1,2歳児の数のうち、その基礎となった市町村ごとの数を記入すること。	84頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分：3歳児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数のうち、その基礎となった市町村ごとの数を記入すること。	84頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分：4歳以上児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数のうち、その基礎となった市町村ごとの数を記入すること。	84頁	C
	私立保育所在籍人員（乳児分）	「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年8月21日付け府子本第271号・27初幼教第19号・雇児保発0821第2号通知）に基づき作成された令和７年度子どもの教育・保育給付費支弁台帳（以下この費目において「令和７年度支弁台帳」という。）第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「4月分」の「保育」の「初日利用人員」の「乳児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	私立保育所在籍人員（1,2歳児分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「4月分」の「保育」の「初日利用人員」の「1～2歳児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	私立保育所在籍人員（3歳児分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「4月分」の「教育」及び「保育」の「初日利用人員」の「3歳児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	私立保育所在籍人員（4歳以上児分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-2）に記載された「4月分」の「教育」及び「保育」の「初日利用人員」の「4歳以上児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（乳児分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち0歳の入所人員。	84頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（1,2歳児分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち1歳及び2歳の入所人員の計。	84頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（3歳児・2号認定分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち3歳の入所人員（2号認定子どもに限る。）。	84頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（4歳以上児・2号認定分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち4歳以上の入所人員（2号認定子どもに限る。）。	84頁	C
	私立認定こども園在籍人員（乳児分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「4月分」の「保育」の「初日利用人員」の「乳児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	私立認定こども園在籍人員（1,2歳児分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「4月分」の「保育」の「初日利用人員」の「1～2歳児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	私立認定こども園在籍人員（3歳児・2号認定分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「4月分」の「保育」の「初日利用人員」の「3歳児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	私立認定こども園在籍人員（4歳以上児・2号認定分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ｂ表-3）に記載された「4月分」の「保育」の「初日利用人員」の「4歳以上児」の欄の数値の合計を記入すること。	84頁	C
	公立保育施設入所人員（追加分：乳児分）	子どものための教育・保育給付（施設型給付や地域型保育給付等）の対象とならない公立の保育施設（条例により設置された公立の保育施設で、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に限る。）に在籍する令和７年４月１日現在の乳児の数を記入すること。	84頁	C
	公立保育施設入所人員（追加分：1,2歳児分）	子どものための教育・保育給付（施設型給付や地域型保育給付等）の対象とならない公立の保育施設（条例により設置された公立の保育施設で、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に限る。）に在籍する令和７年４月１日現在の1,2歳児の数を記入すること。	84頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立保育施設入所人員（追加分：３歳児分）	子どものための教育・保育給付（施設型給付や地域型保育給付等）の対象とならない公立の保育施設（条例により設置された公立の保育施設で、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に限る。）に在籍する令和７年４月１日現在の3歳児の数を記入すること。	84頁	C
	公立保育施設入所人員（追加分：４歳以上児分）	子どものための教育・保育給付（施設型給付や地域型保育給付等）の対象とならない公立の保育施設（条例により設置された公立の保育施設で、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に限る。）に在籍する令和７年４月１日現在の4歳以上児の数を記入すること。	84頁	C
	特別利用保育等に係る子どもの数（乳児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の特別利用保育等に係る子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの特別利用保育等に係る子どもの数（乳児分）を記入すること。	84頁	C
	特別利用保育等に係る子どもの数（1，2歳児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の特別利用保育等に係る子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの特別利用保育等に係る子どもの数（1，2歳児分）を記入すること。	84頁	C
	特別利用保育等に係る子どもの数（３歳児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の特別利用保育等に係る子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの特別利用保育等に係る子どもの数（3歳児分）を記入すること。	84頁	C
	特別利用保育等に係る子どもの数（４歳以上児分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の特別利用保育等に係る子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの特別利用保育等に係る子どもの数（4歳以上児分）を記入すること。	84頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：20人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3認定子どもに係る合計利用定員が20人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	84頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：21～30人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が21～30人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立保育所在籍人員（利用定員：31～40人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が31～40人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：41～50人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が41～50人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：51～60人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が51～60人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：61～70人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が61～70人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：71～80人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が71～80人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：81～90人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が81～90人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：91～100人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が91～100人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：101～110人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が101～110人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立保育所在籍人員（利用定員：111～120人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が111～120人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：121～130人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が121～130人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：131～140人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が131～140人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：141～150人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が141～150人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：151～160人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が151～160人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：161～170人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が161～170人（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立保育所在籍人員（利用定員：171人以上区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が171人以上（各利用定員区分）の公立保育所に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：1～10人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が1～10人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：11～20人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が11～20人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：21～30人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が21～30人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：31～40人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が31～40人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：41～50人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が41～50人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：51～60人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が51～60人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：61～70人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が61～70人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：71～80人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が71～80人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：81～90人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が81～90人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：91～100人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が91～100人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：101～110人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が101～110人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：111～120人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が111～120人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：121～130人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が121～130人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：131～140人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が131～140人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：141～150人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が141～150人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：151～160人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が151～160人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：161～170人区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が161～170人の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立認定こども園在籍人員（追加分・利用定員：171人以上区分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園の子どもの数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの2・3号認定子どもに係る合計利用定員が171人以上の認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数を記入すること。	85頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員1～10人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が1～10人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	85頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員11～20人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が11～20人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員21～30人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が21～30人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員31～40人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が31～40人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員41～50人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が41～50人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員51～60人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が51～60人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員61～70人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が61～70人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員71～80人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が71～80人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員81～90人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が81～90人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員91～100人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が91～100人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員101～110人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が101～110人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員111～120人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が111～120人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員121～130人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が121～130人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員131～140人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が131～140人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員141～150人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が141～150人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員151～160人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が151～160人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員161～170人区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が161～170人の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員171人以上区分）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍入所人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園の入所人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）のうち2・3号認定子どもに係る合計利用定員が171人以上の公立幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第3階層・標準時間・第1子・ひとり親等以外）	「令和７年度施設型給付費等の基礎資料に関する調査票等の提出について（依頼）」（令和７年４月●日付けこ成保第●号、●初幼教第●号。以下この費目において「基礎資料調査」という。）に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第3階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第3階層・標準時間・第1子・ひとり親等）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第3階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第3階層・標準時間・第2子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第3階層」「第2子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円未満）・標準時間・第1子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第4階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円未満）・標準時間・第1子・ひとり親等）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第4階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等」の数を記入すること。	86頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円未満）・標準時間・第2子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第4階層」「第2子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円以上）・標準時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第4階層（市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯）」「第1子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円以上）・標準時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第4階層（市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯）」「第2子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第5階層・標準時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第5階層」「第1子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第5階層・標準時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第5階層」「第2子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第6階層・標準時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第6階層」「第1子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第6階層・標準時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第6階層」「第2子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第7階層・標準時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第7階層」「第1子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第7階層・標準時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第7階層」「第2子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第8階層・標準時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第8階層」「第1子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第8階層・標準時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「標準時間」、表頭「第8階層」「第2子」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第3階層・短時間・第1子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第3階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	86頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	公立保育所等在籍人員（3号認定・第3階層・短時間・第1子・ひとり親等）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第3階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等」の数を記入すること。	86頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第3階層・短時間・第2子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第3階層」「第2子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円未満）・短時間・第1子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第4階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円未満）・短時間・第1子・ひとり親等）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第4階層」「第1子」「うち、ひとり親世帯等」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円未満）・短時間・第2子・ひとり親等以外）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第4階層」「第2子」「うち、ひとり親世帯等以外」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円以上）・短時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第4階層（市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯）」「第1子」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第4階層（360万円以上）・短時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第4階層（市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯）」「第2子」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第5階層・短時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第5階層」「第1子」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第5階層・短時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第5階層」「第2子」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第6階層・短時間・第1子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第6階層」「第1子」の数を記入すること。	87頁	C
	公立保育所等在籍人員（3号認定・第6階層・短時間・第2子）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第6階層」「第2子」の数を記入すること。	87頁	C

<table>
<tr><th>費　目　名</th><th>項　目　名</th><th>記　　載　　要　　領</th><th>調査表
ページ</th><th>デ　ー　タ
提出区分</th></tr>
<tr><td rowspan="12">こども子育て費</td><td>公立保育所等在籍人員（3号認定・第7階層・短時間・第1子）</td><td>基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第7階層」「第1子」の数を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>公立保育所等在籍人員（3号認定・第7階層・短時間・第2子）</td><td>基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第7階層」「第2子」の数を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>公立保育所等在籍人員（3号認定・第8階層・短時間・第1子）</td><td>基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第8階層」「第1子」の数を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>公立保育所等在籍人員（3号認定・第8階層・短時間・第2子）</td><td>基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」「短時間」、表頭「第8階層」「第2子」の数を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>公定価格の地域区分</td><td>子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準に基づく地域区分によること。
<table><tr><th>級地</th><th>その他</th><th>3/100</th><th>6/100</th><th>10/100</th><th>12/100</th><th>15/100</th><th>16/100</th><th>20/100</th></tr><tr><td>コード</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table></td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>公定価格の冷暖房費加算区分</td><td>子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準に基づく冷暖房費加算の区分によること。
<table><tr><th>級地</th><th>その他</th><th>1級地</th><th>2級地</th><th>3級地</th><th>4級地</th><th>激変緩和地域</th></tr><tr><td>コード</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table></td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>地域型保育給付に係る子どもの数（家庭的保育）</td><td>令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち家庭的保育に係る子どもの数の合計を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>地域型保育給付に係る子どもの数（小規模保育Ａ型）</td><td>令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち小規模保育Ａ型に係る子どもの数の合計を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>地域型保育給付に係る子どもの数（小規模保育Ｂ型）</td><td>令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち小規模保育Ｂ型に係る子どもの数の合計を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>地域型保育給付に係る子どもの数（小規模保育Ｃ型）</td><td>令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち小規模保育Ｃ型に係る子どもの数の合計を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
<tr><td>地域型保育給付に係る子どもの数（居宅訪問型保育）</td><td>令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち居宅訪問型保育に係る子どもの数の合計を記入すること。</td><td>87頁</td><td>C</td></tr>
</table>

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	地域型保育給付に係る子どもの数（事業所内保育Ａ型）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち事業所内保育Ａ型に係る子どもの数の合計を記入すること。	87頁	C
	地域型保育給付に係る子どもの数（事業所内保育Ｂ型）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち事業所内保育Ｂ型に係る子どもの数の合計を記入すること。	87頁	C
	地域型保育給付に係る子どもの数（事業所内保育（20人以上））	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち事業所内保育（20人以上）に係る子どもの数の合計を記入すること。	87頁	C
	地域型保育給付に係る子どもの数（特例保育）（追加分）	令和７年度支弁台帳第1号様式（Ａ表-2）に記載されている「4月分」の「初日利用人員」の「計」のうち特例保育（個々の事情に応じて内閣総理大臣が承認したもの）に係る子どもの数の合計を記入すること。	87頁	C
	子育てのための施設等利用給付に係る子どもの数	「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年11月22日付け府子本第684号・元初幼教第10号・子少発1122第1号・子保発1122第1号・子子発1122第1号）に基づき作成された令和７年度子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載された令和７年４月分の「施設等利用給付認定子ども」の合計を記入すること。	87頁	C
	前年度子育てのための施設等利用給付支給額（n-1年分）	「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」に基づき作成された令和６年度子育てのための施設等利用給付支弁台帳（以下この費目において「令和６年度利用給付支弁台帳」という。）に記載された「施設等利用費支給額」の「計」の合計を記入すること。	87頁	C
	前年度子育てのための施設等利用給付支給額（私立幼稚園分（新制度分を除く））（n-1年分）	「令和７年度施設等利用費等の基礎資料調査について（依頼）」（令和７年４月●日付けこ成保第●号。以下この費目において「基礎資料調査」という。）によりこども家庭庁に報告された別紙様式2中「施設型給付を受けない幼稚園」のうち「私立」の「合計」のうち「施設等利用費支給額」の数を記入すること。 ※ 昨年度調査から前年度１年間分の数値であることに留意すること。	87頁	C
	前年度子育てのための施設等利用給付に係る子どもの数（n-1年分）	令和６年度利用給付支弁台帳に記載された「施設等利用給付認定子ども」の合計を記入すること。	87頁	C
	前年度子育てのための施設等利用給付に係る子どもの数（私立幼稚園分（新制度分を除く））（n-1年分）	基礎資料調査によりこども家庭庁に報告された別紙様式2中「施設型給付を受けない幼稚園」のうち「私立」の「合計」のうち「子ども数」の数を記入すること。 ※ 昨年度調査から前年度１年間分の数値であることに留意すること。	87頁	C
	３歳未満対象児童数（被用者、施設等受給資格者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」（令和７年３月４日付けこども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室事務連絡）に基づいてこども家庭庁に報告すべき３歳未満（被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）及び３歳未満の同月末現在の支給対象となる児童の数（施設等受給資格者分）の計を記入すること。	87頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	３歳未満対象児童数（非被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき３歳未満（非被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）を記入すること。	87頁	B
	３歳以上小学校修了前対象児童数（被用者、施設等受給資格者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき３歳以上小学校修了前（被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）及び３歳以上小学校修了前の同月末現在の支給対象となる児童の数（施設等受給資格者分）の計を記入すること。	87頁	B
	３歳以上小学校修了前対象児童数（非被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき３歳以上小学校修了前（非被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）を記入すること。	87頁	B
	小学校修了後中学校修了前対象児童数（被用者、施設等受給資格者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき小学校修了後中学校修了前（被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）及び小学校修了後中学校修了前の同月末現在の支給対象となる児童の数（施設等受給資格者分）の計を記入すること。	88頁	B
	小学校修了後中学校修了前対象児童数（非被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき小学校修了後中学校修了前（非被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）を記入すること。	88頁	B
	中学校修了後高校生年代対象児童数（被用者、施設等受給資格者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき中学校修了後高校生年代（被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）及び中学校修了後高校生年代の同月末現在の支給対象となる児童の数（施設等受給資格者分）の計を記入すること。	88頁	B
	中学校修了後高校生年代対象児童数（非被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき中学校修了後高校生年代（非被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）を記入すること。	88頁	B
	第３子以降対象児童数(３歳未満)（被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき第３子以降（被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）のうち、その基礎となった第３子以降（３歳未満）の児童の数を記入すること。	88頁	B
	第３子以降対象児童数（３歳未満）（非被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき第３子以降（非被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）のうち、その基礎となった第３子以降（３歳未満）の児童の数を記入すること。	88頁	B
	第３子以降対象児童数（３歳以降）（被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき第３子以降（被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）のうち、その基礎となった第３子以降（３歳以降）の児童の数を記入すること。	88頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	第３子以降対象児童数（３歳以降）（非被用者）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき第３子以降（非被用者分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）のうち、その基礎となった第３子以降（３歳以降）の児童の数を記入すること。	88頁	B
	３歳未満対象児童数（地方公務員）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき３歳未満（地方公務員分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）を記入すること。	88頁	B
	３歳以上小学校修了前対象児童数（地方公務員）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき３歳以上小学校修了前（地方公務員分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数（一般受給資格者分）を記入すること。	88頁	B
	小学校修了後中学校修了前対象児童数（地方公務員）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき小学校修了後中学校修了前（地方公務員分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数を記入すること。	88頁	B
	中学校修了後高校生年代対象児童数（地方公務員）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき中学校修了後高校生年代（地方公務員分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数を記入すること。	88頁	B
	第３子以降対象児童数（地方公務員）	「令和６年度児童手当支給状況報告について」に基づいてこども家庭庁に報告すべき第３子以降（地方公務員分）の令和７年２月末現在の支給対象となる児童の数を記入すること。	88頁	B
	（注）児童手当支給対象児童数につき、市町村が組織する組合における当該児童数は、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を得た率によって按分した数値をそれぞれの市町村における当該児童数に加えることとする。			
	児童扶養手当支給対象者数（延月人数：全部支給者）	令和５年度実施事業として地方厚生（支）局に報告した、児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第8号－付表2中、「支出済額（A列）」の延月人数の「全部支給者」の数を記入すること。（福祉事務所設置町村においては当該町村に係る数値を記入すること。）	88頁	B
	児童扶養手当支給対象者数（延月人数：一部停止者）	令和５年度実施事業として地方厚生（支）局に報告した、児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第8号－付表2中、「支出済額（A列）」の延月人数の「一部停止者」「13条の2」「13条の3」「13条の2かつ13条の3」の合計の数を記入すること。（福祉事務所設置町村においては当該町村に係る数値を記入すること。）	88頁	B
	特別の地方債（次世代育成支援対策施設整備交付金一般財源化分）平成18年度～令和６年度同意等額	平成18年度から令和６年度までに発行について同意又は許可を得た特別の地方債（従来の次世代育成支援対策施設整備交付金等の一般財源化された国庫補助負担相当額等）の当該年度における同意又は許可額を記入すること。	88～89頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	特別の地方債（一般単独事業（児童相談所整備事業）分）令和２年度～令和６年度同意等額	令和２年度から令和６年度までに発行について同意又は許可を得た特別の地方債（一般単独事業（児童相談所整備事業）分）の当該年度における同意又は許可額を記入すること。	89頁	A C
	特別の地方債（一般補助施設整備等事業（児童相談所一時保護施設整備事業）分）令和２年度～令和６年度同意等額	令和２年度から令和６年度までに発行について同意又は許可を得た特別の地方債（一般補助施設整備等事業（児童相談所一時保護施設整備事業）分）の当該年度における同意又は許可額を記入すること。	89頁	A C
	こども・子育て支援事業債　令和６年度同意等額	令和６年度に発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業債の当該年度における同意又は許可額を記入すること。	89頁	C
	障害児受入人員（公立保育所）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍」「障害児受入人員」「公立」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立保育所における受入人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）を記入すること。	89頁	C
	障害児受入人員（私立保育所）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「在籍」「障害児受入人員」「私立」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの私立保育所における受入人員（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員は除外する。）を記入すること。	89頁	C
	障害児受入人員（公立幼保連携型認定こども園）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍」「障害児受入人員」「公立」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの公立幼保連携型認定こども園における受入人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）を記入すること。	89頁	C
	障害児受入人員（私立幼保連携型認定こども園）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「在籍」「障害児受入人員」「私立」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの私立幼保連携型認定こども園における受入人員（私的契約に係る人員及び都道府県立幼保連携型認定こども園に係る人員は除外する。）を記入すること。	89頁	C
	障害児受入人員（公立認定こども園（追加分））	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた障害児の数のうち、その基礎となった市町村ごとの数を記入すること。	89頁	C
	障害児受入人員（特別利用保育等）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の特別利用保育等に係る障害児の数のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの特別利用保育等に係る子どもの数を記入すること。	89頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	障害児保育のための加配職員数（公立保育所）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「障害児保育のための加配職員数」「公立」の数を記入すること。	89頁	C
	障害児保育のための加配職員数（私立保育所）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第９表）によってこども家庭庁に報告した「障害児保育のための加配職員数」「私立」の数を記入すること。	89頁	C
	障害児保育のための加配職員数（公立幼保連携型認定こども園）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「障害児保育のための加配職員数」「公立」の数を記入すること。	90頁	C
	障害児保育のための加配職員数（私立幼保連携型認定こども園）	令和７年４月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告（第10表）によってこども家庭庁に報告した「障害児保育のための加配職員数」「私立」の数を記入すること。	90頁	C
	児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者	市町村単位におけるサービス利用状況【令和６年10月サービス提供分】により通知された「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の利用者数の総計を記入すること。	90頁	B
	児童相談所における虐待相談対応件数	令和５年度年度報(令和６年度11月末報告分）として福祉行政報告例（第49表）によって厚生労働省に報告された「(2)虐待相談の相談種別・経路」の「(33)計」列の「(10)計」行の数値を記入すること。	90頁	A
	前年度公立保育所等在籍人員（3号認定）（n-1年10月分）	基礎資料調査に基づきこども家庭庁に報告すべき公立3号様式①中、表側「合計」「施設型給付」「合計」、表頭「合計」の数を記入すること。	90頁	C
	市町村立認定こども園在籍人員（追加分）（n.4.1現在）	園児数等調査事務連絡に基づいてこども家庭庁に報告すべき令和７年４月１日現在の市町村立の保育所型認定こども園及び市町村立の地方裁量型認定こども園に在籍する１号認定を受けた子どもの数のうち、その基礎となった市町村ごとの数を記入すること。	90頁	C
	私立幼稚園在籍人員（新制度分を除く）（n.4.1現在）	「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年11月22日付け府子本第684号・元初幼教第10号・子少発1122第1号・子保発1122第1号・子子発1122第1号）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載されている「令和７年度子育てのための施設等利用給付支弁台帳（法第30条の４第１号）」及び「令和７年度子育てのための施設等利用給付支弁台帳（法第30条の４第２号）」の「４月分」の「支給対象となった特定子ども・子育て支援施設等（法第７条第10項）」のうち「第２号」の「施設等利用給付認定子ども」の数の合計を記入すること（「私立」の幼稚園に限ること。）。 ただし、日割り計算による額（「令和７年度子育てのための施設等利用給付支弁台帳（法第30条の４第２号）」の「支給対象となった特定子ども・子育て支援施設等（法第７条第10項）」欄の複数区分に〇を付している場合にあっては、「第２号」に係る施設等利用費支給額について日割り計算による額）が記載されている月途中利用の子どもの数を控除すること。	90頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	私立幼稚園等在籍人員（新制度分） （n.4.1現在）	「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年８月21日付け府子本第271号・27初幼教第19号・雇児保発0821第２号通知）に基づき作成された令和７年度子どもの教育・保育給付費支弁台帳（以下この費目において「令和７年度支弁台帳」という。）第１号様式（Ｂ表-1）に記載された「４月分」の「教育」及び「保育」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値並びに令和７年度支弁台帳第１号様式（Ｂ表-3）に記載された「４月分」の「教育」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値の合計を記入すること。	90頁	C
	前年度私立幼稚園等在籍人員（新制度分） （n-1.10.1現在）	令和６年度支弁台帳第１号様式（Ｂ表-1）に記載された「10月分」の「教育」及び「保育」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値並びに令和６年度支弁台帳第１号様式（Ｂ表-3）に記載された「10月分」の「教育」の「初日利用人員」の「計」の欄の数値の合計を記入すること。	90頁	C
	前年度私立幼稚園等費用額 （n-1年10月分）	園児数等調査事務連絡に基づきこども家庭庁に報告すべき私立幼稚園及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額のうち、その費用額の基礎となった市町村ごとの費用額を記入すること。 （千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、千円単位で記入すること。） なお、令和元年度は、全国総合システム事務連絡に基づき内閣府に報告すべき費用額（公定価格から地方単独費用部分を除いた額）を基礎数値としていたが、令和２年度より基礎数値として用いる「費用（単価表による額）」には、公定価格における国庫負担対象部分のほか、地方単独費用部分も含まれていることに留意すること。	90頁	C
	市町村立幼稚園等園児数 （n.5.1現在）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立幼稚園（市町村立の幼稚園型認定こども園を含む。）に在籍する園児数（特別利用教育分を含む。）及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計を記入すること。 ただし、市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２号認定子どもの数を控除すること。	90頁	C
	震災特例加算後の市町村立幼稚園等園児数 （n.5.1現在）	福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村のみ入力すること。なお、算出方法等については福島県に対して別途通知する。	90頁	C
	市町村立幼稚園在籍人員（3歳児分）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立幼稚園（市町村立の幼稚園型認定こども園を含む。）に在籍する３歳児の数（特別利用教育分を含む。）を記入すること。 ただし、市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２号認定子どもの数を控除すること。	90頁	C
	市町村立幼稚園在籍人員（4歳以上児分）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立幼稚園（市町村立の幼稚園型認定こども園を含む。）に在籍する４歳以上児の数（特別利用教育分を含む。）を記入すること。 ただし、市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２号認定子どもの数を控除すること。	90頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
こども子育て費	市町村立幼保連携型認定こども園在籍人員（3歳児分）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定を受けた３歳児の数を記入すること。	90頁	C
	市町村立幼保連携型認定こども園在籍人員（4歳以上児分）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定を受けた４歳以上児の数を記入すること。	90頁	C
	市町村立幼稚園在籍人員（利用定員区分別）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立幼稚園（市町村立の幼稚園型認定こども園を含む。）の在籍人員数（特別利用教育分を含む。）について、１号認定子どもに係る利用定員区分ごとに記入すること。 なお、記入に当たっては、次の点に留意すること。 ア．利用定員の区分について、次のとおりとすること。 (ｱ) ～15人区分　(ｲ) 16～25人区分 (ｳ) 26～35人区分　(ｴ) 36～45人区分 (ｵ) 46～60人区分　(ｶ) 61～75人区分 (ｷ) 76～90人区分　(ｸ) 91～105人区分 (ｹ) 106～120人区分　(ｺ) 121～135人区分 (ｻ) 136～150人区分　(ｼ) 151～180人区分 (ｽ) 181～210人区分　(ｾ) 211～240人区分 (ｿ) 241～270人区分　(ﾀ) 271～300人区分 (ﾁ) 301人～区分 イ．市町村立幼稚園において利用定員が未設定の場合は認可定員により区分すること。 ウ．市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２号認定を受けた子どもの数を控除すること。	90～91頁	C
	市町村立幼保連携型認定こども園在籍人員（利用定員区分別）	学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在の市町村立の幼保連携型認定こども園の在籍人員数のうち、１号認定を受けた子どもの数について、１号認定子どもに係る利用定員区分ごとに記入すること。 なお、記入に当たっては、利用定員の区分について、次のとおりとすること。 (ｱ) ～15人区分　(ｲ) 16～25人区分 (ｳ) 26～35人区分　(ｴ) 36～45人区分 (ｵ) 46～60人区分　(ｶ) 61～75人区分 (ｷ) 76～90人区分　(ｸ) 91～105人区分 (ｹ) 106～120人区分　(ｺ) 121～135人区分 (ｻ) 136～150人区分　(ｼ) 151～180人区分 (ｽ) 181～210人区分　(ｾ) 211～240人区分 (ｿ) 241～270人区分　(ﾀ) 271～300人区分 (ﾁ) 301人～区分	90～91頁	C
高齢者保健福祉費	65歳以上人口（R2年国調）	令和２年国勢調査人口のうち65歳以上の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	92頁	A
	75歳以上人口（R2年国調）	令和２年国勢調査人口のうち75歳以上の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	92頁	A
	65歳以上の住民基本台帳人口（ｎ年1月1日現在）	令和７年１月１日現在における住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の数値の合計を記入すること。	92頁	B
	65歳以上の住民基本台帳人口（R3年1月1日現在）	令和３年１月１日現在における住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の数値の合計を記入すること。	92頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
高齢者保健福祉費	75歳以上の住民基本台帳人口（ｎ年1月1日現在）	令和７年１月１日現在における住民基本台帳登載人口のうち75歳以上の数値の合計を記入すること。	92頁	B
	75歳以上の住民基本台帳人口（R3年1月1日現在）	令和３年１月１日現在における住民基本台帳登載人口のうち75歳以上の数値の合計を記入すること。	92頁	A
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施施設数（年間平均利用者数5人以下）	「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（４月照会）の市町村分の「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施施設数に関する調」により記入すること。	92頁	B
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施施設数（年間平均利用者数6～10人）			
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施施設数（年間平均利用者数11人以上）			
	養護老人ホーム被措置者数（n.4.1現在）	福祉行政報告例によって報告する令和７年４月１日現在において、老人福祉法の規定により当該市町村が養護老人ホームに措置している老人数を記入すること。 なお、基礎数値については、データ提出後異動する場合があるので、最終入力時には再度確認を行い異動分を必ず修正報告すること。	92頁	C
	居宅介護(介護予防)サービス受給者数	居宅介護サービス受給者数は、「介護保険事業状況報告（月報）」様式１の６（平成12年５月17日付厚生省老人保健福祉局長通知「介護保険事業状況報告について（月報）」（老発第487号）及び平成30年８月17日付厚生労働省老健局長通知「介護保険事業状況報告（月報）について」（老発0817第２号）参照。以下この費目において「状況報告（月報）」という。）により、令和７年２月分として厚生労働省に報告した「（11）居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値を記入すること。	92頁	B
	地域密着型（介護予防）サービス受給者数	地域密着型サービス受給者数は、状況報告（月報）様式１の６により、令和７年２月分として厚生労働省に報告した「（12）地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値を記入すること。	92頁	B
	施設介護サービス受給者数	施設介護サービス受給者数は、状況報告（月報）様式１の６により、令和７年２月分として厚生労働省に報告した「（13）施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値を記入すること。	92頁	B
	（注）広域連合、一部事務組合等の方式により、介護保険制度の運営を行っている市町村に係る上記各項目の数値については、当該広域連合、一部事務組合等に係る上記各項目の数値をそれぞれ構成市町村ごとに分別し、その分別した数値を当該市町村に係るものとして取り扱うものであること。			

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
高齢者保健福祉費	所得段階別第１号被保険者数(第１段階)(R4年度末分)	所得段階別第１号被保険者数(第１段階～第３段階）は、「介護保険事業状況報告（年報）」様式１（平成27年５月７日付厚生労働省老健局長通知「介護保険事業状況報告（月報・年報）について」（老発0507第1号）参照。）により、R4年度末分として厚生労働省に報告した「１．一般状況」、「(4)所得段階別第１号被保険者数（当年度末現在）」における次の部分である。 第１段階については「ア　第１段階」の表側「第１段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値を記入すること。 第２段階については「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値を記入すること。 第３段階については「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値を記入すること。	92頁	B
	所得段階別第１号被保険者数(第２段階)(R4年度末分)			
	所得段階別第１号被保険者数(第３段階)(R4年度末分)			
	（注）広域連合、一部事務組合等の方式により、介護保険制度の運営を行っている市町村に係る上記各項目の数値については、当該広域連合、一部事務組合等に係る上記各項目の数値をそれぞれ構成市町村ごとに分別し、その分別した数値を当該市町村に係るものとして取り扱うものであること。			
	後期高齢者保険料均等割　２割軽減被保険者数（R6年度分）	均等割軽減（２割、５割、７割）被保険者数は厚生労働省「令和６年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下、この費目において「実態調査」という。）において、令和６年度数値として公表された数とする。 記入する数値は、表「市町村別データ」の表頭「均等割軽減者数」における次の部分である。 ２割軽減被保険者数については、表頭「２割軽減」、表側は各市町村に該当する部分の欄の数値を記入すること。 ５割軽減被保険者数については、表頭「５割軽減」、表側は各市町村に該当する部分の欄の数値を記入すること。 ７割軽減被保険者数については、表頭「７割軽減」、表側は各市町村に該当する部分の欄の数値を記入すること。	92頁	C
	後期高齢者保険料均等割　５割軽減被保険者数（R6年度分）			
	後期高齢者保険料均等割　７割軽減被保険者数（R6年度分）			
	秘匿値団体（後期高齢者保険料均等割軽減被保険者数に秘匿値が含まれる団体）	令和６年度の後期高齢者保険料均等割軽減被保険者数が秘匿値とされている団体は「1」、それ以外の団体は「0」を入力すること。	92頁	C
	（注）広域連合等の方式により運営を行っている市町村に係る上記各項目の数値については、当該広域連合等に係る上記各項目の数値をそれぞれ構成市町村ごとに分別し、その分別した数値を当該市町村に係るものとして取り扱うものであること。			

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
高齢者保健福祉費	特別の地方債（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）同意等額	平成18年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た特別の地方債（従来の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の国庫補助負担金相当額分）の当該年度における同意又は許可額を記入すること。 当該地方債は、一般財源化前の旧都道府県交付金交付要綱に基づき、指定都市及び中核市のみ起債可能であることに留意すること。 また、平成30年度以降の同意等額については、平成30年4月2日付総務省自治財政局調整課長通知「施設整備事業（一般財源化分）に係る起債対象事業費の算定について」（総財調第7号）1(2)に基づき、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により創設された介護医療院の新設に係る整備事業（30床以上の大規模施設の新設に限る。）に充てるための地方債も含むことに留意すること。	92～93頁	A C
清掃費	入湯税納税義務者数（n-2年度）	「令和６年度市町村税課税状況調」の「入湯税に関する調」の表中令和５年度入湯客数を記入すること。	93頁	A
	入湯税納税義務者数（n-6年度）	「令和２年度市町村税課税状況調」の「入湯税に関する調」の表中令和元年度入湯客数を記入すること。	93頁	A
清掃費	事業費補正	「令和７年度の普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（４月照会）の市町村分の「第17　清掃費の事業費補正に関する調」の「様式17-1令和７年度清掃費の事業費補正に用いる事業費等に関する調」により記入すること。	93～94頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
農業行政費	農家数（2020農林業センサス）	農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）によって調査した令和２年２月１日現在における農家（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数を記入すること。	95頁	A
	農家数（2015農林業センサス）	農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）によって調査した平成27年２月１日現在における農家（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正前の農地法第２条第３項に規定する農業生産法人を含む。）の数を記入すること。	95頁	A
	農道延長（n-1.8.1現在）	令和６年８月１日現在において、農道台帳に記載されている農道のうち市町村の管理する一定要件農道（農林水産省が毎年行う「農道整備状況調査」における「一定要件農道」に原則同じ）の延長を記入すること。	95頁	A
	経営耕地面積のうち田の面積（2020農林業センサス）	農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における経営耕地面積のうち田の面積を記入すること。	95頁	A
	経営耕地面積のうち畑の面積（2020農林業センサス）	農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における経営耕地面積のうち畑の面積を記入すること。	95頁	A
	経営耕地面積（畑）のうち牧草専用地面積（2020農林業センサス）	農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における経営耕地面積（畑）のうち、牧草専用地の面積を記入すること。	95頁	A
	経営耕地面積のうち樹園地の面積（2020農林業センサス）	農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における経営耕地面積のうち樹園地の面積を記入すること。	95頁	A
	国営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）	令和７年度４月照会「国営土地改良事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち令和７年度実施見込分の「平成13年度以前償還開始額（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業の令和７年度実施見込分の「平成13年度以前償還開始額（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	水資源機構営事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち水資源機構営事業の令和７年度実施見込分の「平成13年度以前償還開始額（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）	令和７年度４月照会「国営土地改良事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム・千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	水資源機構営事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち水資源機構営事業の令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム・千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）①	令和７年度４月照会「国営土地改良事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム以外）平成22年度迄実施事業に係るもの（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
農業行政費	森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）①	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業の令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム以外）平成22年度迄実施事業に係るもの（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	水資源機構営事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）①	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち水資源機構営事業の令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム以外）平成22年度迄実施事業に係るもの（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）②	令和７年度４月照会「国営土地改良事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム以外）平成23年度以降実施事業に係るもの（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）②	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業の令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム以外）平成23年度以降実施事業に係るもの（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	水資源機構営事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）②	令和７年度４月照会「森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業及び水資源機構営事業に係る地方負担額等に関する調（総括表）」のうち水資源機構営事業の令和７年度実施見込分の「平成14年度以降償還開始額（ダム以外）平成23年度以降実施事業に係るもの（千円単位）」を記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	95頁	C
	ｎ－１年度（見込）	令和６年度普通交付税の算定に用いた額（令和６年７月23日付け総財交第54号総務大臣通知額）を記入すること。	95頁	A
	ｎ－１年度（確定）	令和７年度４月照会の各調における令和６年度決算分の額を記入すること。	95～96頁	B
	公共事業等債（旧一般公共事業債）（機構営）同意等額（平成22年度～令和６年度）	森林研究・整備機構（旧森林総合研究所）営事業に係る市町村の負担金に充てるため平成22年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債及び水資源機構営事業に係る市町村の負担金に充てるため平成22年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度～令和６年度減収補填債、平成22年度～令和６年度補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度～令和６年度財源対策債（臨時公共事業債分）、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。 ※平成14年度以降の同意又は許可債については、事業費補正の見直しにより、Ｂ類型（ダム）に係るもののみが対象とな	96頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
農業行政費	公共事業等債（団体営・災害関連）同意等額（令和３年度～令和６年度）	団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）に係る経費に充てるため令和３年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度～令和６年度減収補填債、令和３年度～令和６年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、令和３年度～令和６年度財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。 また、令和３年度～令和７年度に限り、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により実施される事業のみが対象となること。 ※詳細については、令和３年１月22日付け事務連絡「防災重点農業用ため池の防災工事の推進について（周知）」を参照（総務省自治財政局調整課・地方債課、農林水産省農村振興局整備部設計課により連名で発出）	96頁	A C
	公共事業等債（旧一般公共事業債）（都道府県営・農業農村）同意等額（平成22年度～令和６年度）	都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る経費に充てるため平成22年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度～令和６年度減収補填債、平成22年度～令和６年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成22年度～令和６年度財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。 ※平成14年度以降の同意又は許可債については、事業費補正の見直しにより、Ｂ類型（ダム）に係るもののみが対象となる。 ※平成22年度以降同意又は許可債については、継続事業分のみが対象となる。なお、継続事業は以下のとおりであること。 ・平成21年度末までに①用地取得の一部②補償の一部③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの。 ・継続事業の事業単位は、所管官庁に平成21年度までに提出している事業計画書における事業単位であること	96～97頁	A C
	公共事業等債（旧一般公共事業債）（都道府県営・災害関連）同意等額（平成22年度～令和６年度）	都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る経費に充てるため平成22年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度～令和６年度減収補填債、平成22年度～令和６年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成22年度～令和６年度財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。 ※平成14年度以降の同意又は許可債については、事業費補正の見直しにより、Ｂ類型（ダム）に係るもののみが対象となる。 ※平成22年度以降同意又は許可債については、継続事業分のみが対象となる。なお、継続事業は以下のとおりであること。 ・平成21年度末までに①用地取得の一部②補償の一部③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの。 ・継続事業の事業単位は、所管官庁に平成21年度までに提出している事業計画書における事業単位であること。 ※令和３年度～令和７年度に限り、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により実施される事業を対象に含む（令和３年１月22日付け事務連絡「防災重点農業用ため池の防災工事の推進について（周知）」を参照（総務省自治財政局調整課・地方債課、農林水産省農村振興局整備部設計課により連名で発出））	97頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
農業行政費	公共事業等債（旧一般公共事業債）（国営・農業農村）同意等額（平成22年度～令和６年度）	国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）に係る経費に充てるため平成22年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度～令和６年度減収補填債、平成22年度～令和６年度補正予算債、平成22年度～令和６年度財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える越える部分に係るものを除く。）の同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。 ※Ｂ類型（ダム）に係るもののみが対象となる。	97～98頁	A C
	公共事業等債（旧一般公共事業債）（国営・災害関連）同意等額（平成22年度～令和６年度）	国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）に係る経費に充てるため平成22年度～令和６年度において発行を同意又は許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度～令和６年度減収補填債、平成22年度～令和６年度補正予算債、平成22年度～令和６年度財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える越える部分に係るものを除く。）の同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。 ※Ｂ類型（ダム）に係るもののみが対象となる。	98頁	A C
	臨時地方道整備事業債（ふるさと農道・通常債分）同意等額（平成17年度～平成20年度）	平成17年度～平成20年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債のうちふるさと農道分に係る同意又は許可額（通常充当率を超える部分に対する資金手当分及び財源対策債分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。	98頁	A
	地方道路等整備事業債（ふるさと農道・通常債分）同意等額（平成21年度～平成24年度）	平成21年度～平成24年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうちふるさと農道分に係る同意又は許可額（通常充当率を超える部分に対する資金手当分及び財源対策債分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 ※平成22年度以降同意又は許可債については、継続事業分のみが対象となる。なお、継続事業は以下のとおりであること。 ・平成21年度末までに①用地取得の一部②補償の一部③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの。 ・ふるさと農道緊急整備計画に位置づけられたふるさと農道緊急整備事業（平成20年度～平成24年度）。 ・継続事業の事業単位は、所管官庁に平成21年度までに提出している事業計画書における事業単位であること。	98～99頁	A
	臨時地方道整備事業債（ふるさと農道・財対債分）同意等額（平成17年度～平成20年度）	平成17年度～平成20年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債のうちふるさと農道の財源対策債分に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。	99頁	A
	地方道路等整備事業債（ふるさと農道・財対債分）同意等額（平成21年度～平成24年度）	平成21年度～平成24年度において発行を同意又は許可された地方道路等整備事業債のうちふるさと農道の財源対策債分に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。	99頁	A
	一般補助施設整備等事業債（農地耕作条件改善事業）同意等額（令和元年度～令和６年度）	令和元年度～令和６年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、農地耕作条件改善事業に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	99頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（畑作等促進整備事業）同意等額（令和５年度～令和６年度）	令和５年度～令和６年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、畑作等促進整備事業に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	99頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
農業行政費	一般補助施設整備等事業債（農業水路等長寿命化・防災減災事業）同意等額（令和元年度～令和６年度）	令和元年度～令和６年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお､この額が総務大臣通知予定額となるものであること。	99頁	A C
	農業就業者数	令和２年国勢調査報告に掲げられた「農業就業者数※」を記入すること。 ※令和２年国勢調査就業状態等基本集計第６－３表「男女，年齢（５歳階級），産業（大分類）別就業者数及び平均年齢（15歳以上就業者）－全国，都道府県，市区町村」の表頭【「就業者数」「00_総数」】表側【「0_総数」「第１次」「01_うち農業」】	99頁	A
	田畑面積、牧場面積及び宅地面積	令和2年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田及び畑、牧場並びに宅地の面積（非課税地積＋評価総地積）をヘクタールに換算（㎡×0.0001、表示単位未満四捨五入）して記入すること。	99頁	A
	農業就業者数比率 〃　　評点 耕地比率 耕地評点	評点の算出にあたっては普通交付税に関する省令によること。なお、固定資産税に係る概要調書の数値を用いるものは、令和2年度概要調書により、国勢調査の数値を用いるものは、令和2年度国勢調査によること。	99頁	A
林野水産行政費	「林業の就業者数」「漁業の就業者数」(H7年国調)	平成７年国勢調査によるそれぞれの数値を記入すること。 ①「林業の就業者数」には国調産業分類表のＢ林業を記入のこと。 ②「漁業の就業者数」には国調産業分類表のＣ漁業を記入のこと。	100頁	A
	「林業の就業者数」「漁業の就業者数」(H12年国調)	平成12年国勢調査によるそれぞれの数値を記入すること。 ①「林業の就業者数」には国調産業分類表のＢ林業を記入のこと。 ②「漁業の就業者数」には国調産業分類表のＣ漁業を記入のこと。	100頁	A
	「林業の就業者数」「漁業の就業者数」(H17年国調)	平成17年国勢調査によるそれぞれの数値を記入すること。 ①「林業の就業者数」には国調産業分類表のＢ林業を記入のこと。 ②「漁業の就業者数」には国調産業分類表のＣ漁業を記入のこと。	100頁	A
	「林業の就業者数」「漁業の就業者数」(H22年国調)	平成22年国勢調査によるそれぞれの数値を記入すること。 ①「林業の就業者数」には国調産業分類表のＡ農業、林業のうち、林業を記入のこと。 ②「漁業の就業者数」には国調産業分類表のＢ漁業を記入のこと。	100頁	A
	「林業の就業者数」「漁業の就業者数」(H27年国調)	平成27年国勢調査によるそれぞれの数値を記入すること。 ①「林業の就業者数」には国調産業分類表のＡ農業、林業のうち、林業を記入のこと。 ②「漁業の就業者数」には国調産業分類表のＢ漁業を記入のこと。	100頁	A
	「林業の就業者数」「漁業の就業者数」(R2年国調)	令和２年国勢調査によるそれぞれの数値を記入すること。 ①「林業の就業者数」には国調産業分類表のＡ農業、林業のうち、林業を記入のこと。 ②「漁業の就業者数」には国調産業分類表のＢ漁業を記入のこと。	100頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
林野水産行政費	私有林人工林面積（R2.2.1現在）	農林業センサス規則に基づいて調査された令和2年2月1日現在における私有林人工林面積を記入すること。	100頁	A
	林野率（2020農林業センサス）	農林業センサス規則に基づいて調査された令和2年2月1日現在における林野率（林野面積を総土地面積で除して得た率）を記入すること。	100頁	A
	林業従業者数（R2年国調）	国勢調査令によって調査した令和２年10月1日現在における各市町村において林業に就業する者の数（国調産業分類表Ａ農業、林業のうち、林業の就業者数）を記入すること。	100頁	A
	交付の基準となる人口（R2年国調）	令和２年国勢調査による人口の確定値を記入すること。 ただし、福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村については、前々回調査数値（H22国勢調査）に住基人口の減少率(R2.9.30現在の住基人口を22.9.30現在の住基人口で除して得た率)を乗じて得た数値（小数点以下四捨五入）を用いること（前々回調査数値（H22国勢調査）に住基人口の減少率を乗じて得た数値が前々回調査数値（H22国勢調査）を超えるときは、前々回調査数値（H22国勢調査）を用いること。）。	100頁	A
	平成17～24年度臨時地方道整備事業債（地方道路等整備事業債）（ふるさと林道分）同意等額	平成17～24年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債（地方道路等整備事業債）のうちふるさと林道分に係る同意又は許可額（通常充当率を超える部分に対する資金手当分及び財対債分を除く。）を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、測定単位のない市町村で「農業行政費」に算入されることとなる同意又は許可額についても本欄に記入すること。 平成22年度以降の同意等額については、継続事業分のみが対象となる。	100～101頁	A
	平成17～24年度臨時地方道整備事業債（地方道路等整備事業債）（ふるさと林道・財対債分）同意等額	平成17～24年度において発行を同意又は許可された臨時地方道整備事業債（地方道路等整備事業債）のうちふるさと林道の財対債分※に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中同意又は許可額に関する部分に準じて記入すること。 ※道路橋りょう費、臨時地方道整備事業債同意等額（特定分）　参照 なお、測定単位のない市町村で「農業行政費」に算入されることとなる同意又は許可額についても本欄に記入すること。	101頁	A
	平成20～22年度一般補助施設整備等事業債（特定間伐等促進対策分）同意等額	平成20～22年度において発行を同意又は許可された一般補助施設整備等事業債（一般分）のうち特定間伐等促進対策に係る同意又は許可額を公債費の総括事項中許可額に関する部分に準じて記入すること。 なお、測定単位のない市町村で「農業行政費」に算入されることとなる同意又は許可額についても、本欄に記入すること。	101頁	A
	林業等就業者比率 〃　評点 林野面積比率 〃　評点	評点の算出にあたっては、普通交付税に関する省令によること。 なお、「林業及び漁業の就業者数」は令和２年国調、「林野面積」は2020農林業センサスによること。	101頁	A
戸籍住民基本台帳費	世帯数(R2年国調)	令和２年国勢調査による世帯数（確定値）を記入すること。	102頁	A
	戸籍数（n.3.31現在）	令和７年３月31日現在の戸籍法第7条の規定による（紙による）戸籍簿につづられた戸籍及び同法第119条第２項の規定による（磁気ディスクによる）戸籍簿に蓄積された戸籍の数を記入すること（除かれた戸籍（除籍）を含まない。） なお、戸籍事務取扱準則等により、法務局又は地方法務局に報告する令和７年３月31日現在の本籍数と一致するものであること。	102頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	空港関係市町村の率	別途通知する令和７年度の空港関係市町村ごとの乗率（省令別表第三の八(2)）を記入すること。なお、別途通知する方法により算出する空港関係市町村に係る補正係数を計算するときに用いる乗率を記入するものであり、その計算結果である補正係数を記入するものではないので注意すること。	103頁	C
	防災対策事業債同意等額	平成17年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業債（防災基盤整備事業分、公共施設等耐震化事業分（従来分）及び公共施設等耐震化事業分（Is値0.3未満）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。 なお、「公共施設等耐震化事業（Is値0.3未満）」とは、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震事業をいう。	103～105頁	A C
	公共事業等債（津波避難対策緊急事業分）同意等額	平成26年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等債のうち、津波避難対策緊急事業（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）別表（第13条関係）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成16年法律第27号）別表（第12条関係）に掲げるものに限る。）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	105頁	A C
	公共施設最適化事業債同意等額	平成27年度及び平成28年度において発行について同意又は許可を得た公共施設最適化事業債に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	105頁	A
	公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業分）同意等額	平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業分）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	105～106頁	A C
	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、転用、立地適正化、市町村役場機能緊急保全事業分）同意等額	平成29年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、転用、立地適正化、市町村役場緊急保全事業分）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。 ただし、起債対象経費（起債時点における対象経費（協議等の時点から対象経費が増額した場合は当該協議等の時点の対象経費）をいう。）の75%を上限とした額とすること。	105頁	A
	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く））同意等額	平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く））に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。 ただし、令和４年度は脱炭素化事業も含む。	105～106頁	A C
	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、ユニバーサルデザイン化事業分（義務教育施設の大規模改造事業分））同意等額	平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、ユニバーサルデザイン化事業分（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。 ただし、令和４年度は脱炭素化事業も含む。	105～106頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業分）同意等額	平成30年度から令和６年度（令和２年度までに実施設計に着手した事業に限る。）までの各年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場緊急保全事業分）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。 ただし、起債対象経費（起債時点における対象経費（協議等の時点から対象経費が増額した場合は当該協議等の時点の対象経費）をいう。）の75%を上限とした額とすること。	105～106頁	A C
	脱炭素化事業債同意等額①	令和５年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化事業債に係る同意等額（不用額を除く。）のうち、以下に該当するものを記入すること。 （１）再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）及び再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管、EMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。） （２）地方財政法（昭和23年法律第109号）第５条第５号に規定する法人又は公営企業が実施する①に掲げる設備の整備に関する事業（地域内での消費を主たる目的とする場合に限り、地方公共団体の補助金若しくは一般会計から公営企業会計に繰り出した経費又は事業費の２分の１のいずれか少ない額を限度とする。） （３）公共施設若しくは公用施設を地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に定めるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）	106頁	A C
	脱炭素化事業債同意等額②（義務教育施設の大規模改造事業分を除く）	令和５年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化事業債（義務教育施設の大規模改造事業分を除く）に係る同意等額（不用額を除く。）のうち、以下に該当するものを記入すること。 （４） 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム） （５）公共施設又は公用施設へのLED照明の導入のための改修事業	106頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	脱炭素化事業債同意等額②（義務教育施設の大規模改造事業分）	令和５年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化事業債（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る同意等額（不用額を除く。）のうち、以下に該当するものを記入すること。 （４） 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム） （５）公共施設又は公用施設へのLED照明の導入のための改修事業	106頁	C
	脱炭素化事業債同意等額③	令和５年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化事業債に係る同意等額（不用額を除く。）のうち、以下に該当するものを記入すること。 （６）電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業	106頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（新しい地方経済・生活環境創生交付金（インフラ整備事業を除く）分（旧まち・ひと・しごと創生交付金事業分））同意等額	平成28年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、平成28年度においては地方創生推進交付金事業、平成29年度から令和6年度においてはまち・ひと・しごと創生交付金事業または新しい地方経済・生活環境創生交付金（インフラ整備事業を除く）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	106～107頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	一般補助施設整備等事業債（沖縄製糖業体制強化対策事業）同意等額	平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、沖縄製糖業体制強化対策事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	107頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（地方大学・地域産業創出事業）同意等額	平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、地方大学・地域産業創出事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	107頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る））同意等額	平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	107頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業）同意等額	令和元年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	107頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（沖縄振興特定事業推進事業）同意等額	令和元年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、沖縄振興特定事業推進事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	107頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（沖縄北部連携促進特別振興事業）同意等額	令和元年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、沖縄北部連携促進特別振興事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	108頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（アイヌ政策推進交付金事業）同意等額	令和元年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、アイヌ政策推進交付金事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	108頁	A C
	災害対策債元利償還金	災害対策基本法第 102条第１項第２号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震、平成 30 年７月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年第 19号、令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震、平成 30 年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島豪雨（※令和６年12月27日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡「歳入欠かん債及び災害対策債の取扱い等について」で示す「令和６年９月20日から同月23日までの間の豪雨」）による災害に係るなりわい再建支援事業に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の令和７年度における元利償還金を記入すること。	108頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	歳入欠かん債を発行する原因となった激甚災害のコード	被災年度（平成28年度以降）と災害を特定するものであること。 コードは次のとおり。 ただし、「令和６年能登半島豪雨※」とは、令和６年12月27日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡「歳入欠かん債及び災害対策債の取扱い等について」で示す「令和６年９月20日から同月23日までの間の豪雨」 激甚災害の名称等 ／ コード 平成28年熊本地震：1 平成28年度災害（熊本地震を除く）：2 平成29年度災害：3 平成30年度災害：4 令和元年度災害：5 令和２年度災害：6 令和３年度災害：7 令和４年度災害：8 令和６年能登半島地震：9 令和５年度災害（能登半島地震を除く）：10 令和６年能登半島豪雨※：11 令和６年度災害（能登半島豪雨※を除く）：12 該当なし：0	108～109頁	C
	歳入欠かん債同意等年度	上記の災害に起因する歳入欠かん債の発行について同意又は許可を得た年度の西暦下２桁を記入すること。 （例：平成28年度→16）	108～109頁	C
	歳入欠かん債同意等額	災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合（平成28年度以降に発生した激甚災害に起因する場合に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の激甚災害ごと、同意等年度ごとの同意等額を記入すること。	108～110頁	C
	標準税収入額	災害対策基本法施行令第43条第２項に規定する令和６年度の標準税収入額（基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額。）から事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体改革分）×0.25（小数点以下四捨五入）、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）×0.25（小数点以下四捨五入）、地方消費税交付金における引上げ分×0.25（小数点以下四捨五入）及び分離課税所得割交付金に係る額を控除した額の100/75に相当する額（小数点以下四捨五入）並びに地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金に係る額との合算額）について、当該歳入欠かん債の同意等年度における額を記入すること。 （平成28年度から令和６年度の標準税収入額については、「４月照会」調査表第30記載上の注意事項を参照すること。） （注：合併関係市町村(旧団体)においては、入力を要しない。）	108～110頁	C
	歳入欠かん債元利償還金	災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合（平成28年度以降に発生した激甚災害に起因する場合に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の令和７年度における元利償還金を記入すること。	108～110頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	ＰＦＩ事業に伴う施設整備費相当額（令和６年度供用開始分）	令和７年度において「地域振興費（人口）」の対象となる事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年３月29日付け財政局長通知）に定める財政措置の対象となる事業（地方公営企業に係る事業を含む。）のうち、令和６年度に施設の供用を開始した事業であり、当該事業における施設整備費相当額を報告するものであること。 ただし、次の場合は除くものであること。 ア　国庫補助事業で地方公共団体が支出を行うに当たり、直営 事業の場合と同種の地方債をその財源とする場合 イ　地方公営企業におけるＰＦＩ事業で、地方公共団体が支出 を行うに当たり、直営事業の場合と同種の地方債をその財源 とする場合 （上記の地方債及びその元利償還金は、直営事業の場合における地方債又は元利償還金の数値に含めて基礎数値として報告すること。） なお、今回報告する施設整備費相当額については、「ＰＦＩ事業の施設供用開始状況等に係る調」（令和７年１月15日付け総行地第４号）により、別途自治行政局地域振興室長に回答した事業のうち、交付税措置対象事業として認められたもの、又は自治行政局地域振興室長と事前に協議の上、交付税措置対象として認められたものであること。	111～112頁	C
	一般補助（一般）事業債（基地所在市町村活性化特別事業分）同意等額	平成20年度から平成25年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助（一般）事業債のうち、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	112頁	A
	一般公共事業債（空港）元利償還金（第２種（A）空港市町村負担金分）	国が行う第２種（A）空港（第２種空港のうち国土交通大臣が管理するものをいう。）の整備事業に係る法令の規定に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度～平成11年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財政健全化債、財源対策債、昭和61、62年度補正予算債、平成４年～11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金を公債費の総括事項中元利償還金に関する部分に準じて記入すること。	112頁	C
	一般単独（一般）事業債（空港事業分）元利償還金（第２種（B）空港市町村負担金分）	国庫の補助金を受けて道府県が施行する第２種（B）空港（第２種空港のうち道府県が管理するものをいう。）の整備事業に係る法令の規定に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度～平成11年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財政健全化債、昭和61、62年度補正予算債、平成４～11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金を公債費の総括事項中元利償還金に関する部分に準じて記入すること。	112頁	C
	一般単独（一般）事業債（空港事業分）元利償還金（第３種空港市町村負担金分）	国庫の補助金を受けて道府県が施行する第３種空港の整備事業に係る法令の規定に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度～平成11年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財政健全化債、昭和61、62年度補正予算債、平成４年～11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金を公債費の総括事項中元利償還金に関する部分に準じて記入すること。	112頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	一般単独（一般）事業債（空港事業分）元利償還金（第２種（Ｂ）及び第３種空港市町村管理分）	国庫の補助金を受けて市町村が施行する第２種（Ｂ）及び第３種空港（市町村が管理するものをいう。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度～平成11年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財政健全化債、昭和61、62年度補正予算債、平成４～11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金を公債費の総括事項中元利償還金に関する部分に準じて記入すること。	112頁	C
	一般補助（一般）事業債（沖縄北部特別振興対策事業分）同意等額	平成20年度及び平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助（一般）事業債のうち、沖縄北部特別振興対策事業に係る同意等額(不用額を除く。)を記入すること。	112頁	A
	一般補助施設整備等事業債（沖縄振興特別推進交付金事業分）同意等額	平成24年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、沖縄振興特別推進交付金事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	112頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（沖縄離島活性化推進事業）同意等額	平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、沖縄離島活性化推進事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	113頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る））同意等額	令和６年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	113頁	C
	一般補助施設整備等事業債（奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。））同意等額	平成26年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）に係る同意等額(不用額を除く。)を記入すること。	113頁	A C
	一般補助施設整備等事業債（有明海・八代海等再生事業）同意等額	令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債のうち、有明海・八代海等再生事業に係る同意等額(不用額を除く。)を記入すること。	113頁	A C
	一般単独（一般）事業債（産業廃棄物不法投棄対策事業分）同意等額	平成18年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債のうち、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	113頁	A
	一般単独（一般）事業債（石綿対策事業分）同意等額	平成17年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債のうち、石綿対策事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	113頁	A
	一般単独（一般）事業債（消防広域化事業分）同意等額	平成19年度から平成24年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債のうち、消防広域化事業に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	114頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	一般単独（一般）事業債（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業分）同意等額	平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債のうち、公共施設等地上デジタル放送移行対策事業分に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	114頁	A
	学校教育施設整備等整備事業債（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業分（除く小中学校費分）同意等額	平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち、公共施設等地上デジタル放送移行対策事業分（除く小中学校費分）に係る同意等額（不用額等を除く）を記入すること。	114頁	A
	公営企業債（脱炭素化事業のうち水道事業、病院事業、下水道事業以外分）同意等額	令和４年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化事業分）のうち、水道事業、病院事業、下水道事業以外分に係る同意等額（不用額等を除く）を記入すること。	114頁	A
	公営企業債（脱炭素化事業のうち水道事業、病院事業、下水道事業以外分）同意等額①	令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化事業分）のうち、水道事業、病院事業、下水道事業以外分に係る同意等額（不用額等を除く）のうち、以下に該当するものを記入すること。 （１）太陽光発電設備及び太陽光発電設備に付随する蓄電池、自営線、EMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。） （２）地球温暖化対策計画に定めるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公営企業施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム） （７）水道事業（上水道事業）及び工業用水道事業における小水力発電のための設備並びに小水力発電のための設備に付随する蓄電池、自営線及びEMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。） （９）下水道事業※１における次に掲げる設備並びに当該設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及びEMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業 ア 下水汚泥※２のエネルギー利用（バイオガス発電（売電を主たる目的とする場合を除く。）又は固形燃料化）のための設備 イ 下水熱の利用のための設備 ウ 下水汚泥資源の肥料利用（汚泥の肥料利用又はリン回収）のための設備 エ 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備 ※１ 下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の整備に要する経費を対象とするものとする。 ※２ 下水汚泥については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設から発生する汚泥とするものとする。 ※３ （１）から（８）までについては、地方単独事業を対象とするものであること。（９）については、国庫補助事業及び地方単独事業を対象とするものであること。	114頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	公営企業債（脱炭素化事業のうち水道事業、病院事業、下水道事業以外分）同意等額②	令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化事業分）のうち、水道事業、病院事業、下水道事業以外分に係る同意等額（不用額等を除く）のうち、以下に該当するもの。 （３）省エネルギー基準に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム） （４）③に掲げる設備以外の設備に係る省エネルギー改修事業（省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入等）であって、設備を改修することで、改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる事業（売電を主たる目的とする設備の改修を除く。） （５）LED照明の導入のための改修事業 ※　（１）から（８）までについては、地方単独事業を対象とするものであること。（９）については、国庫補助事業及び地方単独事業を対象とするものであること。	114頁	A C
	公営企業債（脱炭素化事業のうち水道事業、病院事業、下水道事業以外分）同意等額③	令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化事業分）のうち、水道事業、病院事業、下水道事業以外分に係る同意等額（不用額等を除く）のうち、以下に該当するもの。 （６）電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業 （８）交通事業（自動車運送事業）における電動バスの導入（電気バス、燃料電池バス及びプラグインハイブリッドバスの導入に限る。）及び電動バスに充電を行うための充電設備の整備に関する事業 ※　（１）から（８）までについては、地方単独事業を対象とするものであること。（９）については、国庫補助事業及び地方単独事業を対象とするものであること。 ※　（８）については「脱炭素化推進事業・電動バス」として同意等を得た企業債の全額と、「脱炭素化推進事業・電動バス・残余分」として同意等を得た企業債の全額の合計を記載すること。	114頁	A C
	公共事業等債（宅地耐震化推進事業（特別分）、盛土緊急対策事業（特別分））同意等額	令和４年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等債のうち、宅地耐震化推進事業（特別分）、盛土緊急対策事業（特別分）に係る同意等額（不用額を除く。）を記入すること。	114頁	A C
	旧地域総合整備事業債の特別分等に係る同意等額（財源対策債分を除く。）	平成17年度から平成19年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債（特別分等）（旧地域総合整備事業債（継続事業分）（特別分等）を指すものとする。以下、同じ。）に係る同意等額を記入すること。 なお、旧地域総合整備事業債（特別分等）には、「ふるさとづくり特別対策事業分（用地先行取得分を除く。）」、「地域づくり事業分」、「ふるさとづくり事業分」に係る許可額（許可額については、財源対策債分を除くこと。）を含めること。（また、合併市町村まちづくり推進事業分に係る同意等額についても含めること）。 また、過年度分において不用額等を生じた団体にあっては、錯誤の手続を行うとともに当該年度の同意等額のデータを修正すること。さらに、市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合の経費の負担割合を基礎として協議のうえ定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものであること。（また書き以下は、地域振興費（人口）中同意等額を記入する項目について同様とする。）	114頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	旧地域総合整備事業債（特別分）のうち財源対策債分に係る同意等額	平成17年度から平成19年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債（継続事業分）（特別分）に係る同意等額のうち財源対策債分に係る同意等額を記入すること。	114頁	A
	地域活性化事業債に係る同意等額（従来分）（財源対策債分を除く。）	平成17年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債に係る同意等額（財源対策債分を除く。）を記入すること。　ただし、平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債に係る同意等額（財源対策債分を除く。）は、定住自立圏推進事業分を除くこと。	114～115頁	A C
	地域活性化事業債に係る同意等額（定住自立圏推進事業分）（財源対策債分を除く。）	定住自立圏推進事業の財源に充てるため平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債に係る同意等額（財源対策債分を除く。）を記入すること。	115頁	A
	地域活性化事業債に係る同意等額（継続分）（財源対策債分を除く。）	平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業の財源に充てるため平成22年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債に係る同意等額（財源対策債分を除く。）に係る同意等額を記入すること。ただし、「電線類地中化事業（補助・直轄）」は除くこと。	115頁	A C
	地域活性化事業債のうち財源対策債分に係る同意等額	平成17年度から平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債に係る同意等額のうち財源対策債分に係る同意等額を記入すること。	116頁	A
	地域活性化事業債（継続分）のうち財源対策分に係る同意等額	平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業の財源に充てるため平成22年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債に係る同意等額のうち財源対策債分に係る同意等額を記入すること。	116頁	A C
	地域総合整備資金貸付事業債（用地取得分を除く。）に係る同意等額	平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地取得分を除く。）に係る同意等額を記入すること。	116頁	A
	地域総合整備資金貸付事業債のうち用地取得分に係る同意等額	平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地取得分に係る同意等額を記入すること。	116頁	A
	一般単独（一般）事業債（半島振興道路整備事業分）同意等額	平成17年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債のうち、半島振興道路整備事業に係る同意等額を記入すること。	116～117頁	A C
	一般単独（一般）事業債（中心市街地再活性化等特別対策事業分）同意等額	平成17年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債のうち、中心市街地再活性化等特別対策事業に係る同意等額を記入すること。	117頁	A
	一般単独（一般）事業債（施設建替復旧関連事業分）同意等額	平成24年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債のうち、施設立替復旧関連事業に係る同意等額を記入すること。	117頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	旧合併特例事業債（市町村合併推進事業分）同意等額	平成17年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た旧合併特例事業債のうち市町村合併推進事業に係る同意等額を記入すること。 同意等額については、下記①～③の区分に応じて、それぞれ記入すること。 ①旧合併旧法に係る事業 ②旧合併新法に係る事業（③に該当する事業を除く） ③旧合併新法に係る事業のうち、既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業 なお、旧合併特例事業債（市町村合併特例事業分）は従前どおり公債費で算入されることに注意すること。	118～119頁	A C
	連携中枢都市圏の圏域人口	総務省自治行政局市町村課より別途通知された令和７年度の連携中枢都市圏の圏域人口を記入すること。	119頁	C
	外国青年招致人員等	「令和７年度「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」に係る外国青年の配置人数調について（各都道府県・指定都市国際交流主管部（局）長あて　総務省自治行政局国際室長依頼）」及び「地域の国際交流に基づいて招致した外国籍職員の配置人数調について（各都道府県・指定都市国際交流主管部（局）長あて　総務省自治行政局国際室長依頼）」により報告した配置人員数を記入すること。 （注）報告人員数は、「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」に係る外国青年の配置人数については、本年５月１日現在の配置予定数、外国自治体との自治体間交流・外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の人数については、本年４月１日現在の配置数であり、「語学指導助手」、「国際交流員」及び「スポーツ国際交流員」の合計数であること。 なお、指定都市を有する道府県にあっては、指定都市分の報告人員数を確認のうえ、これを含めて記入すること。	119頁	B
	島しょ人口(R2年国調)	当該市町村の役場（支所及び出張所を除く。）が所在しない（役場が本土にある場合にあっては、本土以外）島しょの令和２年国勢調査人口（確定値）を記入すること。 また、沖縄島は本土とみなすこと。 （旧団体については、当該旧団体ごとに、上記に準じて記入すること。） X町の場合（複数島） 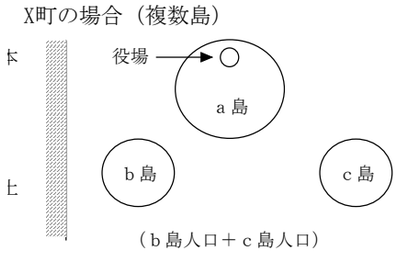 （b島人口＋c島人口） Y町の場合（本土と島） 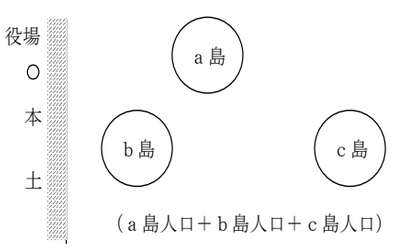 （a島人口＋b島人口＋c島人口）	119頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	島しょの数	当該市町村の役場（支所及び出張所を除く。）が所在しない（役場が本土にある場合にあっては、本土以外）島しょのうち、令和２年国勢調査において人口を有する島しょの数。 また、沖縄島は本土とみなすこと。 （旧団体については、当該旧団体ごとに、上記に準じて記入すること。）	119頁	A
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法適用市町村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条に基づく過疎地域の市町村にあっては「１」を、第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村にあっては「２」を、第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあっては「３」を、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。 但し、上記「２」、「３」又は「０」に該当する市町村のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に基づく過疎地域の市町村にあっては「１」を、上記「３」又は「０」に該当する市町村のうち同法第33条第１項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあっては「２」を、上記「０」に該当する市町村のうち同条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあっては「３」を入力すること。	119頁	A
	離島振興法適用市町村	離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村にあっては「１」を、離島をその区域の一部とする市町村にあっては「３」を、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。	119頁	A
	沖縄振興特別措置法適用市町村	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第３号に規定する離島（沖縄島は含まないので留意すること。）をその区域の全部又は一部とする市町村にあっては「１」を、沖縄県内の離島以外の市町村にあっては「２」を、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。	119頁	A
	奄美群島振興開発特別措置法適用市町村	奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村にあっては「１」を入力し、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。	119頁	A
	小笠原諸島振興開発特別措置法適用市町村	小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第２条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村にあっては「１」を入力し、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。	119頁	A
	山村振興法適用市町村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村にあっては「１」を、振興山村をその区域の一部とする市町村にあっては「３」を、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。	120頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域振興費（人口）	半島振興法適用市町村	半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあっては「１」を、半島地域をその区域の一部とする市町村にあっては「３」を、その他の市町村にあっては「０」を入力すること。	120頁	A
	ガバメントクラウドを利用する業務システム数	「令和７年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に関する調査について（照会）」（令和７年２月18日付けデ社第81号）で回答した、ガバメントクラウドを利用する業務システム数を記入すること。	120頁	B
	ガバメントクラウドを利用する業務システムの平均年間稼働率	「令和７年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に関する調査について（照会）」（令和７年２月18日付けデ社第81号）で回答した、ガバメントクラウドを利用する業務システムの平均年間稼働率を記入すること。	120頁	B
地域振興費（面積）	人口集中地区面積（R2国調、H27年国調、H22年国調及びH17年国調）	令和２年、平成27年、平成22年及び平成17年国勢調査による数値を記入すること。	120頁	A
	河川の延長（該当政令指定都市のみ記入）	河川法第９条第５項及び第10条第２項の規定に基づき、管理権限が政令指定都市の長へ委譲された指定区間内の１級河川及び２級河川の延長を記入すること。	120頁	A
	臨時河川等整備事業債許可額(特定分)	平成17年度までの各年度において発行を許可された臨時河川等整備事業債の地方特定河川等環境整備事業分に係る許可額（資金手当分及び財源対策債分※を除く。）を記入すること。 ※道路橋りょう費、臨時地方道整備事業債同意等額（特定分）参照	120頁	A
	臨河債（特定分）のうち財源対策債分に係る許可額	平成17年度までの各年度において発行を許可された臨時河川等整備事業債の地方特定河川等環境整備事業分に係る許可額（資金手当分を除く。）のうち財源対策債分※に係る許可額を記入すること。 ※道路橋りょう費、臨時地方道整備事業債同意等額（特定分）参照	120頁	A
	公共事業等債・一般公共事業債（河川事業等分）同意等額	河川法第９条第５項及び第10条第２項の規定に基づき、管理権限が政令指定都市の長へ移譲された指定区間内の１級河川及び２級河川について、国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費に充てるため平成18年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、財政健全化債、財源対策債、補正予算債、臨時財政特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の同意等額を記入すること。 なお、当該地方債のうち報告対象となるのは、県分における河川費と同様の取扱いであるので留意すること。 ※平成22年度債から令和６年度債においては、事業費補正の見直し対象となる補助ダムについては、新規分を含めないこと	120～121頁	A C
	緊急浚渫推進事業債同意等額	令和２年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業債に係る同意等額を記入すること。	121頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	総括事項	（注）各欄の数値のうち元利償還金を記入すべきものについては、地方交付税公債台帳に基づいて集計ミス、転記ミスがないように記入すること。なお、既に起債の同意又は許可があり、令和７年５月31日までに借入れが行われる見込みのものについても含めることとするが、借入日の異動等により数値に異動が生じた場合には担当に報告の上、次回入力時に必ず修正すること。 　また、借入後返還を命じられた地方債に係る元利償還金、同意又は許可日以前の借入れに係る利子等は含まれないことに注意すること。借換債により借換を行った場合には、借換後の地方交付税公債台帳に基づいて元利償還金を記入すること（実額償還方式により算入している地方債の元利償還金において、平成19～25年度公的資金補償金免除繰上償還を実施した場合は、「公的資金補償　金免除繰上償還を実施した場合の地方交付税措置について（平成24年７月４日付け総財交第64号）」の記載内容による。） 　また、公債費負担の平準化を図るため、公的資金に係る地方債の繰上償還を行い、その財源として借換債を発行した場合について、当該繰上償還を行う際に生ずる補償金についても当該借入債に充当した場合は、当該補償金分の元利償還金を含むので留意すること。（なお、同意又は許可額を基礎数値とするものにあっては、従前の取扱いのとおり、借換前の同意又は許可額が基礎数値となるものであるので、混同することのないよう留意されたい。）各欄の数値のうち同意又は許可額を記入すべきものは実発行額を記入することとし、令和５年度までの同意等額については同意（許可）後不用が生じたこと、組合に係るあん分率に変更があったこと等の理由により前年度までの入力数値に修正を加える必要がある場合以外は入力の必要がないものであり、修正を加える必要がある場合には担当に報告の上、Ａ区分データで行うこと。また、地方団体が組織する組合にあっては、当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの地方団体における数値とるものであること。ただし、総務大臣が承認する場合にあっては、当該組合を構成する地方団体のうち、都道府県知事が指定する地方団体に一括算入することができるものであること。（なお、財政力補正の対象となる地方債について、一括算入を認めないこととするので、留意のこと。） ※　千円未満の端数処理は、各年度債ごとに行うことはせず、各項目（公共災害復旧事業債、単独…等）の合計で行うこと。		Ａ
公債費	公共災害復旧事業債元利償還金	国庫の負担金（国庫の負担金の支出に伴って支出された都道府県の負担金を含む。）を受けて施行した暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象若しくは火災によって生じた河川、海岸、堤防、砂防施設、道路、都市計画事業による施設、港湾施設、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設その他の公共用施設及び公用施設（公営住宅を除く。）の災害復旧事業に係る経費並びに国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債で昭和63年度以降において発行について同意又は許可を得たもののうち令和７年度分の元利償還金を記入すること（阪神・淡路大震災に係る災害復旧事業債については、通常と異なる取扱いをしているものがあるので、平成７年３月７日付け自治地第34号に基づいて誤りのないように記入すること。）。 　また、地方財政法施行令第46条に定める事業（地方公営企業）に係る地方債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、調整債、平成４年度～平成14年度、平成16年度～令和６年度補正予算債として発行について同意又は許可を得たかんまん災害債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、借入後返還を命じられた地方債に係る元利償還金は含まれないものであるので留意すること（以下特に記載のない限り同じ。）。 　また、「地方団体に対して交付すべき令和６年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 　さらに、農地・農林漁業施設に係るものについて、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収できない場合における充当率の引き上げ部分は含まれないものであること。	122頁	Ｃ

＜ 別 紙 ＞

繰上償還に係る取扱いについて

○繰上償還については次のように取り扱うこと。
（密度補正方式及び事業費補正方式により措置される地方債についても同様）

区　　分		取　扱　い	事　例
目的償還	自己資金により繰上償還する場合	当初借入時の償還表に従い算入する。 ※平成19年度から25年度に行われた公的資金補償金免除繰上償還については、繰上償還前の各地方債の元金のみを基礎として算入する。	高金利で借り入れた地方債の繰上償還
	借換債により繰上償還する場合	借換後の償還表に従い算入する。	
強制償還	当初は適正に存在した同意等の理由が途中から存在しなくなったこと等に伴い繰上償還を命じられた場合 (下記以外の場合)	同意等の理由が失われた部分については、同意等の理由が失われた時点まで算入するが、以降の算入は行わない。 この場合、同意等の理由が失われた時点の属する年度の元利償還金は、当該年度の４月１日を起算日とした日割計算(理論償還の場合は、同意等額を日割計算)により算入すること。	○第三者への施設売却 ○施設の早期取壊しなど
	当初から同意等の理由が存在しなかったとして繰上償還を命じられた場合	交付税算入を将来にわたり取り止めるとともに、過去５年間にわたり錯誤措置する。	

（注１）　上記の取扱いは、地方単独事業を想定して整理したものであり、国庫補助事業に係る事業費補正等については、国庫補助金の返還の取扱いに準じて処理することとし、①国庫補助金の返還が生じない場合には、当初借入時の償還表に従い算入する、②国庫補助金の返還が生じた場合には、返還額の比率相当額について算入を将来にわたり取り止めるとともに、過去５年間にわたり錯誤措置する（当初は適正に存在した同意等の理由が途中から存在しなくなった場合は、国庫補助金の返還日から算入を取り止める）。

（注２）　上記の取扱いは、政府資金債等を想定したものであるが、市場公募債や銀行等引受債等強制償還が命じられない場合にあって、同意等の理由が当初(途中)から存在しなかった(しなくなった)場合においても、上記取扱いに準じて錯誤措置する。

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	単独災害復旧事業債元利償還金	単独災害復旧事業債のうち、下記「小災害債元利償還金（公共土木施設等分）」及び「小災害債元利償還金（農地等分）」を除くものに係る令和７年度の元利償還金を記入すること。（阪神・淡路大震災に係る災害復旧事業債については、通常と異なる取扱いをしているものがあるので、平成７年３月７日付け自治地第34号に基づいて誤りのないように記入すること。また、同震災に係る措置として認められた公営企業災害復旧事業に係る一般会計からの繰出金について許可される一般の単独災害復旧事業債についても、平成７年３月７日付け自治企一第10号に基づいて誤りのないように記入すること。） また、「地方団体に対して交付すべき令和６年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。	122頁	C
	かんまん災害債元利償還金（地盤沈下等対策事業債）	国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国若しくは都道府県の行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債の令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、平成６年度から令和６年度までに同意又は許可された地方債に係る元利償還金のうち、充当率引き上げ部分に係るものについては、「財源対策債償還費」において措置されるものであるので、通常充当率の部分に係るもののみを記入すること（以下、平成６年度から令和６年度において充当率の引き上げが行なわれている起債について同じ。）。 また、「地方団体に対して交付すべき令和６年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。（以下、かんまん災害債元利償還金において同じ。）	122頁	C
	かんまん災害債元利償還金（緊急治山等事業債）	国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急治山、緊急砂防、緊急地すべり対策、緊急河川若しくは荒廃林地復旧のための事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債で昭和63年度以後発行について同意又は許可を得たものに係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	かんまん災害債元利償還金（激甚災害対策特別緊急事業債）	国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う砂防激甚災害対策特別緊急事業、地すべり激甚災害対策特別緊急事業、治山激甚災害対策特別緊急事業及び河川激甚災害対策特別緊急事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	かんまん災害債元利償還金（特殊土壌対策事業債）	国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第３条第１項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの（昭和35年８月15日付け自治甲発第48号参照）に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	鉱害復旧事業債元利償還金	国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第53条の規定により負担し、若しくは同法第53条の３第１項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第94条第２項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。鉱害復旧事業債には、特に地方財政法施行令第46条に定める事業（地方公営企業）に係る地方債が含まれるものであること。	122頁	C
	小災害債元利償還金（公共土木施設等分）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第１項の規定に基づき、昭和57年５月13日以後に発行について同意又は許可を得た公共土木施設等小災害債に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	小災害償元利償還金（農地等分）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第２項の規定に基づき、昭和57年５月13日以後に発行について同意又は許可を得た農地等小災害債に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	辺地対策事業債元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第６条の規定により、総務大臣が指定したものに係るものであり（昭和46.6.7自治導第101号通知参照）、同法第３条第１項に規定する総合整備計画に基づいて実施する同法２条第２項に規定する公共的施設の整備について必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債のうち令和３年度以降に発行したものに係る令和７年度分の元利償還金として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条に基づく地方債等の元利償還金の調査について（照会）」（令和７年４月４日付総財公第２７号）により報告した数値及び同経費の財源に充てるため起こした地方債のうち令和２年度以前に発行したものに係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	地域改善対策特定事業債等元利償還金	地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第５条、旧地域改善対策特別措置法第５条又は旧同和対策事業特別措置法第10条の規定により、総務大臣が指定したもの（昭和45.6.4自治地第100号、昭和46.5.10自治地第93号、昭和47.4.1自治地第79号、昭和48.4.26自治地第76号、昭和48.7.14自治地第93号、昭和53.3.3自治地第35号、昭和54.7.7自治地第128号、昭和55.7.8自治地121号、昭和56.6.30自治地第119号、昭和57.7.9自治地第125号、昭和58.8.12自治地第146号、昭和62.7.31自治地第161号、平成9.7.29自治地第126号参照）に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること（国庫補助事業に係るものに限る。）。	122頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	過疎対策事業債元利償還金	過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）第14条第３項の規定により、総務大臣が指定したものに係るものであり（令和3.4.1　総財務第43号通知参照）新過疎法第８条第１項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて実施する新過疎法第14条第１項に掲げる施設（公営住宅法第２条第２号に規定する公営住宅及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第２項の規定に基づき国の補助を受けて建設する賃貸住宅及び新過疎法第14条第１項に規定する地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）の整備等について必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債に係る令和７年度分の元利償還金として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条に基づく地方債等の元利償還金の調査について（照会）」（令和７年４月４日付総財公第２７号）により報告した数値及び過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）第12条第３項（同法附則第５条第２項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域活性化特別措置法（以下「旧過疎活性化法」という。）第12条第３項（同法附則第12項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第17条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律第12条において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（以下「旧過疎振興法」という。）第12条第３項（同法附則第７項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（以下「旧過疎対策法」という。）第11条第3項の規定により、総務大臣が指定したものに係るものであり（昭和46.6.7自治導第101号、昭和55.4.22自治導第56号、平成2.4.23自治導42号、平成5.6.10自治導第90号、平成12.5.8自治導第81号通知参照）、旧過疎法第６条第１項、旧過疎活性化法第６条第１項、旧過疎振興法第６条第１項又は旧過疎対策法第６条第１項に規定する過疎地域自立促進市町村計画、市町村過疎地域活性化又は振興計画に基づいて実施する旧過疎法第12条第１項各号、旧過疎活性化法第12条第１項各号、旧過疎振興法第12条第１項各号又は旧過疎対策法第11条第１項各号に掲げる施設（公営住宅法第２条第２号に規定する公営住宅及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第２項の規定に基づき国の補助を受けて建設する賃貸住宅を除く。）の整備等について必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	公害防止事業債元利償還金（令和７年度下水道資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分）控除前）	公害防止事業費の財源に充てるため令和２年度まで※に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第５条の規定により、総務大臣が指定したものに係るものであり（昭和46.11.15自治導第162号通知参照）、同法第３条の規定の適用を受けて実施する事業並びに公害防止計画に基づいて実施する下水道法第２条第３号に規定する公共下水道及び同条第４号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業に係る経費（下水道法施行令第24条の２第１項ただし書に規定する特定公共下水道及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び改築の事業に係る経費を除く。）に充てるため起こした地方債に係る令和７年度分の元利償還金から公共下水道事業債（特別分）に係る国の利子補給額を控除した額を記入すること。令和７年度下水道資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分）控除前の額を記入すること。 なお、一連番号22の（下水分）については一連番号14の数値の内数であること。 また、「東日本大震災復興特別区域法」第78条第２項に規定する交付金（復興交付金）を受けて施行する公営企業復興事業（下水道）に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方公営企業関係の公営企業全国防災事業（公営企業緊急防災・減災事業（補助））（下水道）に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時措置分を除く。）に係る元利償還金は含まれないものであるので留意すること。 ※　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画について環境大臣の同意を得たもののうち、「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する下水道事業（公共下水道及び流域下水道における設置及び改築の事業に限る）に係り、令和３年度～令和６年度に発行について同意又は許可を得た地方債に係る令和７年度分の元利償還金については、下水道費において措置するのでこの欄に含めないこと。	122頁	C
	地方交付税法附則第５条１項の表三号に掲げる公害防止事業債に係る元利償還金	公債費の一連番号13「公害防止事業債元利償還金（R7年度下水道資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分）控除前）」から下水道費の一連番号747「下水道資本費平準化債（公害防止事業分）令和７年度同意等見込額」を除いた額を記入すること。	122頁	C
	石油コンビナート等債元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、石油コンビナート等災害防止法第36条第２項の規定により総務大臣が指定したもの（昭和56.11.27自治地第169号通知参照）に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	地震対策緊急整備事業債元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第６条の規定により総務大臣が指定したもの（昭和56年５月12日付け自治地第100号通知参照）に係る令和７年度分の元利償還金を記入すること。 なお、学校教育施設等整備事業債が充当されるものについては小中学校費の事業費補正に算入されるものであり、地震対策緊急整備事業債には含まれないものであるから留意すること。	122頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	合併特例債元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）第11条の２第２項の規定により総務大臣が指定したもの（平成12.1.20自治地第７号通知参照）に係る令和７年度分の元利償還金（公営住宅建設事業に要する経費及び公営企業に要する経費（一般会計からの出資に係るものを除く。）の財源に充てるために起こした地方債に係るものを除く。）を記入すること。 なお、市町村合併推進に係るものについては、地域振興費で措置されることに注意すること。	122頁	C
	原子力発電施設等立地地域振興債元利償還金	原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第８条の規定により総務大臣が指定したものに係る令和７年度の元利償還金を記入すること。	122頁	C
	標準財政収入額（ｎ－３）年度～（ｎ－１）年度	前３年度から前年度までの基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額。）から特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体改革分）×0.25（小数点以下四捨五入）、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）×0.25（小数点以下四捨五入）、地方消費税交付金における引上げ分×0.25（小数点以下四捨五入）及び分離課税所得割交付金に係る額を控除した額に1.3333を乗じて得た額（小数点以下四捨五入）と特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金に係る額との合算額を記入すること。 なお、当該項目はシフトデータではあるが、前年度までの入力数値に修正を加える必要がある場合には担当に報告の上、シフトされた数値を必ず修正するものであること。 さらに、過去３年間に市町村の廃置分合又は境界変更によってその区域に異動のあった市町村については、特例が設けられているので留意すること。	122頁	A
	（参考）５、７～11年度補正予算における流域下水道事業に係る財源充当図 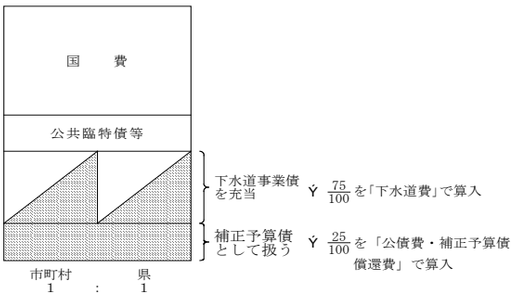 		

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	元利償還金（５年度補正予算債）	平成５年度の国の補正予算（１次補正、２次補正及び３次補正）に伴い発行を許可された地方債（以下「５年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独（一般）事業（出資金、貸付金及び負担金を除く。）、公園緑地事業、高等学校整備事業、臨時高等学校整備事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係るものの令和７年度分の元利償還金並びに５年度補正予算債として公営企業債が充当された流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業に係る一般会計の建設費補助相当分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 ア．平成５年度補正予算に係るかんまん債については、平成５年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値には含めないこと。 イ．次の事業は補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A
	元利償還金（６年度補正予算債）	平成６年度の国の補正予算（１次補正及び２次補正）に伴い発行を許可された地方債（以下「６年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、一般単独（一般）事業（出資金、貸付金及び負担金を除く。）、公園緑地事業及び厚生福祉施設整備事業に係るものの令和７年度分の元利償還金並びに６年度補正予算債として公営企業債が充当された簡易水道事業に係る一般会計の建設費補助相当分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 ア．平成６年度補正予算に係るかんまん債については、平成６年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値には含めないこと。 イ．次の事業は補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A
	元利償還金（７年度補正予算債）	平成７年度の国の補正予算（１次補正及び２次補正）に伴い発行を許可された地方債（以下「７年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独（一般）事業（出資金、貸付金及び負担金を除く。）、公園緑地事業、臨時高等学校整備事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係るものの令和７年度分の元利償還金並びに７年度補正予算債として公営企業債が充当された流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業に係る一般会計の建設費補助相当分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 ア．平成７年度補正予算に係るかんまん債については、平成７年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値には含めないこと。 イ．次の事業は補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A
	元利償還金（８年度補正予算債）	平成８年度の国の補正予算に伴い発行を許可された地方債（以下「８年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、厚生福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独（一般）事業（出資金、貸付金及び負担金を除く。）、公園緑地事業、高等学校整備事業及び臨時高等学校整備事業に係るものの令和７年度分の元利償還金並びに８年度補正予算債として公営企業債が充当された地下鉄事業、流域下水道事業及び簡易水道事業に係る一般会計の建設費補助相当分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 ア．平成８年度補正予算に係るかんまん債については、平成８年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値には含めないこと。 イ．次の事業は補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	元利償還金（９年度補正予算債）	平成９年度の国の補正予算に伴い発行を許可された地方債（以下「９年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独（一般）事業（出資金、貸付金及び負担金を除く。）及び公園緑地事業に係るものの令和７年度分の元利償還金並びに９年度補正予算債として公営企業債が充当された流域下水道事業に係る一般会計の建設費補助相当分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 ア．平成９年度補正予算に係るかんまん債については、平成９年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値には含めないこと。 イ．次の事業は補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A
	元利償還金（10年度補正予算債）	平成10年度の国の補正予算（１次補正及び３次補正）に伴い発行を許可された地方債（以下「10年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、厚生福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独（一般）事業（出資金、貸付金及び負担金を除く。）、公園緑地事業、高等学校整備事業及び臨時高等学校整備事業に係るものの令和７年度分の元利償還金並びに10年度補正予算債として公営企業債が充当された流域下水道、地下鉄事業及び簡易水道事業に係る一般会計の建設費補助相当分に係るものの令和７年度分の元利償還金を記入すること。 ア．平成10年度補正予算に係るかんまん債については、平成10年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値には含めないこと。 イ．次の事業は補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債17許可額	平成17年度国の補正予算の使用に伴い発行を許可された地方債（以下「17年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独（一般）事業及び臨時高等学校整備事業に係るものの許可額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 ア．記載の際には、平成18年２月９日付け総財地第34号「平成17年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成17年度補正予算に係るかんまん債については、平成17年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122頁	A
	補正予算債18同意等額	平成18年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「18年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 ア．記載の際には、平成19年２月15日付け総財地第39号「平成18年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成18年度補正予算に係るかんまん債については、平成18年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）（災害復旧費の測定単位に含めること。）	122～123頁	A
	補正予算債19同意等額	平成19年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「19年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 ア．記載の際には、平成20年２月７日付け総財地第12号「平成19年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」及び２月14日付け事務連絡を参照すること。 イ．平成19年度補正予算に係るかんまん債については、平成19年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）	123頁	A
	補正予算債20同意等額	平成20年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「20年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 ア．記載の際には、平成20年10月17日付け総財地第201号「平成20年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成20年度補正予算に係るかんまん債については、平成20年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）	123頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債21同意等額	平成21年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「21年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般廃棄物処理事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 ア．記載の際には、平成21年6月15日付け総財地第139号「平成21年度国の補正予算（第１号）等に係る地方債の取扱いについて」及び平成22年1月29日付け総財地第16号「平成21年度国の補正予算（第２号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成21年度補正予算に係るかんまん債については、平成21年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）	123頁	A
	補正予算債22同意等額	平成22年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「22年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道等整備事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 ア．記載の際には、平成22年６月18日付け事務連絡「平成22年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、平成22年９月24日付け事務連絡「平成22年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」及び平成22年11月29日付け事務連絡「平成22年度国の補正予算（第１号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成22年度補正予算に係るかんまん債については、平成22年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。）	123頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債23同意等額	平成23年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「23年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成23年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成23年12月2日付け事務連絡「平成23年度国の補正予算（第3号）等に係る地方債の取扱いについて」及び平成24年2月8日付け事務連絡「平成23年度国の補正予算（第4号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成23年度補正予算に係るかんまん債については、平成23年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 （総務省告示第500号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成23年度補正予算（第１号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む）	123頁	A
	補正予算債24同意等額	平成24年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「24年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成24年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成24年10月26日付け事務連絡「平成24年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、平成24年11月30日付け事務連絡「平成24年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」及び平成25年2月26日付け事務連絡「平成24年度国の補正予算（第1号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成24年度補正予算に係るかんまん債については、平成24年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	123頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債25同意等額	平成25年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「25年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成25年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成26年2月6日付け事務連絡「平成25年度国の補正予算（第1号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成25年度補正予算に係るかんまん債については、平成25年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 全国防災事業	123頁	A
	補正予算債26同意等額	平成26年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「26年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成26年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成27年2月3日付け事務連絡「平成26年度国の補正予算（第1号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成26年度補正予算に係るかんまん債については、平成26年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 全国防災事業	123頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債27同意等額	平成27年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「27年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成27年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成28年1月20日付け事務連絡「平成27年度国の補正予算（第1号）等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成27年度補正予算に係るかんまん債については、平成27年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 全国防災事業	124頁	A
	補正予算債28同意等額	平成28年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「28年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成28年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成28年7月26日付け事務連絡「平成28年度補正予算（第1号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、平成28年10月11日付け事務連絡「平成28年度国の補正予算（第2号）に係る地方債の取扱いについて」、平成29年1月31日付け事務連絡「平成28年度国の補正予算（第3号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成28年度補正予算に係るかんまん債については、平成28年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	124頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債29同意等額	平成29年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「29年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成29年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成30年2月1日付け事務連絡「平成29年度国の補正予算（第1号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成29年度補正予算に係るかんまん債については、平成29年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	124頁	A
	補正予算債30同意等額	平成30年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「30年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成30年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、平成30年8月3日付け事務連絡「平成30年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、平成30年9月7日付け事務連絡「平成30 年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、平成30年11月7日付け事務連絡「平成30年度国の補正予算（第1号）に係る地方債の取扱いについて」及び平成31年2月7日付け事務連絡「平成30年度国の補正予算（第2号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．平成30年度補正予算に係るかんまん債については、平成30年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	124頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債R元同意等額	令和元年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「R元年度補正予算債」という。）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき平成31年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、令和元年11月８日付け事務連絡「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、令和2年1月31日付け事務連絡「令和元年度国の補正予算（第1号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．令和元年度補正予算に係るかんまん債については、令和元年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	124頁	A
	補正予算債R2同意等額	令和２年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「R2年度補正予算債」という。）のうち、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき令和２年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、令和2年7月31日付け事務連絡「令和２年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、令和2年9月15日付け事務連絡「令和２年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、令和2年5月1日付け事務連絡「令和２年度補正予算（第１号）に係る地方債の取扱い等について」、令和2年6月24日付け事務連絡「令和２年度補正予算（第２号）に係る地方債の取扱い等について」及び令和3年1月28日付け事務連絡「令和２年度補正予算（第３号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．令和２年度補正予算に係るかんまん債については、令和２年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	124～125頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債R3同意等額	令和３年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「R3年度補正予算債」という。）のうち、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき令和３年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、令和3年12月20日付け事務連絡「令和３年度補正予算（第１号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．令和３年度補正予算に係るかんまん債については、令和３年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業	125頁	A
	補正予算債R4同意等額	令和４年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「R4年度補正予算債」という。）のうち、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき令和４年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、令和4年12月2日付け事務連絡「令和４年度補正予算（第２号）に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．令和４年度補正予算に係るかんまん債については、令和４年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 オ．次の事業は特別交付税措置されるため、補正予算債償還費の対象としないものであること。 一般補助施設整備事業のうち防災集団移転事業	125頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	補正予算債R5同意等額	令和５年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「R5年度補正予算債」という。）のうち、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき令和５年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、令和５年11月29日付け事務連絡「令和５年度補正予算（第１号）に係る地方債の取扱いについて」、令和６年１月26日付け事務連絡「令和５年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」及び令和６年３月１日付け事務連絡「令和５年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．令和５年度補正予算に係るかんまん債については、令和５年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 オ．次の事業は特別交付税措置されるため、補正予算債償還費の対象としないものであること。 一般補助施設整備事業のうち防災集団移転事業	125頁	A
公債費	補正予算債R6同意等額	令和６年度国の補正予算の使用に伴い発行について同意又は許可を得た地方債（以下「R6年度補正予算債」という。）のうち、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るものの同意等額を算入率及び資金区分ごとに記入すること。 また、「地方団体に対して交付すべき令和５年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」に基づき震災復興特別交付税が措置されるものは含まれないものであるので留意すること。 ア．記載の際には、令和６年12月17日付け事務連絡「令和６年度補正予算（第１号）に係る地方債の取扱いについて」、令和６年４月23日付け事務連絡「令和６年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、令和６年６月28日付け事務連絡「令和６年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」、令和６年９月10日付け事務連絡「令和６年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」及び令和６年10月11日付け事務連絡「令和６年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」を参照すること。 イ．令和６年度補正予算に係るかんまん債については、令和６年度補正予算債として「公債費・補正予算債償還費」に一括算入するので、災害復旧費の測定単位の数値に含めないこと。 ウ．次の事業は災害復旧費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 災害復旧事業（かんまん災害事業を除く。） エ．次の事業は東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。 緊急防災・減災事業 オ．次の事業は特別交付税措置されるため、補正予算債償還費の対象としないものであること。 一般補助施設整備事業のうち防災集団移転事業	125頁	C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	地方税減収補填債（従来分）	地方税減収補填のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額（0.75を乗ずる前の額）をそれぞれ記入すること。 注１　平成17年度から平成19年度許可額については、市場公募団体のみが該当すること（その他の団体は入力不可）。 注２　平成19年度において起債できることとされた所得割（分離譲渡所得分以外）の減収補填のための地方債の額は除くこと。	125～126頁	A C
	地方税減収補填債（R2拡充分・75%分）	地方税減収補填のため令和２年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち市町村たばこ税、地方消費税交付金（従来分）、ゴルフ場利用税交付金及び軽油引取税交付金に係る額を記入すること。	126頁	A
	地方税減収補填債（R2拡充分・100%分）	地方税減収補填のため令和２年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち地方消費税交付金（引上げ分）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を記入すること。	126頁	A
公債費	財源対策債	（公共事業等債分） 平成17年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等債（平成22年度までは一般公共事業債）のうち財源対策債等分に係る同意等額を資金区分ごとに記入すること。 なお、調整分として同意又は許可を得たものについても対象となるものであること。 （学校教育施設等整備事業債分（義務教育施設整備事業債分）） 平成13年度から令和６年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（義務教育施設整備事業債）のうち財源対策分に係る同意等額をそれぞれ資金区分ごとに記入すること。 （一般廃棄物処理事業債分） 平成18年度から令和６年度において発行について同意または許可を得た一般廃棄物処理事業債のうち財源対策分に係る同意等額をそれぞれ資金区分ごとに記入すること。 （注）平成18年度及び平成19年度許可債欄については、市場公募団体のみが該当することとなるので、その他の団体の数値は削除すること。	126～130頁	A C
	減税補填債	平成17年度から平成18年度分については同年度において基準財政収入額に特例加算した額の100／75の額を記入すること（実際の起債発行額を記入するものではないので注意すること。）。 （恒久減税分） 特例加算額の異動による数値の異動は、平成18年度以前に錯誤措置した分のみであること。（原則前年度算定における基礎数値からの異動はできないこと）	130頁	A
	臨時財政対策債	平成17年度から令和６年度において地方財政法第33条の５の２第１項の額の算定方法を定める省令（平成13年７月31日総務省令第109号）第１条の規定に基づき算定した額（臨時財政対策債の発行可能額）を記入すること（実際の起債発行額を記入するものではないので注意すること。）。	130頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
公債費	令和５年度再算定における臨時財政対策債償還基金費の額	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第83号）附則第２条の規定により算定した同条第１項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額を記入すること。	130頁	A
	令和６年度普通交付税の算定において臨時財政対策債償還費から控除した額	「令和６年度普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料（市町村分）」293ページにおける（オ）の額を記入すること。 （注）令和５年度再算定における臨時財政対策債償還基金費の額×50/100の額（千円未満四捨五入）に一致するものであること。	130頁	A
	令和６年度再算定における臨時財政対策債償還基金費の額	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第71号）附則第２条の規定により算定した同条第１項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額を記入すること。	130頁	A
	緊急防災・減災事業債	平成25年度から令和６年度に同意又は許可を得た緊急防災・減災事業債（総務省告示第500号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成23年度補正予算（第１号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む）に係る同意等額を補助・直轄及び単独の別に記入すること。（平成25年度から令和６年度は補助・直轄及び単独の区分はない） なお、緊急防災・減災事業債については、東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。	131頁	A C
	全国防災事業債	平成25年度から平成27年度に同意又は許可を得た全国防災事業債に係る同意等額を記入すること。 なお、全国防災事業債については、東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費に算入するので、補正予算債償還費の対象としないものであること。	131頁	A
	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	令和元年度から令和６年度に同意又は許可を得た防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債に係る同意等額を記入すること。	131頁	A C
	緊急自然災害防止対策事業債	令和元年度から令和６年度に同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業債に係る同意等額を記入すること。	131頁	A C

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	人件費決算額 （H7～11・27～R5年度）	各年度の地方財政状況調査（以下、本費目において単に「決算統計」という。）第14表「性質別経費の状況」の『人件費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：01行（1）列	132頁	A
	退職金決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第15表「人件費の内訳」の『退職金の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：01行（25）列 平成27～令和元年度　：01行（34）列 令和　2～5年度　：02行（19）列	132頁	A
	投資的経費のうち人件費決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第14表「性質別経費の状況」の『投資的経費のうち人件費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：17行（1）列 平成27～令和5年度　：18行（1）列	132～133頁	A
	人件費決算額（復旧・復興事業分） （H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『人件費の歳出合計』欄の数値を記入すること 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成27～令和5年度　：01行（1）列	133頁	A
	投資的経費のうち人件費決算額（復旧・復興事業） （H27～R5年度）	決算統計第14表「性質別経費の状況」の『投資的経費のうち人件費の決算額』のうち、復旧・復興事業分の数値を記入すること。	133頁	A B
	人件費のうち県費負担教職員相当分 （H29年度）	平成29年度地方財政状況調査第14表「性質別経費の状況」の『人件費の決算額』欄の数値のうち、権限・税源移譲により給与負担事務を行うこととなった県費負担教職員に対して負担した額を記載すること。 （令和7年度「普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（以下本費目において「4月照会」という。）調査表第23の（A）の数値と一致。）	133頁	B
	退職金のうち県費負担教職員相当分 （H29年度）	平成29年度地方財政状況調査第15表「人件費の内訳」の『退職金の決算額』欄の数値のうち、権限・税源移譲により給与負担事務を行うこととなった県費負担教職員に対して負担した額を記載すること。 （4月照会調査表第23の（B）の数値と一致。）	133頁	B
	物件費決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第14表「性質別経費の状況」の『物件費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：02行（1）列 平成27～令和5年度　：03行（1）列	133～134頁	A
	補助費等決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第14表「性質別経費の状況」の『補助費等の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：05行（1）列 平成27～令和5年度　：06行（1）列	134頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『扶助費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計・調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：04行（1）列	134頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『公債費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：06行（1）列	134～135頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『積立金の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：09行（1）列	135頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『投資及び出資金・貸付金の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：10行（1）列	135～136頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『前年度繰上充用金の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：12行（1）列	136頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『投資的経費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：13行（1）列	136頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費のうち人件費決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の『投資的経費のうち人件費の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：14行（1）列	136～137頁	A
	補助費等のうち都道府県に対するものの決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第13表「歳出内訳及び財源内訳（その７）」の『補助費等のうち都道府県に対するものの歳出合計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11･27～令和5年度　：08行（1）列	137頁	A
	繰出金決算額 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第14表「性質別経費の状況」の『繰出金の決算額』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：14行（1）列 平成27～令和5年度　：15行（1）列	137～138頁	A
	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第27表「公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」の『建設費繰出の総計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：22行（3）列 平成27～令和5年度　：25行（3）列	138頁	A
	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出 （H7～11・27～R5年度）	決算統計第27表「公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」の『公債費財源繰出の総計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：22行（4）列 平成27～令和5年度　：25行（4）列	138頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（H7～11・27～R5年度）	決算統計第28表「公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況」の『建設費繰出の総計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：20行（8）列 平成27～令和5年度　：21行（13）列	138～139頁	A
	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（H7～11・27～R5年度）	決算統計第28表「公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況」の『公債費財源繰出の総計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成 7～11年度　：20行（9）列 平成27～令和5年度　：21行（14）列	139頁	A
	物件費決算額（復旧・復興事業分）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『物件費の歳出合計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成27～令和5年度　：03行（1）列	139～140頁	A
	補助費等決算額（復旧・復興事業分）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『補助費等の歳出合計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成27～令和5年度　：06行（1）列	140頁	A
	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の04行(1)列『扶助費の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	140頁	A B
	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の06行(1)列『公債費の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	140頁	A B
	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の09行(1)列『積立金の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	140～141頁	A B
	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の10行(1)列『投資及び出資金・貸付金の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	141頁	A B
	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の12行(1)列『前年度繰上充用金の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	141頁	A B
	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の13行(1)列『投資的経費の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	141頁	A B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費のうち人件費決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第45表「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の14行(1)列『投資的経費のうち人件費の決算額』のうち復旧・復興事業分の数値を記入すること。	141～142頁	A B
	補助費等のうち都道府県に対するものの決算額（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『補助費等（都道府県に対するもの）』を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成27～令和5年度　：08行（1）列	142頁	A
	繰出金決算額（復旧・復興事業分）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『繰出金の歳出合計』欄の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成27～令和5年度　：36行（1）列	142頁	A
	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『繰出金の歳出合計』欄の数値のうち公営企業（法非適）等に対する建設費繰出分の数値を記入すること。	142頁	A B
	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『繰出金の歳出合計』欄の数値のうち公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出分の数値を記入すること。	142～143頁	A B
	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『補助費等の歳出合計』欄の数値のうち公営企業（法適）等に対する建設費繰出分の数値を記入すること。	143頁	A B
	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（復旧・復興事業）（H27～R5年度）	決算統計第80表「復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳」の『補助費等の歳出合計』欄の数値のうち公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出分の数値を記入すること。	143頁	A B
	ラスパイレス指数（R2～R6年）	各年におけるラスパイレス指数として総務大臣が算定した数値。 ただし、令和2年4月2日から令和7年4月1日までの間に合併を行った団体における合併前のラスパイレス指数については、4月照会調査表第21により算出した数値を記入すること。	143頁	A
	法定普通税調定済額（合計）（R5年度）	決算統計第6表「市町村税の徴収実績」の『法定普通税』欄の調定済額（合計）の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 令和5年度　：02行（3）列	143頁	A
	法定目的税調定済額（合計）（R5年度）	決算統計第6表「市町村税の徴収実績」の『法定目的税』欄の調定済額（合計）の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 令和5年度　：26行（3）列	143頁	A
	法定普通税収入済額（合計）（R5年度）	決算統計第6表「市町村税の徴収実績」の『法定普通税』欄の収入済額（合計）の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 令和5年度　：02行（8）列	143頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	法定目的税収入済額（合計）（R5年度）	決算統計第6表「市町村税の徴収実績」の『法定目的税』欄の収入済額（合計）の数値を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 令和5年度　　：26行（8）列	143頁	A
	業務システムに対するシステム導入数（R7年度）	「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和7年4月●日付け総行デ第●号）で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号（記載要領の【別表2】の類型番号（1～32）のうち、32以外を回答した数を記入すること。 ただし、「システム類型番号」のうち、類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したものは、R5年度の同調査で回答した「システム類型番号」とすること。 なお、4月照会調査表第23-2の「システム導入数（計）」の数値と一致するものである。	143頁	B
	業務システムに対するクラウド導入数（R7年度）	「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号（記載要領の【別表2】の類型番号（1～32）のうち、クラウドに相当する番号（12、15、17、18、21、24及び26～30）を回答した数を記入すること。 ただし、令和3年4月2日以降に新たにクラウドを導入したシステムのうち、当該システムの導入に係る経費を令和3年度補正予算以降に計上したものは除外すること。 なお、「システム類型番号」のうち、類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したものは、R5年度の同調査で回答した「システム類型番号」とすること。 なお、4月照会調査表第23-2のうち「クラウド導入数（計）」の数値と一致するものである。	143頁	B
	農産物販売金額規模別農家数・経営体数（個人経営）（2010世界農林業センサス・2015農林業センサス・2020農林業センサス）	農林業センサス規則によって調査した平成22年2月1日現在及び平成27年2月1日現在における農産物販売金額規模別の農家数並びに令和2年2月1日現在における農産物販売金額規模別の経営体数（個人経営体）を記入すること。 ただし、公表数値が秘匿値「X」とされている場合は、当該数値が秘匿値であるか否かにかかわらず当該団体の数値を零（ゼロ）とすること。 なお、合併関係市町村において、一部の旧市町村の数値が秘匿値である場合は、当該秘匿値を零（ゼロ）として他の合併関係市町村の数値と合算し、これを当該合併市町村の数値とすること。この場合、当該合併市町村は秘匿値団体としないこと。 また、「販売なし」の農家数及び経営体数（個人経営体）については、「50万円未満」には含めないこと。	143～145頁	A
	秘匿値団体（農産物販売規模別農家数に秘匿値が含まれる団体）	平成22年若しくは平成27年農産物販売金額規模別農家数又は令和2年農産物販売金額規模別経営体数（個人経営体数）が秘匿値等とされている団体は「1」、それ以外の団体は「0」を入力すること。	145頁	A
	15歳から34歳までの人口（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した15歳から34歳までの人口を記入すること。	145頁	A
	15歳から34歳までの就業者数（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した15歳から34歳までの就業者数を記入すること。	145頁	A
	15歳から34歳までの労働力状態「不詳」人口（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した15歳から34歳までの労働力状態「不詳」人口を記入すること。 ※労働力状態「不詳」人口＝人口（総数）－労働力人口－非労働力人口	145頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	25歳から44歳までの女性人口（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した25歳から44歳までの女性人口を記入すること。	145頁	A
	25歳から44歳までの女性就業者数（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した25歳から44歳までの女性就業者数を記入すること。	145頁	A
	25歳から44歳までの労働力状態「不詳」女性人口（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した25歳から45歳までの労働力状態「不詳」女性人口を記入すること。 ※労働力状態「不詳」人口＝人口（総数）－労働力人口－非労働力人口	145頁	A
	65歳以上の人口（H22年国調）	平成22年国勢調査によって調査した65歳以上の人口を記入すること。	145頁	A
	65歳以上の就業者数（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した65歳以上の就業者数を記入すること。	145頁	A
	65歳以上の労働力状態「不詳」人口（H22・R2年国調）	平成22年及び令和2年国勢調査によって調査した65歳以上の労働力状態「不詳」人口を記入すること。 ※労働力状態「不詳」人口＝人口（総数）－労働力人口－非労働力人口	145頁	A
	製造品出荷額等（H22・24・25・26年工業統計調査、H24・R3年経済センサス活動調査、R4・5年経済構造実態調査）	工業統計調査規則によって調査された平成22、24、25及び26年の1月1日から12月31日までの実績における製造品出荷額等の製造業計、経済センサス活動調査規則によって調査された平成23年及び令和2年の1月1日から12月31日までの実績における製造品出荷額等の製造業計（従業者4人以上の事業所に係る統計数値とし、単位は万円）並びに経済構造実態調査規則によって調査された令和3、4年の1月1日から12月31日までの実績における製造品出荷額等の製造業計（個人経営を除く全ての事業所に係る統計数値とし、単位は万円）を記入すること。 ただし、公表数値が秘匿値「X」とされている団体の数値は、零（ゼロ）とすること。 なお、合併関係市町村において、一部の旧市町村の数値が秘匿値である場合は、当該秘匿値を零（ゼロ）として他の合併関係市町村の数値と合算し、これを当該合併市町村の数値とすること。この場合、当該合併市町村は秘匿値団体としないこと。	145頁	A
	秘匿値団体（製造品出荷額等に秘匿値が含まれる団体）	平成22～24、令和2～4年製造品出荷額等（製造業計）のいずれかに秘匿値等が含まれている団体は「1」、それ以外の団体は「0」を入力すること。	145頁	A
	小売業年間商品販売額（H24・R3年経済センサス活動調査）	経済センサス活動調査規則により平成24年2月1日現在及び令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計（単位は百万円）を記入すること。 なお、秘匿値及び合併市町村の取扱いは「製造品出荷額等（H22・24・25・26年工業統計調査、H24・R3年経済センサス活動調査、R4・5年経済構造実態調査）」と同様であること。	145頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域の元気創造事業費	秘匿値団体（小売業年間商品販売額に秘匿値が含まれる団体）	平成24、令和3年小売業年間商品販売額（小売業計）のいずれかに秘匿値等が含まれている団体は「1」、それ以外の団体は「0」を入力すること。	146頁	A
	従業者数（H24年・R3年経済センサス活動調査）	経済センサス活動調査規則によって調査された平成24年2月1日現在及び令和3年6月1日における民営従業者数（男女計の数値）を記入すること。	146頁	A
	事業所数（H24年経済センサス活動調査）	経済センサス活動調査規則によって調査された平成24年2月1日現在における民営事業所数(事業所に関する集計－産業横断的集計(事業所数、従業者数)　第1表　経営組織(4区分)別民営事業所数，男女別従業者数及び1㎢当たり事業所数及び従業者数―全国，都道府県，市区町村，大都市圏のうち、総数（経営組織）のうち事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。））を記入すること。	146頁	A
	地方税（H22～24・R3～5年度）	決算統計第4表「歳入内訳」の「地方税」欄の額を記入すること。 〈参考〉決算統計の調査表における行－列 平成22～24・令和3～5年度　：　01行（1）列	146頁	A
	住民基本台帳人口（H25.3.31現在）	平成25年3月31現在における住民基本台帳登載人口を記入すること。	146頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
人口減少等特別対策事業費	住民基本台帳人口（H14～16・18～20・22～26・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の住民基本台帳登載人口（n+1年1月1日現在（H14～16・18～20・22～24年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	147頁	A B
	増減数（H14～16・24～26・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の市町村別住民票記載、消除数（n年1月1日～12月31日（H14～16・24年においては平成n年4月1日～平成n+1年3月31日））のうち増減数を記入すること。	147頁	A B
	転入者数（H18～20・24～26・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の市町村別住民票記載、消除数（n年1月1日～12月31日（H18～20・24年においては平成n年4月1日～平成n+1年3月31日））のうち転入者数を記入すること。	147頁	A B
	転出者数（H18～20・24～26・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の市町村別住民票記載、消除数（n年1月1日～12月31日（H18～20・24年においては平成n年4月1日～平成n+1年3月31日））のうち転出者数を記入すること。	148頁	A B
	15歳未満人口（H14～16・24～26・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における0～4歳、5～9歳及び10～14歳の人口の合計数（n+1年1月1日現在（H14～16・24年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	148頁	A B
	自然増加数（24～26年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の市町村別住民票記載、消除数（平成n年1月1日～12月31日（H24年においては平成n年4月1日～平成n+1年3月31日））のうち自然増加数を記入すること。	148頁	A
	15歳から34歳までの人口（H12年国調）	平成12年国勢調査によって調査した15歳から34歳までの人口を記入すること。	148頁	A
	15歳から34歳までの就業者数（H12年国調）	平成12年国勢調査によって調査した15歳から34歳までの就業者数を記入すること。	148頁	A
	15歳から34歳までの労働力状態「不詳」人口（H12年国調）	平成12年国勢調査によって調査した15歳から34歳までの労働力状態「不詳」人口を記入すること。 ※労働力状態「不詳」人口＝人口（総数）－労働力人口－非労働力人口	148頁	A
	25歳から44歳までの女性人口（H12年国調）	平成12年国勢調査によって調査した25歳から44歳までの女性人口を記入すること。	148頁	A
	25歳から44歳までの女性就業者数（H12年国調）	平成12年国勢調査によって調査した25歳から44歳までの女性就業者数を記入すること。	148頁	A
	25歳から44歳までの労働力状態「不詳」女性人口（H12年国調）	平成12年国勢調査によって調査した25歳から45歳までの労働力状態「不詳」女性人口を記入すること。 ※労働力状態「不詳」人口＝人口（総数）－労働力人口－非労働力人口	148頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
人口減少等特別対策事業費	出生者数（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の市町村別住民票記載、消除数（n年1月1日～12月31日（H14～16年においては平成n年4月1日～平成n+1年3月31日））のうち出生者数を記入すること。	148～149頁	A B
	15～19歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における15～19歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	20～24歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における20～24歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	25～29歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における25～29歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	30～34歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における30～34歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	35～39歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における35～39歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	40～44歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における40～44歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	45～49歳女性人口（H14～16・R3～6年住民基本台帳関係年報）	住民基本台帳関係年報における日本人の年齢階級別人口（市区町村別）における45～49歳の女性人口（n+1年1月1日現在（H14～16年においては平成n+1年3月31日現在））を記入すること。	149～150頁	A B
	有効求人倍率（H26.11～H27.4）	職業安定業務統計における都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）を記入すること。 ※当該市区町村が所在する都道府県の有効求人倍率を記入すること。	150頁	A
	小売業年間商品販売額（H26商業統計調査）	商業統計調査規則により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計（単位は百万円）を記入すること。 ただし、公表数値が秘匿値「X」とされている団体の数値は、零（ゼロ）とすること。 なお、合併関係市町村において、一部の旧市町村の数値が秘匿値である場合には、当該秘匿値を零（ゼロ）として他の合併関係市町村の数値と合算し、これを当該合併市町村の数値とすること。この場合、当該合併市町村は秘匿値団体としないこと。	150頁	A
	卸売業年間商品販売額（H26商業統計調査）	商業統計調査規則により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の卸売業計（単位は百万円）を記入すること。 ただし、公表数値が秘匿値「X」とされている団体の数値は、零（ゼロ）とすること。 なお、合併関係市町村において、一部の旧市町村の数値が秘匿値である場合には、当該秘匿値を零（ゼロ）として他の合併関係市町村の数値と合算し、これを当該合併市町村の数値とすること。この場合、当該合併市町村は秘匿値団体としないこと。	150頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域社会再生事業費	国調人口（R2年）（省令附則第21条の適用なし）	原則として、国調人口（R2年）（項目番号B5028）と同様の数値とすること。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条第１項に定める特定被災地方公共団体においては、同項の規定に関わらず、国勢調査の数値を用いることとすること。	151頁	A
	15歳未満人口(R2年国調)	令和２年国勢調査人口のうち15歳未満の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	151頁	A
	15歳以上65歳未満人口(R2年国調)	令和２年国勢調査人口のうち15歳以上65歳未満の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	151頁	A
	15歳以上65歳未満人口(H22年国調)	平成22年国勢調査人口のうち15歳以上65歳未満の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	151頁	A
	65歳以上人口(R2年国調）（省令附則第21条の適用なし）	原則として、65歳以上人口（R2年国調）（項目番号B8236）と同様の数値とすること。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条第１項に定める特定被災地方公共団体においては、同項の規定に関わらず、国勢調査の数値を用いることとすること。	151頁	A
	65歳以上人口(H27年国調）（省令附則第21条の適用なし）	平成27年国勢調査人口のうち65歳以上の人口（年齢不詳は含まない。）を記入すること。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（100人未満）	各団体に帰属する基準地域メッシュ（３次メッシュ。以下、メッシュと記載。）のうち、メッシュ内の人口（以下、メッシュ人口と記載。）100人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（100人以上200人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口100人以上200人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（200人以上300人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口200人以上300人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（300人以上400人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口300人以上400人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域社会再生事業費	メッシュ人口区分別人口（400人以上500人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口400人以上500人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（500人以上1,000人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口500人以上1,000人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（1,000人以上2,000人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口1,000人以上2,000人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	メッシュ人口区分別人口（2,000人以上4,000人未満）	各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口2,000人以上4,000人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数。	151頁	A
	（注）	各団体の人口(R2国調)から人口集中地区人口(R2国調)を控除した数より、各団体に帰属するメッシュのうち、メッシュ人口が4,000人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数を控除した数（以降、当該数とする）については、各団体に帰属するメッシュのうち最大密度であるメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数に加算すること。 ただし、各団体の人口から人口集中地区人口を控除した数が0以外で、かつ、各団体に帰属するメッシュ人口が全て0の場合は、当該数についてはメッシュ人口2,000人以上4,000人未満のメッシュ内に所属するメッシュ人口の合計数に加算すること。 （参考例）当該数のメッシュ人口区分別人口への加算方法 上記例について以下のとおり対応すること。 A市の場合は「500人以上1000人未満」の区分に237人加算し（合計2,600人）、 B町の場合は「400人以上500人未満」の区分に2人加算し（合計404人）、 C村の場合は「300人以上400人未満」の区分に436人加算する（合計1,366人）。	151頁	A

	メッシュ人口区分別人口								メッシュ人口計	各団体の人口から人口集中地区人口を控除した数	メッシュ人口区分別人口に加算する当該数
	0人以上100人未満	100人以上200人未満	200人以上300人未満	300人以上400人未満	400人以上500人未満	500人以上1000人未満	1000人以上2000人未満	2000人以上4000人未満	X	Y	Z=Y-X
A市	672	980	1,541	0	1,342	2,363	0	0	6,898	7,135	237
B町	3,767	1,400	48	2,391	402	0	0	0	8,008	8,010	2
C村	1,049	782	875	930	0	0	0	0	3,636	4,072	436

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地域デジタル社会推進費	身体障害者手帳交付台帳登載数	福祉行政報告例において、令和５年度分として厚生労働省に報告した身体障害者手帳交付台帳登載数の合計数のうち、当該市町村の交付台帳登載数	151頁	C
	療育手帳交付台帳登載数	福祉行政報告例において、令和５年度分として厚生労働省に報告した療育手帳交付台帳登載数の年度末現在合計数のうち、当該市町村の交付台帳登載数	151頁	C
	精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数	衛生行政報告例において、令和５年度分として厚生労働省に報告した精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の年度末現在合計数のうち、当該市町村の登載数	151頁	B
	事業所数（R3年経済センサス活動調査）	経済センサス活動調査規則によって調査された令和３年６月１日現在における民営事業所数（個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の計の数値（存続事業所及び新設事業所。事業内容等不詳事業所を除く。））を記入すること。	151頁	A
	１次産業事業所数	令和３年経済センサス活動調査　第６－１表　産業（中分類）別民営事業所数におけるＡＢ_農林漁業の事業所数	151頁	A
	企業数	中小企業庁「中小企業の企業数、事業所数」における市区町村別中小企業数(平成30年11月30日更新)における合計部分	151頁	A
	中小企業数	中小企業庁「中小企業の企業数、事業所数」における市区町村別中小企業数(平成30年11月30日更新)における中小企業の数	151頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
市町村民税法人税割	（ｎ－１）年度(令和６年４月１日～令和７年３月31日)の調定等に係るもの	令和７年度分の法人税割の基準税額の基礎数値となる（ｎ－１）年度（令和６年４月１日から７年３月31日までの間）の調定額等を記入すること。 （注）「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（市町村分）の「市町村民税法人税割に関する調」の各欄の額を記入すること。	152頁	C
	総務大臣修正額	令和６年度以前の年度における法人税割の基準税額の精算に用いた数値で検査等により異動があったものについて修正すべき額を記入すること。	152頁	D
	（ｎ－１）年度減収補塡債	令和６年度において、法人税割の減収のため発行を同意又は許可された地方債の額を記入すること。	152頁	C
	（ｎ－１）年度推計基準税額	「令和６年度普通交付税算出資料（市町村分）」の304頁の「推計基準税額②」欄に記載された額を記入すること。	152頁	A
	（ｎ－３）年度精算繰越額	令和６年度普通交付税の算定において、令和７年度に繰越して精算することとされた令和４年度分の精算繰越額を記入すること。	152頁	A
	（ｎ－２）年度精算繰越額	令和６年度普通交付税の算定において、令和７年度以後に繰越して精算することとされた令和５年度分の精算繰越額を記入すること。	152頁	A
市町村民税均等割（個人）	（ｎ－１）年度納税義務者数	令和６年度市町村税課税状況等の調第１表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数を記入すること。	152頁	A
市町村民税均等割（法人）	（ｎ－１）年度納税義務者数	令和６年度市町村税課税状況等の調（以下「令和６年度課税状況調査」という。）第１表の「法人均等割納税義務者数」を法人等の区分に応じて記入すること。（(9)欄には、「令和６年度課税状況調査」の「(A)～(H)の法人以外の法人をいうもの」欄の数を記入すること。）	153頁	A
市町村民税所得割	（ｎ－１）年度納税義務者数（200～700万円以下）	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下の金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の人数を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度納税義務者数（700～1,000万円以下）	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下の金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の人数を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度納税義務者数（1,000万円超）	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の人数を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度納税義務者数（合計）	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の人数を記入すること。	153頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
市町村民税所得割	20歳以上の住民基本台帳人口（n-1.1.1現在）	令和６年１月１日現在における住民基本台帳登載人口のうち、20歳以上の数値の合計を記入すること。	153頁	A
	20歳以上の住民基本台帳人口（n.1.1現在）	令和７年１月１日現在における住民基本台帳登載人口のうち、20歳以上の数値の合計を記入すること。	153頁	B
	（ｎ－１）年度 調整控除	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 配当控除	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 住宅借入金等特別税額控除	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「住宅借入金等特別税額控除」欄の額を記入すること。	153頁	A
	ｎ年度 住宅借入金等特別税額控除見込額	別途通知	153頁	D
	ｎ年度 定額減税見込額	別途通知	153頁	D
	（ｎ－１）年度 寄附金税額控除	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 寄附金税額控除（条例指定分）	「令和６年度課税状況調査」の第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 外国税額控除	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 配当割額の控除額	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 株式等譲渡所得割額の控除額	「令和６年度課税状況調査」の第12表総括表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の額を記入すること。	153頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
市町村民税所得割	（ｎ－１）年度 課税標準額（200万円以下）	「令和６年度課税状況調査」の第59表(3)課税標準額に関する調の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計(A)」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 課税標準額（200～700万円）	「令和６年度課税状況調査」の第59表(3)課税標準額に関する調の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」、表頭「小計(A)」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 課税標準額（700～1,000万円）	「令和６年度課税状況調査」の第59表(3)課税標準額に関する調の表側「市町村民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計(A)」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 課税標準額（1,000万円超）	「令和６年度課税状況調査」の第59表(3)課税標準額に関する調の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計(A)」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 総所得金額等算出税額（合計）	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「(B)について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の額を記入すること。	153頁	A
	（ｎ－１）年度 分離長期譲渡所得算出税額	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」欄のうち「小計」欄の額を記入すること。	154頁	A
	（ｎ－１）年度 分離短期譲渡所得算出税額	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「分離短期譲渡所得分」欄のうち「小計」欄の額を記入すること。	154頁	A
	（ｎ－１）年度 一般株式等譲渡所得等算出税額	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄の額を記入すること。	154頁	A
	（ｎ－１）年度 上場株式等譲渡所得等算出税額	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄の額を記入すること。	154頁	A
	（ｎ－１）年度 上場株式等配当所得算出税額	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「上場株式等に係る配当所得等分」欄の額を記入すること。	154頁	A
	（ｎ－１）年度 先物取引雑所得等算出税額	「令和６年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「先物取引に係る雑所得等分」欄の額を記入すること。	154頁	A
	分離譲渡所得等 （ｎ－１）年度交付税算定に用いた数値	令和６年度普通交付税の算定に用いた分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、一般株式等譲渡所得金額、上場株式等譲渡所得金額、上場株式等配当所得金額及び先物取引雑所得金額の合算額を記入すること。	154頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
市町村民税所得割	分離長期譲渡所得調定見込額及び分離短期譲渡所得調定見込額	令和７年度の当初調定に係る見込額を記入すること。 （「令和７年度課税状況調査」の第59表(4)算出税額に関する調の表側「市町村民税」の「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」の「小計」及び「分離短期譲渡所得分」の「小計」欄に係る見込数値である。）	154頁	D
	一般株式等譲渡所得等調定見込額	令和７年度の当初調定に係る見込額を記入すること。 （分離長期及び短期譲渡所得調定見込額と同様の見込数値であること。）	154頁	D
	上場株式等譲渡所得等調定見込額	令和７年度の当初調定に係る見込額を記入すること。 （分離長期及び短期譲渡所得調定見込額と同様の見込数値であること。）	154頁	D
	上場株式等配当所得調定見込額	令和７年度の当初調定に係る見込額を記入すること。 （分離長期及び短期譲渡所得調定見込額と同様の見込数値であること。）	154頁	D
	先物取引雑所得等調定見込額	令和７年度の当初調定に係る見込額を記入すること。 （分離長期及び短期譲渡所得調定見込額と同様の見込数値であること。）	154頁	D
	譲渡所得調定見込額計	「分離長期譲渡所得調定見込額」、「分離短期譲渡所得調定見込額」、「一般株式等譲渡所得等調定見込額」、「上場株式等譲渡所得等調定見込額」、「上場株式等配当所得調定見込額」及び「先物取引雑所得等調定見込額」の額の合計額を記入すること。	154頁	D
	（ｎ－２）年度７月～（ｎ－１）年度６月　退職所得分離課税納税義務者数	「令和６年度課税状況調査」の第20表退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調の表側「令和５年度」の「７月」から「３月」及び「令和６年度」の「４月」から「６月」、表頭「納税義務者数」欄の人数の合計人数を記入すること。	154頁	A
	（ｎ－２）年度７月～（ｎ－１）年度６月　退職所得分離課税所得割額	「令和６年度課税状況調査」の第20表退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調の表側「令和５年度」の「７月」から「３月」及び「令和６年度」の「４月」から「６月」、表頭「税額（千円）」欄の額の合計額を記入すること。	154頁	A
	総務大臣修正額	令和６年度以前の年度における市町村民税所得割の基準税額の精算に用いた数値で精算不能額又は検査等により異動があったものについて修正すべき額を記入すること。	154頁	A
固定資産税	総　括	①　各欄の記入にあっては、すべて地方税法改正法に基づき算出するものとし、概要調書（令和７年度）に記載されるべき数値を記入すること。なお、地方税法第６条の規定による課税免除、不均一課税を行っているものについては、控除しないので特に留意すること。 ②　「ｎ－１年度決算見込額」欄には、令和６年度の固定資産税（土地、家屋及び償却資産別）に係る調定見込額の100分の75の額（千円未満四捨五入）を記入すること。 　なお、超過税率を用いている団体にあっては、標準税率を用いて算出すること。 ③　わがまち特例については、参酌すべき割合として定められた割合を用いて算出した額を記入すること。 ④　土地及び家屋の地積、床面積及び平均価格については、地方税法附則第55条による課税免除額を含まないこと。	154～156頁	A D

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
固定資産税	土　地	1　地積 　地積は、「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地Ａ・Ｂを除く）」、「一般山林」及び「その他（「小計」欄）」のそれぞれの地目に分けて記入する。「令和７年度土地に関する概要調書報告書」第19表「負担調整措置等による軽減額に関する調」の「評価総地積」欄のそれぞれの区分ごとに記入されるべき数値を記入すること。 2　平均価格 　平均価格は、「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地Ａ・Ｂを除く）」「一般山林」及び「その他(「小計」欄)」のそれぞれの地目に分けて記入する。「宅地（宅地Ａ・Ｂ）を除く」及び「その他（「小計」欄）」については、「令和７年度土地に関する概要調書報告書」第19表「負担調整措置等による軽減額に関する調」の「単位当たり平均価格」欄に記入されるべき数値を記入し、「一般田」、「一般畑」及び「一般山林」については、同第19表「決定価格総額」欄に記入されるべき数値に1,000,000を乗じた数値を「評価総地積」欄に記入されるべき数値で除した数値（小数点以下四捨五入）を記入すること。 3　軽減額 　軽減額は、法定免税点、課税標準の特例、負担調整措置等によるものの合計を記入する。「令和７年度土地に関する概要調書報告書」第19表「負担調整措置等による軽減額に関する調」の「軽減額合計」欄の表側「合計」欄に記入されるべき数値を記入すること。 4　附表　宅地化農地に係る徴収猶予税額等 ①　「７年度免除・徴収猶予税額（A）」欄には、地方税法附則第29条の５第１項、第３項、第７項及び第８項の規定により当該年度において免除又は徴収を猶予している令和７年度分に係る税額を記入すること。 （調査日において既に免除した税額については免除分として計上し徴収猶予分と二重計上しないこと。） ②　「６年度徴収猶予取消税額（B）」欄には、地方税法附則第29条の５第９項の規定により令和６年度において徴収猶予の取消しを行った場合における当該取消しに係る税額を記入すること。 ③　「６年度還付税額（C）」欄には、地方税法附則第29条の５第11項及び第12項の規定により令和６年度において徴収金を還付した場合における当該還付に係る税額を記入すること。 ④　「７年度減税額（東日本大震災分含む）（D）」欄には、「令和７年度土地に関する概要調書報告書」の第17表「課税標準の特例等に関する調」の表頭「計」欄の表側「法附則第29条の５第16項、第17項、第55条第４項、第６項、第８項」の「減額分に相当する課税標準額」欄に記載されるべき数値に標準税率0.014を乗じて得た数値の合計を記入すること。 6　参考　課税標準額 「課税標準額」は、「令和７年度土地に関する概要調書報告書」により報告されるべき、各地目ごとの課税標準額（法定免税点以上のもの）の総合計を記入すること。	154～155頁	D

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
固定資産税	家　屋	①　「床面積」欄には、令和７年度分の固定資産税の課税対象となるべき家屋に係る床面積を記入すること。（木造、非木造別） ②　「平均価格」欄には、令和７年度分の固定資産税の課税対象となるべき家屋に係る単位当たり平均価格を記入すること。（木造、非木造別） ③　「法定免税点未満のものの総価額」欄には、法定免税点未満となった家屋に係る固定資産税の課税標準額となるべき額の合計額を記入すること。 ④　「課税標準の特例による減少額」欄には、地方税法第349条の３、同法附則第15条等に規定する課税標準の特例による当該家屋に係る課税標準額の減少額を記入すること。 ⑤　「新築住宅等の減税額（東日本大震災分含む）」欄には、地方税法附則第15条の６等の規定により新築住宅等に対して課する固定資産税の軽減税額を記入すること。この場合、超過税率を採用している市町村にあっては、標準税率によって算定した額に係る軽減税額相当額を記入すること。 ⑥　コロナ特例による課税標準の減少額　合計 各「コロナ特例による課税標準の減少額」欄には、それぞれ概要調書（令和７年度）中、「令和７年度　旧地方税法附則第64条に係る減収額調査」において、令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項に基づく新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋に対する固定資産税の課税標準の特例により法定免税点未満となるものに係る固定資産税の課税標準額及び同特例による課税標準の減少額のとして記載されるべき額を、根拠条文及び不均一課税以外分又は不均一課税分のそれぞれについて記入すること。	155頁	D
	償却資産	①　「課税標準額」欄には、地方税法第389条（大臣配分、知事配分）、同法第743条及び同法第410条に係る当該市町村分の令和７年度の課税標準額を記入すること。 ②　ただし、①に記載する同法第410条の課税標準額のうち、わがまち特例適用分の課税標準額については、当該決定価格に参酌すべき割合として定められた割合を乗じて得た課税標準額を用いること。 ③　各「コロナ特例による課税標準の減少額」欄には、それぞれ概要調書（令和７年度）中、「令和７年度　旧地方税法附則第64条に係る減収額調査」において、令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項に基づく新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例による課税標準の減少額として記載されるべき額を、根拠条文及び不均一課税以外分又は不均一課税分のそれぞれについて記入すること。 ④　「過大（△）又は過少に係る基準税額」欄には、前年度以前における過大（△）又は過少に係る課税標準額に地方税法第389条及び同法第743条に係るものにあっては、0.0105を、同法第410条に係るものにあっては、0.0104475をそれぞれ乗じた額を記入すること。 ただし、前年度以前の上記③に該当する額及び錯誤により措置すべき額は含まれないことに注意すること。	156頁	D

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
固定資産税	低工法等	「控除額」の「低工法等」又は「交付税法第14条の２」欄には、当該規定により基準財政収入額から控除する額（100分の75を乗じて得た額）を記入すること。	157頁	A D
軽自動車税種別割	一般分　賦課期日現在台数	「米軍構成員等分」に記載された以外の軽自動車等の令和７年４月１日現在の台数を記入すること。 なお、「賦課期日現在台数」には「非課税台数」のほか、課税免除・減免に係る台数を含むものであること。 また、重課及び軽課に係る台数とこれらの対象にならない台数とを区別し、重複して計上されることがないよう注意すること。	161～163頁	D
	うち非課税台数	地方税法第445条の規定等によって非課税とされる台数を記入すること。 なお、課税免除・減免に係る台数は、当欄には含まれないものであること。	161～163頁	D
	米軍構成員等分	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第２条第４項の「合衆国軍隊の構成員等」が所有する軽自動車等の令和７年４月１日現在の台数を記入すること。	161～163頁	D
	基準税額（重課及び軽課に係るもの）	令和７年４月１日現在の、地方税法附則第30条第１項（重課）及び同条第２項から第４項（軽課）に規定された税率の特例を適用する台数から非課税台数を除いた数に、各標準税率に0.75を乗じた単位額を乗じた額の積上額（総計）を、重課分と軽課分に区分して記入すること。 なお、単位額は小数点未満四捨五入とし、基準税額の積上額は千円未満四捨五入とする。	163頁	D
軽自動車税環境性能割	n-1年度課税台数	n-1年度中に地方税法附則第29条の12第２項の規定により、当該市町村に払い込まれた額に係る台数を記入すること。	166頁	B
	n-1年度課税額	n-1年度中に地方税法附則第29条の12第２項の規定により、当該市町村に払い込まれた額を記入すること。	166頁	B
環境性能割交付金	環境性能割交付金額（n-1）年度	地方税法施行令第44条の８及び第44条の９の規定により、令和６年度における８月、12月及び３月に交付された環境性能割交付金額と地方税法等の一部を改正する法律（平成28年３月31日法律第13号）附則第11条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について、地方税法施行令の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）による改正前の地方税法施行令第42条の９及び第42条の10の規定により、令和６年度における８月、12月及び３月に交付された自動車取得税交付金との合算額を記入すること。 なお、「環境性能割交付金額＝（うち延長分）＋（うち面積分）」となるので留意すること。	166頁	A
	環境性能割交付金額（n-2）年度	令和５年度の環境性能割交付金額を記入すること。なお、これは、前年度マスターからシフトするものである。	166頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
環境性能割交付金	環境性能割交付金額（n-3）年度	令和４年度の環境性能割交付金額を記入すること。なお、これは、前年度マスターからシフトするものである。	166頁	A
市町村たばこ税	売渡し本数 (n-2)3/1～(n-1)2/末　(1)	令和５年３月１日から令和６年２月末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの市町村ごとの本数等を記入すること。	166頁	A
	売渡し本数 (n-3)3/1～(n-2)2/末　(2)	令和４年３月１日から令和５年２月末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの市町村ごとの本数等を記入すること。	166頁	A
	売渡し本数 (n-1)3/1～(n)2/末(3)	令和６年３月１日から令和７年２月末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの市町村ごとの本数等を記入すること。 （注）①（1)～(3)の各欄におけるたばこの本数は、地方税法第467条の規定による市町村たばこ税の課税標準たる本数（卸売販売業者等の売渡し等に係る本数）とする。 ②（1)～(3)の各欄とも、表示単位未満に端数があるときは、その端数を四捨五入すること。	166頁	B
	〔注意事項〕 市町村の合計は、都道府県分の申告本数（税務担当課へ照会）と突合し、 その差の理由を確認しておくこと。			
	20歳以上常住人口（2年国調）	令和２年国勢調査人口等基本集計第２－７表（男女、年齢（五歳階級及び三区分）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比［年齢別］）の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇～四歳」、「五～九歳」、「十～十四歳」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数であること。	166頁	A
	20歳以上昼間流入人口（2年国調）	令和２年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第１－１表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数と表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数であること。	166頁	A
	〔注意事項〕 2年国勢調査以後の合併等による市町村の廃置分合等があった場合は、地方税法施行規則第16条の４の５に基づき算定した人口とする。 また、地方税法施行規則附則第８条の４の２の規定により、福島県の一部町村で算定方法の特例を設けているため留意すること。			

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
鉱産税	継続分	「閉鎖分」以外のものの令和６年度において課税標準となった額を記入すること。また、「月産200万円超」と「月産200万円以下」を分けて記載すること。 （注）①　同年度中に課税標準額の更正があった場合、その最終額をいうものである。 ②　令和５年度以前の課税標準額について、令和６年度中に更正があった場合、令和５年度以前に課税標準となった額は除くこと。 ③　地方税法第６条又は第532条の規定に基づき、各市町村の条例により課税免除、不均一課税又は減免の措置を行ったものについても含めること。	167頁	B
	閉鎖分	令和６年度に鉱産税の対象となった作業場が令和７年４月１日以前に閉鎖され、かつ、令和７年度中に再開される見込みがまったくないものの令和６年度において課税標準となった額を記入すること。 （注）上記継続分と同じ。	167頁	B
事業所税	総　括	市町村において地方税法第６条又は第701条の57の規定による課税免除及び不均一課税又は減免の措置を行ったものについては、これらの措置をしなかったものとして取り扱うものであること。	167頁	
	（n－1）年度課税団体	令和６年度において事業所税を課税している都市について記入すること。 なお、指定都市等に該当しなくなったことにより、令和６年度において事業所税を課税しなくなった団体については記入の必要はない。	167頁	
	事業に係る事業所税の床面積（資産割）	事業所床面積から非課税に係る事業所床面積及び控除事業所床面積を除いたものを記入するものであり、地方税法施行規則（以下「規則」という。）第44号様式中⑨欄の課税標準となる事業所床面積（過年度分を含む。）をいうものであること。 （n－1）年度からの課税団体にあっては、（n－1）年度において課税の対象となった事業所床面積に、別途通知するβを乗じて得た数値を記入すること。（別途通知するβがBデータ提出時期までに示されない場合は、βを乗じる前の数値を記入し、通知がされ次第、βを乗じた後の数値を記入すること。）	167頁	B
	事業に係る事業所税の給与総額（従業者割）	従業者給与総額から非課税に係る従業者給与総額及び控除従業者給与総額を除いた額を記入するものであり、規則第44号様式中⑮欄の額をいうものであること。 （n－1）年度からの課税団体にあっては、（n－1）年度において課税の対象となった従業者給与総額に、別途通知するβ’を乗じて得た数値を記入すること。（別途通知するβ’がBデータ提出時期までに示されない場合は、β’を乗じる前の数値を記入し、通知がされ次第、β’を乗じた後の数値を記入すること。）	167頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
事業所税	既に納付の確定した税額（資産割、従業者割）	令和５年度以前に申告納付等がなされたものについて令和６年度中に修正申告、更正又は決定があった場合において、当該修正申告等に係る令和５年度以前に既に納付の確定した税額(規則第44号様式中⑪欄及び⑰欄の額)を記入すること。	167頁	B
	（n－1）年度決算見込額（資産割） （n－1）年度決算見込額（従業者割） （n－1）年度決算見込額（総額）	令和６年度分の事業所税に係る調定見込額の100分の75の額を記入すること。	167頁	B
	課税開始年度	事業所税の課税団体となった年度を記入すること。	167頁	A
	（n-1）年度資産割税額 （n-1）年度従業者割税額 （n-1）年度事業所税総額	令和６年度普通交付税算出資料(以下「算出資料」という。)の事業所税317頁(b)、(d)、(e)の数値を記入すること。	167頁	A
	n年度課税見込団体	令和７年度から事業所税を課することとなる団体について、次の方法により記入すること。 ①　「既設事業所に係るもの」欄の「床面積」欄については、令和７年１月１日現在において、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳（以下「台帳等」という。）に登録された家屋のうち木造以外の家屋で、一般住宅及び農家の用に供する家屋以外の家屋（地方税法第348条の規定に該当するもの、市場及び水力発電所に係る家屋を除く。以下同じ。）の床面積の合計を記入すること。 ②　「既設事業所に係るもの」の「従業者数」欄には、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって調査した令和３年６月１日現在における民営の事業所（産業大分類C～R）の従業者数の合計を記入すること。 ③　「n年度収入見込額」欄には、令和６年度課税見込団体における調定見込額の100分の75の額を記入すること。	167頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
利子割交付金	（ｎ－１）年度交付金額	令和６年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額を記入すること。	168頁	A
	（ｎ－２）年度交付金額	令和５年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額を記入すること。	168頁	A
	（ｎ－２）年度分精算繰越額	令和５年度分の要精算額で令和６年度の算定において未精算のものを記入すること。（具体的には、令和６年度算出資料P318(k)の数値を記入すること。）	168頁	A
	（ｎ－３）年度分精算繰越額	令和４年度分の要精算額で令和６年度の算定において未精算のものを記入すること。（具体的には、令和６年度算出資料P318(n)の数値を記入すること。）	168頁	A
	（ｎ－１）年度減収補填債	令和６年度において、利子割交付金の減収のため発行について同意又は許可を得た地方債の額を記入すること。	168頁	C
	総務大臣修正額	令和６年度以前の年度における利子割交付金の基準額の精算に用いた数値で精算不能額又は検査等により異動があったものについて修正すべき額を記入すること。	168頁	A
配当割交付金	（ｎ－１）年度交付金額	令和６年８月、12月及び令和７年３月に交付された配当割交付金の額の合算額を記入すること。	168頁	A
株式等譲渡所得割交付金	（ｎ－１）年度交付金額	令和７年３月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額を記入すること。	168頁	A
法人事業税交付金	交付の基準となる市町村従業者数	令和3年経済センサス活動調査の結果として公表された当該市町村の従業者数（※）を記入すること。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があったとき又は市町村の境界が確定したときに、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じている場合はその数値とすること。 （※）事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数に関する集計表1-1（経営組織（２区分）別全事業所数、男女別従業者数、1km2当たり事業所数及び従業者数－全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）の表頭「従業者数_男女計」の表側「0_総数」の欄による。 なお、福島県双葉郡楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町並びに相馬郡飯舘村は、旧調査数値（H21経済センサス基礎調査）に住基人口の減少率（小数点以下第3位未満切り捨て）（R3.5.31現在の住基人口をH21.6.30現在の住基人口で除して得た率)を乗じて得た数値（小数点以下四捨五入）を用いること（旧調査数値（H21経済センサス基礎調査）に住基人口の減少率を乗じて得た数値が旧調査数値（H21経済センサス基礎調査）を超えるときは、旧調査数値（H21経済センサス基礎調査）を用いること。）。	168頁	A
	総務大臣修正額	令和６年度以前の年度における法人事業税交付金の基準額の精算に用いた数値で検査等により異動があったものについて修正すべき額を記入すること。	168頁	D
	（ｎ－１）年度交付金額	令和６年度の８月、12月及び３月に交付された法人事業税交付金の額を記入すること。	168頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
法人事業税交付金	（ｎ－１）年度減収補塡債	令和６年度において、法人事業税交付金の減収のため発行を同意又は許可された地方債の額を記入すること。	168頁	C
	（ｎ－１）年度推計基準額	「令和６年度普通交付税算出資料（市町村分）」の320頁の「推計基準額⑤」欄に記載された額を記入すること。	168頁	A
	（ｎ－３）年度精算繰越額	令和６年度普通交付税の算定において、令和７年度に繰越して精算することとされた令和４年度分の精算繰越額を記入すること。	168頁	A
	（ｎ－２）年度精算繰越額	令和６年度普通交付税の算定において、令和７年度以後に繰越して精算することとされた令和５年度分の精算繰越額を記入すること。	168頁	A
地方消費税交付金	（n-1）年度　交付金額（従来分）	前年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金（従来分）の額を記入すること。	169頁	A
	（n-1）年度　交付金額（引上げ分）	前年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金（引上げ分）の額を記入すること。	169頁	A
ゴルフ場利用税交付金	１人１日の税率	都道府県の条例により定められた令和７年４月１日現在におけるゴルフ場の１人１日当たりの税率を記入すること。	169～170頁	B
	１日当たり利用者数	当該市町村のゴルフ場（令和７年３月31日までにおいて廃止されたもの並びにゴルフ場に類する施設及びゴルフ練習場を除く。）ごとの令和６年３月１日から令和７年２月28日までの間における延利用者数の１日当たりの数(１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を記入すること。 なお、ゴルフ場が２以上の市町村の区域にまたがって所在する場合には、延利用者数の１日当たりの数を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によって按分した数を記入すること（１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。 また、道府県分の算定に用いる利用者数と必ず突合を行うこと。	170～171頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
軽油引取税交付金	（n-1）年度交付金額	令和６年度の８月、12月及び３月に交付された軽油引取税交付金の額を記入すること。	172頁	A
軽油引取税交付金	（n-2）年度及び （n-3）年度	それぞれ令和５年度及び令和４年度の軽油引取税交付金の額を記入すること。 なお、これらは、前年度マスターからシフトするものである。	172頁	A
地方揮発油譲与税	（n-1）年度譲与税額	令和６年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税額を記入すること。 なお、「地方譲与税額＝（うち延長分）＋（うち面積分）」となるので留意すること。	172頁	A
	市町村道分	地方揮発油譲与税法第３条の規定による地方揮発油譲与税額〔いわゆる市町村道に係る額（指定都市の一般市並みの分を含む。）〕を記入すること。	172頁	A
	国府県道分	地方揮発油譲与税法第２条の規定による地方揮発油譲与税額〔いわゆる国府県道分（指定都市のみ）〕を記入すること。	172頁	A
特別とん譲与税	（n-1）年度譲与税額	令和６年度の９月及び３月に譲与された特別とん譲与税の額を記入すること。	172頁	B
	（n-2）年度譲与税額	令和６年度当初算定に用いた令和５年度に譲与された特別とん譲与税の額を記入すること。	172頁	A
石油ガス譲与税	（n-1）年度譲与税額	令和６年度の６月、11月及び３月に譲与された石油ガス譲与税の額（指定都市のみ）を記入すること。　なお、「石油ガス譲与税額＝（うち延長分）＋（うち面積分）」となるので留意すること。	172頁	A
自動車重量譲与税	(n-1)年度譲与税額	令和６年度の６月、11月及び３月に譲与された自動車重量譲与税の額の合計額を記入すること。　なお、「自動車重量譲与税額＝（うち延長分）＋（うち面積分）」となるので留意すること。	172頁	A
航空機燃料譲与税	n年度譲与税見込額に係る按分率	令和７年度航空機燃料譲与税見込額に係る按分率を記入すること。	173頁	B
森林環境譲与税	（n－1）譲与税額	令和６年度の９月および３月に譲与された森林環境譲与税の額を記入すること。	173頁	B
市町村交付金	法第２条第１項各号に係る交付金（算定標準額）	各省各庁の長又は地方公共団体の長が国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第７条から第10条までの規定により当該市町村に対して通知した価格を基礎として同法の規定によって算定した交付金算定標準額を記入すること。 具体的には、この数値は、「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（４月照会）の市町村分「第14　国有資産等所在市町村交付金に関する調」の附表１～６における各表の「算定標準額合計」欄の額を記入すること。	173頁	B

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表 ページ	データ 提出区分
市町村交付金	（n-1）年度以前の過大過少の額（交付金基準額）	令和６年度以前の過大又は過少に係る交付金基準額を記入し、過大の場合には該当数値の前に△印を付すこと。 具体的には、この数値は、４月照会の市町村分第14の附表７における各区分ごとの基準額を記入すること。	173頁	B
交通安全対策特別交付金	（n-1）年度交付額	令和６年度の９月及び３月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額を記入すること。	173頁	A

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
錯誤措置額	n年度普通交付税において措置する錯誤額	令和７年度の普通交付税の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額することとなった錯誤額を記入すること。 なお、合併団体にあっては、合併算定替に係る縮減後の錯誤額を記入すること。	174頁	D
	n年度その他により措置する錯誤額	令和７年度の普通交付税の交付を受けないこと（不交付団体）等の理由により、普通交付税において措置することができないため、令和７年度において返還又は特別交付税から交付すべき錯誤額（調整額控除後）を記入すること。	174頁	D
	（n－1）年度普通交付税措置額	令和６年度の普通交付税の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した錯誤措置額を記入すること。 なお、このデータはシフトを行うこととする。	174頁	A
交付額	交付済額	令和７年の４月及び６月分として交付された交付額（地方交付税法第16条第１項ただし書の規定により留保した額を除く。）を記入すること。 なお、災害等により繰上交付を受けた団体はこれを含めて計上のこと（９月分も含む）。	174頁	F 別途指示
【算定台帳用数値】 特別交付税	交付額（n-2）年度	令和５年度特別交付税交付額を記入すること。	174頁	A
	交付額（n-1）年度	令和６年度特別交付税交付額を記入すること。	174頁	A
震災復興特別交付税	交付額（n-2）年度	令和５年度震災復興特別交付税交付額を記入すること。	174頁	A
	交付額（n-1）年度	令和６年度震災復興特別交付税交付額を記入すること。	174頁	A
(n-2) 年度 普通会計決算 状況	歳入（n-2）年度	令和５年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「歳入総額（A）」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行01列	174頁	A
	歳出（n-2）年度	令和５年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「歳出総額（B）」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行02列	174頁	A
	翌年度へ繰り越すべき財源（n-2）年度	令和５年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「翌年度に繰り越すべき財源(D)」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行04列	174頁	A
	実質収支（n－2）年度	令和５年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「実質収支(E)」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行05列	174頁	A
(n-1) 年度 普通会計決算 状況	歳入（n－1）年度	令和６年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「歳入総額(A)」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行01列	175頁	G 別途指示
	歳出（n－1）年度	令和６年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「歳出総額(B)」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行02列	175頁	G 別途指示

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
(n-1) 年度 普通会計決算 状況	翌年度に繰り越すべき財源（n－1）年度	令和６年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「翌年度に繰り越すべき財源(D)」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行04列	175頁	G 別途指示
	実質収支（n－1）年度	令和６年度地方財政状況調の第２表の「決算収支の状況」のうち「実質収支(E)」欄の額を記入すること。 ＜参考＞2表01行05列	175頁	G 別途指示

地方特例交付金

費　目　名	項　目　名	記　　載　　要　　領	調査表ページ	データ提出区分
地方特例交付金	住宅借入金等特別税額控除見込額	別途通知	176頁	D
	定額減税見込額	別途通知	176頁	D
	地方特例交付金 予算額(n.5.1現在)	令和７年５月１日時点における地方特例交付金の予算計上額を記入すること。 （合併関係市町村（旧団体）においては、入力を要しない）	176頁	A
	ｎ年度において措置する旧個人住民税減収補填特例交付金の錯誤額	別途通知	176頁	C
	ｎ年度において措置する旧自動車税減収補填特例交付金の錯誤額	別途通知	176頁	C
	ｎ年度において措置する旧自動車税減収補填特例交付金の錯誤額（都道府県分）	別途通知	176頁	C
	ｎ年度において措置する旧軽自動車税減収補填特例交付金の錯誤額	別途通知	176頁	C
	ｎ年度において措置する定額減税減収補填特例交付金の錯誤額	別途通知	176頁	C
交付額	交付済額 （地方特例交付金）	令和７年の４月分として交付された地方特例交付金の交付額を記入すること。	176頁	F 別途指示

令和7年度普通交付税（市町村分）基礎数値検算表

総務省自治財政局交付税課

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F001	共通項目		B0001 B0003～B0009 B0014～B0016 B2197、B2199 B2896、B8312 B8313、B8746 B5027、B5028	＞	0
F002	共通項目	面積	B0001	＝	B3465＋B3466＋B0647＋ B0648＋B0649
F103	道路橋りょう費	国道の面積 台帳整備分計	B0064	＝	B0054＋B0060
F104	道路橋りょう費	道府県道の面積 台帳整備分計	B0070	＝	B0066＋B0068
F105	道路橋りょう費	市町村道の面積（道路） 台帳整備分小計	B0080	＝	B0072＋B0074＋B0076＋B0078
F106	道路橋りょう費	市町村道の面積 台帳整備分計	B0084	＝	B0080＋B0082
F107	道路橋りょう費	国道の延長 台帳整備分計	B0090	＝	B0086＋B0088
F108	道路橋りょう費	道府県道の延長 台帳整備分計	B0096	＝	B0092＋B0094
F109	道路橋りょう費	市町村道の延長（道路） 台帳整備分小計	B0104	＝	B0098＋B0100＋B0102
F111	道路橋りょう費	市町村道の延長（道路） 台帳整備分計	B0112	＝	B0104＋B0110
F223	道路橋りょう費	国県道管理状況	大都市及び道路法第17条第2項又は第3項適用市町村以外は0		B0064+B0070+B0090+B0096
F201	都市計画費	都市計画区域人口	B0152	≦	B5028
F202	下水道費	公共下水道 排水人口	B0169＞0	であれば	B0170＞0
F203	下水道費	農業集落排水施設排水人口うち公営企業分	B0171＞0	であれば	B0172＞0
F204	下水道費	漁業集落排水施設排水人口うち公営企業分	B0173＞0	であれば	B0174＞0
F205	下水道費	林業集落排水施設排水人口うち公営企業分	B3209＞0	であれば	B3210＞0
F206	下水道費	簡易排水施設排水人口うち公営企業分	B3211＞0	であれば	B3212＞0
F207	下水道費	小規模集合排水処理施設排水人口のうち公営企業分	B3013＞0	であれば	B3014＞0
F259	下水道費	合流管比率	B7454	＝	B7453÷B7452 （ただし、B7453＞0の場合）
F260	下水道費	処理区域内人口密度	B7457	＝	B7455÷B7456 （ただし、B7455＞0の場合）
F208	下水道費	下水道事業債元利償還金 合計（11年度以前許可額に係るもの）	B0192	＝	B0183＋B0184＋B0188＋ B0189＋B0190＋B0191＋ B2006＋B2007＋B2008＋ B3017＋B3018
F209	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 元利償還金（11年度以前許可債に係るもの）	B0184	＝	B0185＋B0186
F210	下水道費 〔事業費補正〕	23のうち公共下水道事業債（特別分）元利償還金	B0186	≦	B0185
F225	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 12許可額合計	B4185	＝	B4143＋B4146＋B4158＋ B4161＋B4164＋B4167＋ B4170＋B4173＋B4176＋ B4179＋B4182
F226	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 12許可額	B4146	＝	B4149＋B4152

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F227	下水道費 〔事業費補正〕	43のうち 公共下水道事業債（特別分） 12許可額	B4152	≦	B4149
F228	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 13許可額合計	B4415	＝	B4376＋B4379＋B4388＋ B4391＋B4394＋B4397＋ B4400＋B4403＋B4406＋ B4409＋B4412
F229	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 13許可額	B4379	＝	B4382＋B4385
F230	下水道費 〔事業費補正〕	61のうち 公共下水道事業債（特別分） 分）13許可額	B4385	≦	B4382
F231	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 14許可額合計	B4580	＝	B4567＋B4568＋B4571＋ B4572＋B4573＋B4574＋ B4575＋B4576＋B4577＋ B4578＋B4579
F232	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 14許可額	B4568	＝	B4569＋B4570
F233	下水道費 〔事業費補正〕	79のうち 公共下水道事業債（特別分） 分）14許可額	B4570	≦	B4569
F234	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 15許可額合計	B4756	＝	B4743＋B4744＋B4747＋ B4748＋B4749＋B4750＋ B4751＋B4752＋B4753＋ B4754＋B4755
F235	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 15許可額	B4744	＝	B4745＋B4746
F236	下水道費 〔事業費補正〕	97のうち 公共下水道事業債 （特別分）15許可額	B4746	≦	B4745
F237	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債（新設分） 16許可額合計	B4933	＝	B4920＋B4921＋B4924＋ B4925＋B4926＋B4927＋ B4928＋B4929＋B4930＋ B4931＋B4932
F238	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 （新設分） 16許可額	B4921	＝	B4922＋B4923
F239	下水道費 〔事業費補正〕	114のうち 公共下水道事業債（特別分） 16許可額	B4923	≦	B4922
F240	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債（更新分） 16許可額合計	B4947	＝	B4934＋B4935＋B4938＋ B4939＋B4940＋B4941＋ B4942＋B4943＋B4944＋ B4945＋B4946
F241	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 （更新分） 16許可額	B4935	＝	B4936＋B4937
F242	下水道費 〔事業費補正〕	128のうち 公共下水道事業債（特別分） 16許可額	B4937	≦	B4936
F243	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債（新設分） 17許可額合計	B7471	＝	B7458＋B7459＋B7462＋ B7463＋B7464＋B7465＋ B7466＋B7467＋B7468＋ B7469＋B7470
F244	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 （新設分） 17許可額合計	B7459	＝	B7460＋B7461
F245	下水道費 〔事業費補正〕	149のうち 公共下水道事業債（特別分） 17許可額合計	B7461	≦	B7460

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F246	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債（更新分） 17許可額合計	B7485	＝	B7472＋B7473＋B7476＋ B7477＋B7478＋B7479＋ B7480＋B7481＋B7482＋ B7483＋B7484
F247	下水道費 〔事業費補正〕	公共下水道に係る地方債 （更新分） 17許可額合計	B7473	＝	B7474＋B7475
F248	下水道費 〔事業費補正〕	163のうち 公共下水道事業債（特別分） 17許可額合計	B7475	≦	B7474
F249	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 18同意等額	B7778	＝	B8223＋B8224
F250	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 18同意等額合計	B7791	＝	B7778＋B7779＋B7782＋ B7783＋B7784＋B7785＋ B7786＋B7787＋B7788＋ B7789＋B7790
F251	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 19同意等額	B8420	＝	B8421＋B8422
F252	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 19同意等額合計	B8433	＝	B8420＋B8423＋B8424＋ B8425＋B8426＋B8427＋ B8428＋B8429＋B8430＋ B8431＋B8432
F253	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 20同意等額	B8816	＝	B8817＋B8818
F254	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 20同意等額合計	B8829	＝	B8816＋B8819＋B8820＋ B8821＋B8822＋B8823＋ B8824＋B8825＋B8826＋ B8827＋B8828
F255	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 21同意等額	B9260	＝	B9261＋B9262
F256	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 21同意等額合計	B9273	＝	B9260＋B9263＋B9264＋ B9265＋B9266＋B9267＋ B9268＋B9269＋B9270＋ B9271＋B9272
F257	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 22同意等額	B9575	＝	B9576＋B9577
F258	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 22同意等額合計	B9588	＝	B9575＋B9578＋B9579＋ B9580＋B9581＋B9582＋ B9583＋B9584＋B9585＋ B9586＋B9587
F290	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 23同意等額	B9897	＝	B9898＋B9899
F291	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 23同意等額合計	B9910	＝	B9897＋B9900＋B9901＋ B9902＋B9903＋B9904＋ B9905＋B9906＋B9907＋ B9908＋B9909
F292	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 24同意等額	B0336	＝	B0337＋B0338
F293	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 24同意等額合計	B0349	＝	B0336＋B0339＋B0340＋ B0341＋B0342＋B0343＋ B0344＋B0345＋B0346＋ B0347＋B0348
F295	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 25同意等額合計	B0646	＝	B0650＋B0662
F296	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 25同意等額合計	B0705	＝	B0646＋B0665＋B0671＋ B0673＋B0674＋B0675＋ B0700＋B0701＋B0702＋ B0703＋B0704
F297	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 26同意等額合計	B1182	＝	B1186＋B1187

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F298	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 26同意等額合計	B1258	＝	B1182＋B1191＋B1192＋ B1196＋B1197＋B1201＋ B1202＋B1206＋B1207＋ B1254＋B1255
F551	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 27同意等額合計	B2209	＝	B2211+B2213
F552	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 27同意等額合計	B2241	＝	B2209+B2221+B2222+ B2223+B2232+B2233+ B2236+B2237+B2238+ B2239+B2240
F553	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　27同意等額合計	B2508	＝	B2509+B2510
F554	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 28同意等額合計	B2547	＝	B2548+B2549
F555	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 28同意等額合計	B2560	＝	B2547+B2550+B2551+ B2552+B2553+B2554+ B2555+B2556+B2557+ B2558+B2559
F556	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　28同意等額合計	B2569	＝	B2570+B2571
F557	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 29同意等額合計	B2813	＝	B2814+B2815
F558	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 29同意等額合計	B2826	＝	B2813+B2816+B2817+ B2818+B2819+B2820+ B2821+B2822+B2823+ B2824+B2825
F559	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　29同意等額合計	B2836	＝	B2837+B2838
F560	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 30同意等額合計	B2991	＝	B2992+B2993
F561	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 30同意等額合計	B3009	＝	B2991+B2994+B2995+ B2996+B2997+B2998+ B2999+B3000+B3002+ B3003+B3004
F562	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　30同意等額合計	B3040	＝	B3041+B3045
F563	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 R元同意等額合計	B3644	＝	B3645+B3646
F564	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 R元同意等額合計	B3657	＝	B3644+B3647+B3648+ B3649+B3650+B3651+ B3652+B3653+B3654+ B3655+B3656
F565	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　R元同意等額合計	B3664	＝	B3665+B3666
F566	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 R2同意等額合計	B5214	＝	B5215+B5216
F567	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 R2同意等額合計	B5227	＝	B5214+B5217+B5218+ B5219+B5220+B5221+ B5222+B5223+B5224+ B5225+B5226
F569	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分　R2同意等額合計	B5229	＝	B5230+B5231
F568	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　R2同意等額合計	B5236	＝	B5237+B5238
F570	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 R3同意等額合計	B5324	＝	B5325+B5326
F571	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 R3同意等額合計	B5337	＝	B5324+B5327+B5328+ B5329+B5330+B5331+ B5332+B5333+B5334+ B5335+B5336
F572	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分　R3同意等額合計	B5339	＝	B5340+B5341

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F573	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　R3同意等額合計	B5348	＝	B5349+B5350
F574	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 R4同意等額合計	B5607	＝	B5608+B5609
F575	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 R4同意等額合計	B5620	＝	B5607+B5610+B5611+ B5612+B5613+B5614+ B5615+B5616+B5617+ B5618+B5619
F576	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分(流域下水道への接続分除く)　R4同意等額合計	B5622	＝	B5807+B5808
F577	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分(流域下水道への接続分) R4同意等額合計	B5623	＝	B5624+B5625
F578	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　R4同意等額合計	B5633	＝	B5634+B5635
F579	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 R5同意等額合計	B5840	＝	B5841+B5842
F580	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 R5同意等額合計	B5853	＝	B5840+B5843+B5844+ B5845+B5846+B5847+ B5848+B5849+B5850+ B5851+B5852
F581	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分(流域下水道への接続分除く)　R5同意等額合計	B5855	＝	B5856+B5857
F582	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分(流域下水道への接続分) R5同意等額合計	B5858	＝	B5859+B5860
F583	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　R5同意等額合計	B5868	＝	B5869+B5870
F584	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道に係る地方債 R6同意等額合計	B6117	＝	B6118+B6119
F585	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債 R6同意等額合計	B6130	＝	B6117+B6120+B6121+ B6122+B6123+B6124+ B6125+B6126+B6127+ B6128+B6129
F586	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分(流域下水道への接続分除く)　R6同意等額合計	B6132	＝	B6133+B6134
F587	下水道費 〔事業費補正〕	下水道事業債広域化・共同化分(流域下水道への接続分) R6同意等額合計	B6135	＝	B6136+B6137
F588	下水道費 〔事業費補正〕	流域下水道事業に係る公営企業会計適用債　R6同意等額合計	B6147	＝	B6148+B6149
F294	下水道費 〔投資補正〕	公共下水道　汚水処理開始年度	B3707	＞	1900 非該当団体については0
F211	下水道費 〔投資補正〕	公共下水道 使用料対象資本費	B3708＞0	であれば	B3711＝1若しくは2
F212	下水道費 〔投資補正〕	特定環境保全公共下水道 汚水処理開始年度	B3722	＞	1900 非該当団体については0
F214	下水道費 〔投資補正〕	特定環境保全公共下水道 使用料対象資本費	B3723＞0	であれば	B3726＝1若しくは2
F213	下水道費 〔投資補正〕	農業集落排水施設 供用開始年度	B3727	＞	1900 非該当団体については0
F215	下水道費 〔投資補正〕	農業集落排水施設 使用料対象資本費	B3728＞0	であれば	B3731＝1若しくは2
F224	下水道費 〔投資補正〕	漁業集落排水施設 供用開始年度	B3732	＞	1900 非該当団体については0
F216	下水道費 〔投資補正〕	漁業集落排水施設 使用料対象資本費	B3733＞0	であれば	B3736＝1若しくは2
F279	下水道費 〔投資補正〕	林業集落排水施設 供用開始年度	B3737	＞	1900 非該当団体については0

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F217	下水道費 〔投資補正〕	林業集落排水施設 使用料対象資本費	B3738＞0	であれば	B3741＝1若しくは2
F280	下水道費 〔投資補正〕	簡易排水施設 供用開始年度	B3742	＞	1900 非該当団体については0
F218	下水道費 〔投資補正〕	簡易排水施設 使用料対象資本費	B3743＞0	であれば	B3746＝1若しくは2
F281	下水道費 〔投資補正〕	小規模集合排水処理施設 供用開始年度	B3747	＞	1900 非該当団体については0
F219	下水道費 〔投資補正〕	小規模集合排水処理施設 使用料対象資本費	B3748＞0	であれば	B3751＝1若しくは2
F282	下水道費 〔投資補正〕	特定地域生活排水処理施設 供用開始年度	B3752	＞	1900 非該当団体については0
F220	下水道費 〔投資補正〕	特定地域生活排水処理施設 使用料対象資本費	B3753＞0	であれば	B3756＝1若しくは2
F283	下水道費 〔投資補正〕	個別排水処理施設 供用開始年度	B3757	＞	1900 非該当団体については0
F221	下水道費 〔投資補正〕	個別排水処理施設 使用料対象資本費	B3758＞0	であれば	B3761＝1若しくは2
F131	こども子育て費	市町村立幼稚園等園児数（n.5.1現在）	B1990	＝	B2065＋B2066＋B2068＋B2069
F222	生活保護費	生活保護費全体	町村は0 （福祉事務所を設置している町村、合併・編入等により市に移行している旧町村を除く）		B0394～B0401, B4015, B3034, B4775～B4780
F261	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 15許可額	B4797	＝	B4884＋B4885＋B4886
F263	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 16許可額	B4973	＝	B7191＋B7192＋B7193
F265	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 17許可額	B7713	＝	B7714＋B7715＋B7716
F267	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 18同意等額	B7827	＝	B7828＋B7829＋B7830
F269	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 19同意等額	B8470	＝	B8471＋B8472＋B8473
F271	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 20同意等額	B8873	＝	B8874＋B8875＋B8876
F273	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 21同意等額	B9318	＝	B9319＋B9320＋B9321
F275	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 22同意等額	B9627	＝	B9628＋B9629＋B9630
F277	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 23同意等額	B9944	＝	B9945＋B9946＋B9947
F284	保健衛生費	病院事業債医療施設整備事業分(市町村立大学附属病院分) 24同意等額	B0467	＝	B0468＋B0469＋B0470
F302	公債費	地方税減収補塡債 R6 同意等額（民間）	B6307	＝	B0906＋B1248＋B5209

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F301	公債費	公害防止事業債元利償還金（R7年度下水道資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分）控除前）	B0814	＝	B0693+B9597
F419	法人税割	縦計	B0758	＝	B0734＋B0742－B0750
F420	法人税割	縦計	B0761	＝	B0736＋B0744－B0752
F433	法人税割	縦計	B0759	＝	B0735＋B0743－B0751
F434	法人税割	縦計	B0762	＝	B0737＋B0745－B0753
F447	法人税割	縦計	B0760	＝	B0758＋B0759
F448	法人税割	縦計	B0763	＝	B0761＋B0762
F461	法人税割	縦計	B0758	＞	（B0758＜０の場合は0理由を確認、合併旧団体はOKエラー）
F702	所得割	調定見込額譲渡所得計	B1056	＝	B1052＋B1053＋B2933＋B2934＋B9412＋B4676
F801	共通		大都市以外は0		B4007（環性交付金4）＋B1283＋B1284＋B1285（軽油1～3）＋B1288（地方揮発油4）＋B1289（石油ガス1）
F903	交付済額		B1385＞0	であれば	B1386＞０(合併旧団体はOKエラー)
F905	(n-2)年度普通会計決算状況	実質収支（n-2）年度	B1393	＝	B1390－B1391－B1392
F052	消防費	消防費の区域指定指数に係るコード	A0030＞0	であれば	B0050＞０(合併旧団体はOKエラー)B0050＝０
F331	地方揮発油譲与税	（n-1）年度譲与税額市町村道分	B1287	＝	B8251＋B8252
F332	地方揮発油譲与税	（n-1）年度譲与税額国府県道分	B1288	＝	B8253＋B8254
F333	石油ガス譲与税	（n-1）年度譲与税額	B1289	＝	B8255＋B8256
F334	自動車重量譲与税	（n-1）年度譲与税額	B1290	＝	B8257＋B8258
F843	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（R5年度）	B6328	≧	B6343
F832	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（R4年度）	B6042	≧	B6057
F821	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（R3年度）	B5769	≧	B5784
F979	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（R2年度）	B5487	≧	B5502
F968	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（R元年度）	B0887	≧	B2693
F956	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（H30年度）	B0886	≧	B2330
F920	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（H29年度）	B0885	≧	B1833
F921	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（H28年度）	B0884	≧	B0769
F922	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち扶助費（H27年度）	B0883	≧	B0741
F844	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（R5年度）	B6329	≧	B6344
F833	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（R4年度）	B6043	≧	B6058

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F822	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（R3年度）	B5770	≧	B5785
F980	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（R2年度）	B5488	≧	B5503
F969	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（R元年度）	B0897	≧	B2694
F957	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（H30年度）	B0896	≧	B2331
F923	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（H29年度）	B0895	≧	B1834
F924	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（H28年度）	B0894	≧	B0809
F925	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち公債費（H27年度）	B0893	≧	B0774
F845	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（R5年度）	B6330	≧	B6345
F834	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（R4年度）	B6044	≧	B6059
F823	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（R3年度）	B5771	≧	B5786
F981	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（R2年度）	B5489	≧	B5504
F970	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（R元年度）	B0989	≧	B2695
F958	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（H30年度）	B0988	≧	B2332
F926	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（H29年度）	B0987	≧	B1835
F927	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（H28年度）	B0986	≧	B0813
F928	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち積立金（H27年度）	B0985	≧	B0810
F846	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（R5年度）	B6331	≧	B6346
F835	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（R4年度）	B6045	≧	B6060
F824	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（R3年度）	B5772	≧	B5787
F982	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（R2年度）	B5490	≧	B5505
F971	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（R元年度）	B0999	≧	B2696
F959	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（H30年度）	B0998	≧	B2333
F929	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（H29年度）	B0997	≧	B1836
F930	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（H28年度）	B0996	≧	B0911
F931	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資金等（H27年度）	B0995	≧	B0907
F847	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（R5年度）	B6332	≧	B6347
F836	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（R4年度）	B6046	≧	B6061
F825	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（R3年度）	B5773	≧	B5788
F983	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（R2年度）	B5491	≧	B5506
F972	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（R元年度）	B1009	≧	B2697
F960	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（H30年度）	B1008	≧	B2334

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F932	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（H29年度）	B1007	≧	B1837
F933	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（H28年度）	B1006	≧	B0920
F934	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち前年度繰上充用金（H27年度）	B1005	≧	B0919
F848	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（R5年度）	B6333	≧	B6348
F837	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（R4年度）	B6047	≧	B6062
F826	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（R3年度）	B5774	≧	B5789
F984	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（R2年度）	B5492	≧	B5507
F973	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（R元年度）	B1019	≧	B2698
F961	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（H30年度）	B1018	≧	B2335
F935	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（H29年度）	B1017	≧	B1838
F936	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（H28年度）	B1016	≧	B1081
F937	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的経費（H27年度）	B1015	≧	B0921
F849	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等の投資的金経費のうち人件費（R5年度）	B6334	≧	B6349
F838	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（R4年度）	B6048	≧	B6063
F827	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（R3年度）	B5775	≧	B5790
F985	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（R2年度）	B5493	≧	B5508
F974	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（R元年度）	B1029	≧	B2699
F962	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（H30年度）	B1028	≧	B2336
F938	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（H29年度）	B1027	≧	B1839
F939	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（H28年度）	B1026	≧	B1132
F940	地域の元気創造事業費	補助費等のうち一組負担金等のうち投資的金経費のうち人件費（H27年度）	B1025	≧	B1131
F850	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（R5年度）	B6337	≧	B6352
F839	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（R4年度）	B6051	≧	B6066
F828	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（R3年度）	B5778	≧	B5793
F986	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（R2年度）	B5496	≧	B5511
F975	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（R元年度）	B1235	≧	B2702
F963	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（H30年度）	B1234	≧	B2339
F941	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（H29年度）	B1233	≧	B1842
F942	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（H28年度）	B1232	≧	B1653
F943	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する建設費繰出（H27年度）	B1231	≧	B1652
F851	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（R5年度）	B6338	≧	B6353

不突合番号	費目 税目	対象項目 項目名	項目番号	比較	相手項目
F840	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（R4年度）	B6052	≧	B6067
F829	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（R3年度）	B5779	≧	B5794
F987	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（R2年度）	B5497	≧	B5512
F976	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（R元年度）	B1549	≧	B2703
F964	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（H30年度）	B1548	≧	B2340
F944	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（H29年度）	B1547	≧	B1843
F945	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（H28年度）	B1546	≧	B1655
F946	地域の元気創造事業費	公営企業（法非適）等に対する公債費財源繰出（H27年度）	B1545	≧	B1654
F852	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（R5年度）	B6339	≧	B6354
F841	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（R4年度）	B6053	≧	B6068
F830	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（R3年度）	B5780	≧	B5795
F988	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（R2年度）	B5498	≧	B5513
F977	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（R元年度）	B1559	≧	B2704
F965	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（H30年度）	B1558	≧	B2341
F947	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（H29年度）	B1557	≧	B1844
F948	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（H28年度）	B1556	≧	B1657
F949	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する建設費繰出（H27年度）	B1555	≧	B1656
F853	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（R5年度）	B6340	≧	B6355
F842	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（R4年度）	B6054	≧	B6069
F831	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（R3年度）	B5781	≧	B5796
F989	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（R2年度）	B5499	≧	B5514
F978	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（R元年度）	B1569	≧	B2705
F966	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（H30年度）	B1568	≧	B2342
F950	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（H29年度）	B1567	≧	B1845
F951	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（H28年度）	B1566	≧	B1659
F952	地域の元気創造事業費	公営企業（法適）等に対する公債費財源繰出（H27年度）	B1565	≧	B1658
F990	固定資産税	コロナ特例による課税標準の減少額	B5546	＝	B5188＋ B5190